

豊田市地域防災計画

－風水害等災害対策計画－

[令和 5 年度改訂版]

豊田市防災会議

豊田市地域防災計画【風水害等災害対策計画】目次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	
第4節 災害の想定	
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節 防災の基本理念	
第2節 重点を置くべき事項	
第3章 本市の特質と災害要因	7
第1節 自然的条件	
第2節 社会的条件	
第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第1節 実施責任	
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	21
第1節 防災協働社会の形成推進	
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
第3節 企業防災の促進	
第2章 水害予防対策	28
第1節 河川防災対策	
第2節 雨水出水対策	
第3節 浸水想定区域における対策	
第4節 地下空間の浸水対策	
第5節 農地防災対策	
第3章 土砂災害等予防対策	37
第1節 土地利用の適正誘導	
第2節 土砂災害の防止	
第3節 砂防対策	
第4節 治山対策	
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	
第6節 宅地造成の規制誘導	
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	
第4章 事故・火災等予防対策	48
第1節 航空災害対策	

第2節	鉄道災害対策	
第3節	道路災害対策	
第4節	放射線物質及び原子力災害予防対策	
第5節	危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	
第6節	高圧ガス保安対策	
第7節	火薬類保安対策	
第8節	林野火災対策	
第9節	地下街等の保全対策	
第5章	建築物等の安全化	57
第1節	交通関係施設対策	
第2節	ライフライン関係施設対策	
第3節	文化財保護対策	
第4節	防災建造物整備対策	
第6章	都市の防災性の向上	65
第1節	都市計画のマスタープラン等の策定	
第2節	防災上重要な都市施設の整備	
第3節	建築物の不燃化の促進	
第4節	市街地の面的な整備・改善	
第7章	中山間地等における孤立対策	68
第1節	孤立危険地域の把握	
第2節	孤立への備え	
第8章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	70
第9章	避難行動の促進対策	77
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	
第4節	避難情報に係る計画の策定	
第5節	避難に関する意識啓発	
第10章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	84
第1節	避難所の指定・整備等	
第2節	要配慮者支援対策	
第3節	帰宅困難者対策	
第11章	広域応援・受援体制の整備	93
第1節	広域応援・受援体制の整備	
第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
第12章	防災訓練及び防災意識の向上	97
第1節	防災訓練の実施	
第2節	防災のための意識啓発・広報	
第3節	防災のための教育	

第13章 防災に関する調査研究の推進	104
--------------------	-----

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動態勢（組織の動員配備）	106
第1節 災害対策本部の設置・運営	
第2節 職員の派遣要請・受入れ	
第3節 災害救助法の適用	
第2章 避難行動	114
第1節 気象警報等の発表、伝達	
第2節 避難情報	
第3節 住民等の避難誘導	
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	128
第1節 被害状況等の収集・伝達	
第2節 通信手段の確保	
第3節 広報	
第4章 応援協力・派遣要請	137
第1節 応援協力	
第2節 応援部隊等による広域応援等	
第3節 自衛隊の災害派遣	
第4節 ボランティアの受入	
第5節 防災活動拠点の確保等	
第5章 救出・救助対策	147
第1節 救出・救助活動	
第2節 航空機の活用	
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	151
第1節 医療救護	
第2節 防疫・保健衛生	
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	158
第1節 道路交通規制等	
第2節 道路施設対策	
第3節 鉄道施設対策	
第4節 緊急輸送手段の確保	
第8章 水害防除対策	172
第1節 水防	
第2節 防災営農	
第3節 流木の防止	
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	176
第1節 避難所の開設・運営	
第2節 要配慮者支援対策	
第3節 帰宅困難者対策	

第10章 水・食品・生活必需品等の供給・・・・・・・・・・・・・・・・	183
第1節 給水	
第2節 食品の供給	
第3節 生活必需品の供給	
第11章 環境汚染防止及び地域安全対策・・・・・・・・・・・・・・	190
第1節 環境汚染防止対策	
第2節 地域安全対策	
第12章 遺体の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195
第1節 遺体の搜索・収容	
第2節 遺体の処置	
第3節 遺体の埋火葬	
第13章 ライフライン施設の応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	199
第1節 電力施設対策	
第2節 ガス施設対策	
第3節 上水道施設対策	
第4節 下水道施設対策	
第5節 通信施設の応急措置	
第6節 郵便業務の応急措置	
第7節 ライフライン施設の応急復旧	
第14章 航空災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	212
第15章 鉄道災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	217
第16章 道路災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	221
第17章 放射性物質災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	225
第1節 放射性物質災害発生時の応急対策	
第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策	
第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策・・・・・・・・	230
第1節 危険物等施設	
第2節 危険物等積載車両	
第19章 高圧ガス災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	233
第1節 高圧ガス施設	
第2節 高圧ガス積載車両	
第20章 火薬類災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
第1節 火薬類関係施設	
第2節 火薬類積載車両	
第21章 大規模な火事災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	238
第22章 林野火災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	243
第23章 住宅対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	248
第1節 被災住宅の危険度判定	
第2節 被災住宅等の調査	

第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	
第5節	住宅の応急修理	
第6節	障害物の除去	
第24章	学校における対策	254
第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	
第2節	教育施設及び教職員の確保	
第3節	応急な教育活動についての広報	
第4節	教科書・学用品等の給与	

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	258
第1節	復興計画等の策定	
第2節	職員の派遣要請	
第2章	公共施設等災害復旧対策	260
第1節	公共施設災害復旧事業	
第2節	激甚災害の指定	
第3節	暴力団等への対策	
第3章	災害廃棄物処理対策	265
第4章	被災者等の生活再建等の支援	269
第1節	罹災証明書の交付等	
第2節	被災者への経済的支援等	
第3節	金融対策	
第4節	住宅等対策	
第5節	労働者対策	
第6節	市税及び国民健康保険税の減免等	
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	279
第1節	商工業の再建支援	
第2節	農林水産業の再建支援	

第1編 総 則

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 地域防災計画－風水害等災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、豊田市防災会議が作成する「豊田市地域防災計画」の「風水害等災害対策計画」編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) 豊田市防災会議は、毎年、豊田市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

◆附属資料第11－2「豊田市防災会議条例」

◆附属資料第11－3「豊田市防災会議運営要綱」

2 豊田市国土強靱化地域計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、市町村が作成する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市町村の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、豊田市国土強靱化地域計画（令和 3 年 3 月改定）を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。
- (5) 愛知県及び近隣市町等との連携を強化する。

3 他の計画との関係

- (1) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「豊田市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (2) 市は、豊田市地域防災計画の修正にあたっては、豊田市防災基本条例（平成 25 年 10 月 2 日条例第 3 8 号）第 4 条の規定により、同条例の基本理念を反映させなければならない。
- (3) 豊田市災害対策推進計画
豊田市地域防災計画の実効性を高めるため、自然災害対策全般を対象とし、市が行う災害対策の取組をまとめた豊田市災害対策推進計画（平成 28 年 7 月）を策定、公表した。今後、現状の対策内容の充実強化や最新の防災の動向、社会状況の変化を踏まえた課題の抽出及び検討を行い、必要に応じて見直しを図る。

◆附属資料第11－ 1「豊田市防災基本条例」

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第 1 編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第 2 編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第 3 編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第 4 編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 災害の想定

1 基本的な考え方

過去、伊勢湾台風による台風被害の経験があるが、最近では昭和 47 年 7 月の集中豪雨災害、平成 12 年 9 月の東海豪雨災害による河川氾濫及び土砂災害を経験している。本市に大きな被害を及ぼすと考えられる災害は、河川氾濫による浸水被害及び土砂災害などの風水害である。

2 災害の想定

- (1) この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- ア 台風による災害
- イ 集中豪雨等異常気象による災害
- ウ 大規模な火災
- エ 危険物の爆発等による災害
- オ 可燃性ガスの拡散
- カ 有毒性ガスの拡散
- キ 航空機事故による災害
- ク その他の特殊災害

◆ 附属資料第10- 6「過去の主な風水害」

(2) 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水による災害について、本計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

ア 水防法第14条、第14条の2に基づき指定された各浸水想定区域

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、豊田市防災基本条例に基づいて、自らのことは自らが守る自助の理念、地域において助け合いお互いを守る共助の理念及び市が市民及び事業者を災害から守る公助の理念に基づき、市民、事業者及び市が相互に連携し、協力し合い、継続して防災対策及び減災対策に取り組んでいかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

県地域防災計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国・他の地方公共団体・事業者・各種団体による支援の受入体制の整備、県及び市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

7 要配慮者支援に関する事項

要配慮者に配慮した防災対策を推進するため、地域住民と連携し、要配慮者の支援体制づくりを進めるとともに、避難所における良好な生活環境が確保できるよう、避難所機能の充実・強化を図ること。

第3章 本市の特質と災害要因

第1節 自然的条件

1 地形

本市は、愛知県のほぼ中央から北東にかけて位置し、北は岐阜県・長野県に接し、長野県に源を発する矢作川が市域の中央を南北に縦断している。地形は、おおむね山地・丘陵地、台地、低地の3つに区分され、海拔 3.2 メートルから 1,240.0 メートルに及ぶ高低差がある。

市域の北部と東部の山間地域には、傾斜の大きい地域が広がっている。市街地の広がる市域の南西部から水田の広がる南部にかけては、低地と台地が入り組み、こまやかな起伏のある地形となっている。

地形特性から市内を分けると、松平地区、猿投地区並びに合併により編入した旧町村地区等の一部で急傾斜地を有する山地である。挙母地区、高橋地区は、台地、段丘地が中心の地形である。

なお、建物倒壊、河川氾濫、豪雨等により被害が発生しやすい低地は、高岡地区で広くみられ、次いで挙母地区、上郷地区にみられる。また、人工地盤としての切土、盛土は、挙母、高橋、高岡地区に多くみられる。このように、地形特性が多岐にわたることにより、災害要因の多様化が懸念される。

2 地質

本市における表層地質は大別すると、砂、シルト及び礫を主とした半固結堆積物と、粗粒角閃石・粗粒黒雲母花崗岩などの深成岩類、領家変成岩類の3種に分けられる。挙母、高橋地区では、砂・シルト及び礫を主とする半固結堆積物が広く分布しており、上郷、高岡地区では泥がち堆積物が分布している。

一方、猿投地区、松平地区及び高橋地区並びに合併により編入した旧町村地区等の一部の山地部は、粗粒角閃石－黒雲母花崗閃緑岩を代表とし、以下粗粒斑状角閃石－黒雲母花崗閃緑岩、粗粒黒雲母花崗岩等の深成岩類により形成されている。これらの花崗岩類は風化を受け、マサ化しやすいため、崩壊を起こしやすい。特に、粗粒黒雲母花崗岩は昭和 47 年の豪雨の際、各所で崩壊が発生しており、地質的には脆弱な地域といえる。

3 地盤

山間地域は、おおむね硬岩地盤であり、地盤は安定している。これに対して、矢作川沿いや伊保川、逢妻女川沿いには土砂地盤、軟弱地盤などやや不安定な地盤が分布している。また、矢作川と逢妻女川にはさまれた市の中央部から南部にかけての低地部は軟岩地盤が広がっており、地盤条件は比較的安定している。

4 河川

本市には、矢作川水系と境川水系に大別される大小 617 の河川が流れているが、急激な都市化が進んだため、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなっている。また矢作川水系の上流部では森林の荒廃も進んでおり、

流域の保水機能も低下している。そのため、都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。

5 森林

本市の北部、東部に広がる森林の面積は、市域のおよそ7割を占め、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。しかし、これら森林地域は傾斜の大きな地域であり、また、風化花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすい地域でもある。市内には、山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家、公共施設等に被害を与える恐れのある「土砂災害警戒区域等」が県下で最も多くある地域でもある。

第2節 社会的条件

災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えるものと思われる。

第1は、高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。

第2に、電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

第3は、自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

第4に、地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本市には、より深刻にあてはまることから、災害に対する社会的脆弱性を克服するため、今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法及び豊田市防災基本条例の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関名	内 容
市	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報を行う。 (4) 避難の指示を行う。 (5) 被災者の救助を行う。 (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (7) 水防活動及び消防活動を行う。 (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (9) 給水活動と上下水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。 (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び災害対策並びに災害復旧を行う。 (11) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (12) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (13) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 県

機関名	内 容
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。 (3) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。 (4) 災害広報を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び災害対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。

機関名	内 容
	(13) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (14) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (15) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。 (16) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (17) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (24) 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。
県警察（豊田警察署・足助警察署）	(1) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。 (4) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。 (5) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (6) 人命救助を行う。 (7) 行方不明者の搜索及び死体の検視を行う。 (8) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (9) 警察広報を行う。 (10) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (11) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。 (12) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (13) 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。 (5) 情報の収集及び連絡に関することを行う。
東海財務局	(1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。 (2) 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。 (3) 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。 (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。 (5) 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 (6) 上記(1)～(5)の措置等適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。
東海北陸厚生局	(1) 災害状況の情報収集、連絡調整 (2) 関係職員の派遣 (3) 関係機関との連絡調整
東海農政局	(1) 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。 (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。 (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。 (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機

機関名	内 容
	械の貸付け等を行う。 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。 (9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。
中部森林管理局	(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。 (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。 (3) 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。 (4) 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。
中部経済産業局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。 (3) 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。 (4) 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。
中部近畿産業保安監督部	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。
中部運輸局	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (7) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。
名古屋地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発

機関名	内 容
	表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。 (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。 (5) 非常通信協議会の運営に関することを行う。 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。
愛知労働局（豊田公共職業安定所、豊田労働基準監督署）	(1) 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。 (2) 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (3) 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。 (4) 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう要請する。 (5) 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。 (6) 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。 (7) 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。 (8) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名四国道事務所、豊橋河川事務所、矢作ダム管理	(1) 災害予防 ア 降雨、河川水位などについて観測する。 イ 矢作川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報〔（矢作川）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に

機関名	内 容
所)	連絡する。 ウ 矢作川の水防警報を行う。 エ 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。 オ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。 カ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に関する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。 (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (3) 応急復旧 ア 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。 イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。 ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。 エ 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。 オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械等を被災地支援のため出動させる。
中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。
近畿中部防衛局東海防衛支局	(1) 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。
国土地理院中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、

機関名	内 容
	地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 （1）被害状況の把握を行う。 （2）避難の援助を行う。 （3）遭難者等の捜索救助を行う。 （4）水防活動を行う。 （5）消防活動を行う。 （6）道路又は水路の啓開を行う。 （7）応急医療、救護及び防疫を行う。 （8）人員及び物資の緊急輸送を行う。 （9）給食及び給水を行う。 （10）入浴支援を行う。 （11）救援物資の無償貸付又は譲与を行う。 （12）危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。 （13）その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

5 指定公共機関

機関名	内 容
独立行政法人都市再生機構	（1）関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。 （2）国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。
日本銀行	災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。 （1）銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 - ア 通貨の円滑な供給の確保 - イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 - ウ 通貨および金融の調節 （2）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 - ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 - イ 資金の貸付け

機関名	内 容
	(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、等）を被災者のニーズに応じて配分する。 なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金等の受付及び配分を行う。 なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。 (2) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (3) 放送施設の保守を行う。
中日本高速道路株式会社	高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。
日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
中部電力株式会社 （豊田営業所、豊	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

機関名	内 容
田電力センター) (※)、株式会社 J E R A	(2) 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。 (3) 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。 (※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)
東邦瓦斯株式会社 (東部導管センタ ー、豊田営業所) (※)	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずる。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社含む。(以降同じ。)
日本通運株式会 社、福山通運株式 会社、佐川急便株 式会社、ヤマト運 輸株式会社、西濃 運輸株式会社	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。
西日本電信電話株 式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (5) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (6) 気象等警報を市町村へ連絡する。 (7) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式会社	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (4) 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
K D D I 株式会社	(1) 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。 (2) 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (3) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
株式会社 N T T ド コモ	(1) 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。 (3) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

機関名	内 容
	(4) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (5) 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
ソフトバンク株式会社	(1) 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。 (3) 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
楽天モバイル株式会社	(1) 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (2) 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。 (3) 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
一般社団法人日本建設業連合会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。
株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス	国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
愛知県土地改良事業団体連合会	土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。
名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。 (3) 死傷者の救護及び処置を行う。 (4) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

機関名	内 容
各民間放送及び新聞社	日本放送協会に準ずる。
愛知県道路公社 ※、名古屋高速道路公社	各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。
公益社団法人愛知県医師会	（１）医療及び助産活動に協力する。 （２）防疫その他保健衛生活動に協力する。
一般社団法人愛知県歯科医師会	（１）歯科保健医療活動に協力する。 （２）身元確認活動に協力する。
一般社団法人愛知県薬剤師会	（１）医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。 （２）医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。
公益社団法人愛知県看護協会	看護活動に協力する。
一般社団法人愛知県病院協会	医療及び助産活動に協力する。
一般社団法人愛知県ＬＰガス協会	（１）ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。 （２）発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧をする。
一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会	「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
ひまわりネットワーク株式会社、エフエムとよた株式会社	日本放送協会に準ずる。
豊田土地改良区	管理するかんがい排水施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の整備及び点検並びに災害復旧を行うものとする。
一般社団法人豊田加茂医師会	公益社団法人愛知県医師会に準ずる。
一般社団法人豊田加茂歯科医師会	一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。
一般社団法人豊田加茂薬剤師会	一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。
産業経済団体	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。
文化、厚生、社会団体	日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

機関名	内 容
医療機関、厚生社会事業団体	病院、診療所及び社会福祉関係団体等は、被災者の救急及び保護対策等について協力する。
危険物施設の管理者	危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
その他重要な施設の管理者	その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

■ 基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下「BCP」という）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災協働社会の 形成推進	市	1（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1（2）災害被害の軽減に向けた取り組み
第2節 自主防災組織・ ボランティアと の連携	市	1（1）自主防災組織の推進 1（2）防災ボランティア活動の支援 1（3）防災関係団体同士のネットワーク化を図る防災訓練等の事業実施、支援及び指導 1（4）連携体制の確保
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施
第3節 企業防災の促進	企業	1（1）事業継続計画の策定・運用 1（2）生命の安全確保 1（3）二次災害の防止 1（4）地域との共生と貢献
	市、商工団体等	2（1）事業継続計画（BCP）の策定促進 2（2）相談体制の整備

第1節 防災協働社会の形成推進

1 市における措置

（1）地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに

向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

- (1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。
- (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう地域での働きかけ等に努めるものとする。
- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 市における措置

(1) 自主防災活動の支援

ア 自主防災の設置促進・育成

市は、「自主防災組織設置推進要綱」（昭和 49 年愛知県防災会議決定）並びに「豊田市自主防災会設置助成要綱」及び「豊田市自主防災事業補助金交付要綱」に基づき、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ◆ 附属資料第 8－2－(1)「自主防災組織設置状況一覧」
- ◆ 附属資料第 11－8「豊田市自主防災会設置助成要綱」
- ◆ 附属資料第 11－9「豊田市自主防災会事業補助金交付要綱」

イ 自主防災組織の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(2) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努めるものとする。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(3) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

(4) 市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体、自主防犯活動団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 地域内の要配慮者の把握
- カ 関係団体との連携体制の構築

(2) 災害発生時の活動

- ア 初期消火の実施
- イ 地域内の被害状況等の情報の収集

- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 住民に対する避難命令の伝達
- オ 集団避難の実施
- カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治区等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

(1) 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

(1) ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時において定期的に次の（ア）から（ウ）等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

（ア）市は、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（イ）市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

（ウ）支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力、連携のもと、支援センターの立ち上げ訓練を行う。

◆ 附属資料第9-2-(17)「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」

(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

このため、市は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術

の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

(3) NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(4) 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は県と協力して、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用

市は、愛知県防災ボランティアグループ登録制度を活用して、災害発生に伴う情報収集員が不足したときに無線ボランティアの協力を得るほか、被災地における輸送・一般作業の協力を得ることとする。

◆ 附属資料第6－1「愛知県登録防災ボランティアグループ」

第3節 企業防災の促進

1 企業における措置

企業は、豊田市防災基本条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、地域の一員として協力し、事業所の周辺地域における市民の安全確保に努めるとともに、自ら災害に備えるための平時からの取組として、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフ

インの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（2）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（3）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（4）地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

（5）洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 5、6、7 参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（1）事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連

携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

（2）相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

■ 基本方針

○本市には、矢作川水系と境川水系に大別される大小の河川が流れているが、急激な都市化が進んだため、流域の保水機能や遊水機能の低下、並びに事業所や住宅からの家庭排水等による河川への負荷が大きくなり都市型洪水の危険性や水質汚濁の悪化している地域も見られる。そこで、市民生活の安全を確保するとともに、河川機能を維持するため、計画的な河川改修や都市下水路等排水路の整備を進めている。また、本市の根幹となる河川は、国と県が管理する一・二級河川であり、河川管理者に河川改修を積極的に働きかけているが、その河川改修には膨大な期間と費用が必要となる。

このため、緊急的な処置として流域内の雨水貯留施設の整備を進め、浸水被害の軽減を図るとともに、豊田市総合雨水対策マスタープランに基づき、総合的な治水対策を推進する。

さらに、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を図り、ハード対策・ソフト対策一体で事前防災に取り組んでいく。

○本市の農業地帯は、市のほぼ中央を貫通する矢作川を中心として形成されているが、農業地帯の南部の地盤はこの河川より低く、降雨時における雨水排水が悪い。農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市域の保全を図る。

○水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

○住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 河川防災対策	市	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 予想される水災の危険の周知等 1 (3) 流域治水プロジェクト
	水防管理者	2 浸水被害軽減地区指定
第2節 雨水出水対策	市	1 (1) 浸水の防除 1 (2) 下水道整備方針 1 (3) 下水道施設の防災計画 1 (4) 緊急連絡体制の確立 1 (5) 復旧用資機材の確保 1 (6) 復旧体制の確立
第3節 浸水想定区域における対策	中部地方整備局	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 4 市、中部地方整備局及び県における措置

区 分	機関名	主な措置
	県	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 2 (2) 市町村への雨水出水想定区域の情報提供 3 (1) 高潮浸水想定区域の指定 3 (2) 市町村等への情報提供 4 市、中部地方整備局及び県における措置 6 (2) 実施状況の確認等
	市	2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 3 (1) 市地域防災計画に定める事項 3 (2) 住民への周知 3 (3) 市長の指示等 4 市、中部地方整備局及び県における措置
	地下街等の所有者又は管理者	5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置
	要配慮者利用施設の所有者又は管理者	6 (1) 計画の作成 6 (2) 訓練の実施 6 (3) 自衛水防組織の設置
	大規模工場等の所有者又は管理者	7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織
第4節 地下空間の浸水対策	地下空間の所有者・管理者・占有者、県、市	1 (1) 地下空間の実態調査の実施 1 (2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 1 (3) 各組織の連携方策の整備
	県、市	2 (1) 浸水防止施設設置の促進 2 (2) 浸水対策事業の集中的実施
第5節 農地防災対策	市及び土地改良区	1 (1) たん水防除事業 1 (2) ため池、井堰等整備事業

第1節 河川防災対策

1 市における措置

(1) 河川維持修繕

堤防背後の低い地区の河川堤防の老朽程度を把握するとともに、市内を流れる準用河川及び普通河川について、緊急度に応じて堤防の維持、狭窄部の拡幅、護岸、雨水貯留施設、浚渫、根固工の修繕、堆積土砂の除去等の修繕、整備を促進する。また、砂防指定地内の河川については、上流部に砂防堤堰の築造とその下流部の流路工の整備を促進する。

◆ 附属資料第1－1「河川一覧」

◆ 附属資料第1－3「重要水防箇所」

(2) 予想される水災の危険の周知等

市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第2節 雨水出水対策

1 市における措置

(1) 浸水の防除

下水道は、市街地に降った雨水を速やかに排除し、浸水による都市災害を防除することを重要な目的の一つとしている。

近年、市街化の進行がみられる地域では、雨水の浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、今後、浸水の拡大が予想される。このため、河川、農業用排水路等それぞれの排水施設が受け持たなければならない機能区分を明確にし、これに基づいた総合的な排水計画の中で、雨水貯留施設、雨水管渠、雨水排水ポンプ場等を整備し、浸水防除対策を推進する。

◆ 附属資料第2-4-(5)「排水機場一覧」

(2) 下水道整備方針

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい地域については、公共下水道事業による雨水管渠整備を行うとともに、降雨時に自然流下不可能な区域については、雨水排水ポンプ場の設置を図り、市街地の浸水を未然に防止する。

(3) 下水道施設の防災計画

災害の予防にあたって想定される災害に対処できるように、各施設の状況を把握しておくとともに、不良管渠の補修又は改良に努める。管路施設については、別系統へのバイパス管を設置するなど、設計及び施工に十分防災対策を講ずる。

施設の安全対策として、ポンプ場における動力源には、買電、自家用発電機、ディーゼルエンジンの3種類を組み合わせ、災害時の動力源の事故に対し、危険率の分担を図るとともに、防災対策を講ずる。

(4) 緊急連絡体制の確立

被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実にけるよう、連絡体制を確立する。

なお、施設の被害状況を迅速に把握するための手段として、各施設に市防災行政無線が配備されている。

◆ 附属資料第2－3－(2)「豊田市防災行政無線設備（移動系）」

(5) 復旧用資機材の確保

復旧に必要な資機材の計画的な確保に努める。また、資機材の保管について集中管理体制を推進する。

(6) 復旧体制の確立

被災時には、その自治体の関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、民間団体等との応援協定の締結及び近隣市町村との相互支援体制の確立を推進する。

第3節 浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域の指定（中部地方整備局、県（建設局）における措置）

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

○洪水予報を行う河川

国土交通大臣指定	木曽川（中流・下流）、長良川（下流）、庄内川、矢田川、矢作川、豊川、豊川放水路
愛知県知事指定	新川、天白川、日光川、境川、逢妻川（5河川）

○水位情報を周知する河川

愛知県知事指定	八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）
---------	---

2 雨水出水浸水想定区域の指定（県（建設局）、市町村における措置）

(1) 区域の指定

県又は市町村は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき

公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 市町村への情報提供

県は、雨水出水浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に雨水出水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の雨水出水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

3 市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、（ウ）の施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

（ア）地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（イ）要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

（ウ）大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して今後策定を予定している市の条例で定められる用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

◆ 附属資料第1-17-(1)「要配慮者利用施設」

◆ 附属資料第1-17-(2)「地下施設（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）」

(2) 住民への周知

市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じる

ものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4 市、中部地方整備局及び県における措置

沿川地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方気象台、中部電力株式会社愛知水力センター越戸水力制御所、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、「『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。

5 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の

円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市町村長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

7 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 地下空間の浸水対策

1 地下空間の所有者・管理者・占有者、市における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施

し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。

第5節 農地防災対策

1 市及び土地改良区における措置

(1) たん水防除事業

本来、河川、排水路は自然流下を原則としているが、下流にある河川の洪水時の水位上昇により、たん水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するためポンプ排水を行い、予想される被害を未然に防止する。

ア 排水機場の整備、維持管理

(ア) ポンプ場内及び周囲の清掃

(イ) 各種機械類の点検

(ウ) 点検時期について、渇水期（12月～4月）は、月に1～2回運転点検を行い、出水期はできるかぎり試運転及び各部点検整備を行い、不時の出水に備える

(エ) 総合的な点検整備を定期的に行い、不良箇所を早期補修する

(オ) 点検記録をとり、運転日誌を克明に記入して、常に正常な運転ができるよう努める

(カ) 非常の場合の操作運転に支障のないよう整備し、また老朽化して能力の低下したものについては、新設又は改良工事を施工するようにする

◆ 附属資料第2-4-(5)「排水機場一覧」

(2) ため池、井堰等整備事業

ア ため池

ため池の存廃については、農業施設、河川等の関係施設管理者が協議し、水害時における効用、影響等を検討・決定する。また、ため池のうち危険と考えられるものについては、特に次の事業を行うように周知指導し、梅雨時及び台風期に各管理者に警告する。

(ア) 洪水吐の整備

(イ) 用水の支障のない程度で貯水する

(ウ) ため池に流入する恐れのある物件の整備

なお、毎年1回農地整備課による防災パトロールを実施し、危険箇所の点検を行うとともに要改修ため池については、申請に基づき改修補強を行う。

イ 井堰

治水的要素を考慮して管理するよう指導する。

◆ 附属資料第1-3-(2)「ため池」

2 関連調査事項

ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第3章 土砂災害等予防対策

■ 基本方針

- 市は、県より土砂災害警戒区域等や山地災害危険地区の提供を受け、必要な防災対策を積極的に実施するとともに、県に対して必要な措置の実施を働きかけていくものとする。
- 県による土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 本市の北部、東部に広がる森林面積は、市域のおよそ7割を占め、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている一方、傾斜の大きい地域が広がり、また風化花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすくなっている。
市は、山地災害の防止、水源かん養機能の向上を図るため、関係住民の理解と協力を得ながらこれらの地区について予防・復旧治山事業及び保安林整備事業等の実施を国及び県へ働きかけていく。
なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、国及び県との連携をとりながら、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。なお、推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護も重要である。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正 誘導	市	適正かつ安全な土地利用への誘導規制
第2節 土砂災害の防止	県	1（1）土砂災害警戒区域等の指定 1（2）山地災害危険地区の把握 1（3）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1（4）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1（5）土砂災害監視システムによる情報提供 1（6）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進
	市	2（1）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 2（2）ハザードマップの作成及び周知
第3節 砂防対策	中部地方整備局、県	1（1）砂防事業 1（2）急傾斜地崩壊対策事業 1（3）地すべり対策事業 1（4）総合土砂災害対策
第4節 治山対策	中部森林管理局、県	1 治山事業
第5節 要配慮者利用施	県、市	1（1）県土保全事業の推進 1（2）施設管理者等に対する情報の提供

区 分	機関名	主な措置
設に係る土砂災害対策		1（3）施設管理者等に対する防災知識の普及
	市	2（1）連絡体制の確立 2（2）施設管理者等に対する支援 2（3）市長の指示等
	要配慮者利用施設	3（1）計画の作成 3（2）訓練の実施
第6節 宅地造成の規制誘導	県、市	（1）宅地造成工事規制区域 （2）造成宅地防災区域 （3）宅地危険箇所の防災パトロール
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備	市	（1）被災宅地危険度判定士の養成・登録 （2）相互支援体制の整備

第1節 土地利用の適正誘導

市における措置

土砂災害の予防対策としては、基本的には、土地基本法（平成元年法律第84号）の基本理念を踏まえ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（昭和43年法律第100号）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置

（1）土砂災害警戒区域等の指定

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。

イ 災害危険区域

県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。

なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）

（２）山地災害危険地区の把握

県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。

（３）土砂災害警戒区域等に関する情報の提供

ア 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表し、標識等により住民へ周知する。

基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。

イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。

（４）土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策

土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。

ア 土砂災害特別警戒区域

- ① 特定の開発行為の制限
- ② 建築物の構造規制による安全確保
- ③ 建築物に対する移転等の勧告

イ 災害危険区域

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域

- ① がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制
- ② 標識等による住民への周知
- ③ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導
- ④ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
- ⑤ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

エ 地すべり防止区域

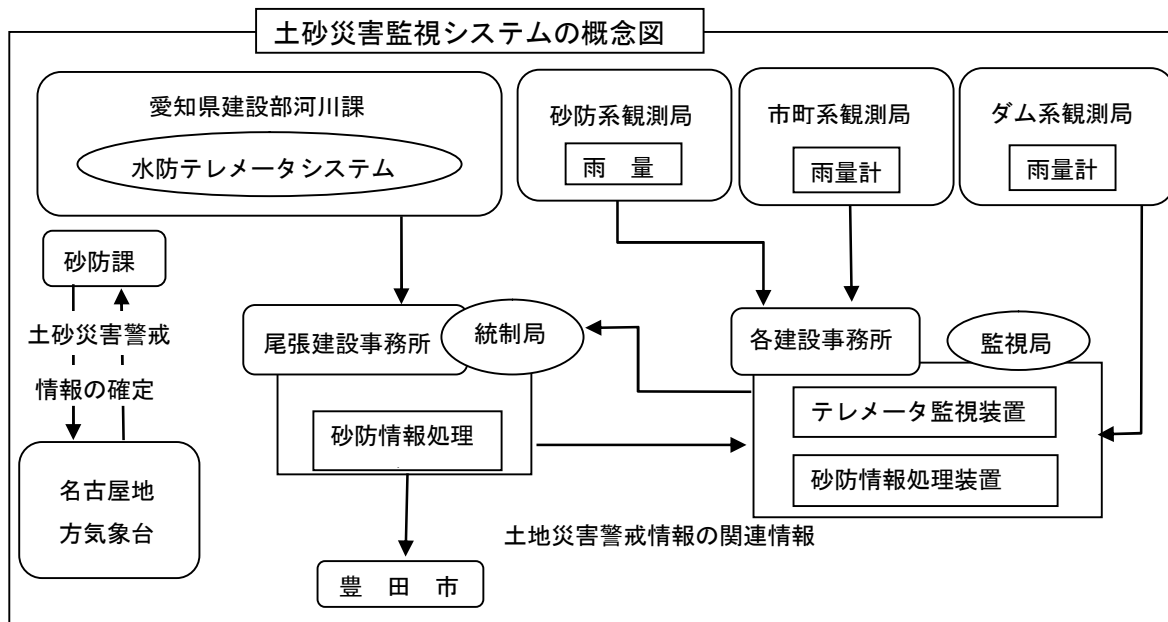
- ① 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- ① 標識等による住民への周知
- ② 地すべり防止工事の実施

オ 山地災害危険地区

災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。

（５）土砂災害監視システムによる情報提供

県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する。



（６）避難指示の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進

的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難指示の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。

このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。

２ 市における措置

（１）土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備

ア 市は、県の指導・助言を受け、避難勧告等の基準の設定、土砂災害警戒情報の伝達等、その他警戒避難体制の確立に努めるものとする。

イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。また、市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（④に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認

められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

⑤ 救助に関する事項

⑥ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 県により土砂災害を防止するために、次のような措置が行われている。

(ア) 土砂災害警戒区域の住民への周知。

(イ) 土砂災害監視システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備

エ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

◆ 附属資料第1－18「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

(2) ハザードマップの作成及び周知

市長は、県による土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定が完了した際には市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイト、各戸配付など様々な手法を活用して周知を行う。

【災害危険区域】

建築基準法第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区を「災害危険区域」として随時指定し、建築物の防災対策を推進する。

指定区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造等の構造とし、かつ、外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・指導をし、安全確保を図るものとする。

◆ 附属資料1－6「災害危険区域」

【急傾斜地崩壊危険区域】

県は、降雨等が原因となって急傾斜地の崩壊が発生し、人家等に被害が及ぶ危険性がより高い箇所については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、「急傾斜地崩壊危険区域」として指定している。

この指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

ア がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制

イ 標識等による住民への周知

ウ 防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導

エ 必要に応じた防災措置の勧告や改善命令

オ 住民自身が施工することが困難又は不適当な箇所の崩壊防止工事の実施

また、土地所有者が崩壊防止工事を施工することが、困難又は不適當と認められるものについては、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次、急傾斜地の崩壊を防止する工事施工等を県に対して積極的に働きかけるものとする。

◆ 附属資料第1－5「急傾斜地崩壊危険区域」

【地すべり防止区域】

県は、降雨等により地すべりの発生が想定される箇所のうち、実際に地すべり現象が確認された箇所については、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定している。

この指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

- ア 地すべりを助長したり誘発したりする行為の規制
- イ 標識等による住民への周知
- ウ 地すべり防止工事の実施

なお、未指定の地すべり危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県が行う指定に対して支援を図っていく。

◆ 附属資料第1－7「地すべり防止区域」

【土砂災害警戒区域（土石流）】

県は、降雨等により山腹崩壊が生じた場合に、崩壊土砂がそのまま溪流を流下したり、溪床に一旦堆積した崩壊土砂がその後の降雨によって一気に流下して土石流が発生し、下流の人家等が被害を受ける危険性が高い土砂災害警戒区域（土石流）について、次のような対策を実施しており、今後ともこの支援を図っていく。

- ア 標識等による住民への周知
- イ 土石流を受け止める砂防えん堤の設置

【山地災害危険地区】

山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区については、関係住民の理解と協力を得ながら、予防・復旧治山事業及び保安林整備事業等の実施について国及び県へ働きかけていく。また、土砂流出防止などの森林の持つ公益的機能が行動に発揮されるよう間伐等を推進する。

◆ 附属資料第1－9「山地災害危険地区」

【土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域】

県は、土砂災害から、県民の生命、身体の保護を図るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

土砂災害警戒区域の指定のなされた区域内では、県の支援を受け、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備などの推進を図っていく。

また、土砂災害特別警戒区域の指定がなされた区域内では、県により次のような対策が実施されており、今後ともこの促進を図っていく。

ア 開発行為の制限

イ 建築物の安全性の向上

ウ 建築物に対する移転等の勧告

なお、未指定の箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県が行う指定に対して支援を図っていく。

◆ 附属資料第1－8「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

第3節 土砂災害対策

1 中部地方整備局及び県（建設局）における措置

（1）砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、丘陵地の開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

（3）地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が5ヘクタール以上、市街化地域にあっては2ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは10戸以上の人家、又は公共施設等に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

2 市における措置

（1）砂防事業

市内には、集中豪雨等により、土石流の発生するおそれのある「土砂災害警戒区域（土石流）」が527溪流ある。（令和5年4月25日現在）※人家5戸以上

市は、災害の未然防止を図るため、砂防事業の推進を県に対して働きかけていく。

（2）急傾斜地崩壊対策事業

市内には、141 箇所が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44 年法律第 57 号）第 3 条の規定に基づき「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されている。（令和 5 年 9 月 26 日現在）※人家 5 戸以上

市は、関係住民の理解と協力を得ながら、急傾斜地崩壊対策事業の推進を、県に対して積極的に働きかけていく。

また、緊急時に避難経路として供される道路の安全を確保するため、このような重要路線沿いにある急傾斜地の整備を県に対して働きかけていく。

◆ 附属資料第 1 - 5 「急傾斜地崩壊危険区域」

（3）地すべり対策事業

市内には、3 箇所が地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条の規定に基づき、「地すべり防止区域」に指定されている（令和 4 年 4 月 1 日現在）。

市は、関係住民の理解と協力を得ながら、地すべり対策事業の推進を、県に対して積極的に働きかけていく。

◆ 附属資料第 1 - 7 「地すべり防止区域」

市民への周知事項

●平素からの防災措置

がけ地の周囲については、日ごろから見回ることにより、次のようなことを早目に行う。

- ① 風で地盤を揺さぶるような大きな木を切る
- ② 不安定な土の塊を取り去る
- ③ ビニールシート等でがけを覆い、雨水の浸透を防ぐ
- ④ 崩れそうな箇所に木や板の柵、石積みを行う
- ⑤ 雨水などをがけに流さないように水路を造る
- ⑥ 水路が詰まらないように掃除を行う
- ⑦ 構造物の異常は、速やかに修理、補強を行う

注：急傾斜地崩壊危険区域では、必要に応じて、県知事による防災措置の勧告又は改善命令が発せられることがあります

●雨が降った時の心掛け

長雨、強い雨、地震発生後の雨の日には、なるべくがけ地から離れた部屋で休む。

●警戒避難

次のような場合には、警戒避難に心掛ける。

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁り出した場合や流木等が混ざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険性があるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ 溪流付近の斜面において落石や斜面崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

第4節 治山対策

1 県（農林基盤局）における措置

山地災害の防止のため、天然現象等によって発生した山腹崩壊地や荒廃渓流において、山腹工・溪間工等の治山施設による復旧整備及び荒廃拡大の予防措置により山地災害の未然防止を図る。

また、森林の有する水源涵(かん)養機能や土砂流出等の防災機能を高度に発揮させるため、過密化や被災等により機能の低下した保安林の整備を実施する。

2 市における措置

復旧治山事業、予防治山事業、保安林整備事業等の推進を県に対して働きかけていく。

◆ 附属資料第1－8「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

◆ 附属資料第1－9「山地災害危険地区」

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 県（農林基盤局、建設局、福祉局、保健医療局）における措置

（1）県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

（2）施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、市町村と協力してその旨を周知する。

（3）施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

2 市における措置

（1）連絡体制の確立

県土保全事業の推進を県に対して働きかけていく。

また、山地災害危険地区など土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知するとともに、個別の危険箇所、避難所及び災害の前兆現象等を記載した「土砂災害警戒区域マップ」を作成し、施設管理者に配布して防災知識の普及を図る。

さらに、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

（2）施設管理者等に対する支援

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

（3）市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するお

それがあつた場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(4) 市町村長の助言・勧告

市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

- ◆ 附属資料第1－8「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」
- ◆ 附属資料第1－17－(1)「要配慮者利用施設」
- ◆ 附属資料第1－18「土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設」

3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市町村長への報告

第6節 宅地造成の規制誘導
市における措置

(1) 宅地造成工事規制区域

市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出等災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

平成19年度及び平成20年度に実施した大規模盛土造成地の変動予測調査の結果、市内で「造成宅地防災区域」として指定された区域はない。

(3) 宅地危険箇所の指導監督

市は、違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

- ◆ 附属資料第1－16「宅地造成工事規制区域」

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備

市における措置

（１）被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）において定められている被災宅地危険度判定実施要綱により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めており、市はこれに協力するものとする。

（２）相互支援体制の整備

市は、国、県と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

■ 基本方針

○関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 航空災害対策	市	(1) 救急救助用資機材の整備 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (3) 防災体制の強化
第2節 鉄道災害対策	鉄道事業者	1 (1) ポスターの掲示、チラシ類の配布 1 (2) 保安設備の点検 1 (3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実 1 (4) 鉄道施設の防災構造化 1 (5) 広報活動
	市	2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 情報通信手段の確保及び運用・管理 2 (3) 防災体制の強化
第3節 道路災害対策	市	(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 (2) 道路の防災対策 (3) 救急救助用資機材の整備 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理 (5) 応急復旧作業のための事前措置
第4節 放射性物質及び 原子力災害予防 対策	事業者	1 (1) 関係法令の遵守 1 (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進 1 (3) 施設の不燃化等の推進 1 (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進 1 (5) 施設等における放射線量の把握 1 (6) 自衛消防体制の充実 1 (7) 通報体制の整備 1 (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施 1 (9) 防災訓練等の実施
	予防対策実施機関（事業者、市）	2 放射線防護資機材等の整備
	市（消防機関）	3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握
第5節 危険物及び毒物 劇物等化学薬品 類保安対策	市	1 (1) 消防危険物 1 (2) 毒物劇物等化学薬品類
	危険物等施設の所有者・管理者・占有者	2 (1) 各種行事による普及 2 (2) P R冊子等による普及 2 (3) 民間協力団体による普及

区 分	機関名	主な措置
第6節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設の所有者・管理者・占有者	火災に対する予防措置
第7節 火薬類保安対策	市	1 事業者との災害防止協定締結による立入調査・勧告等の措置
	火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者	2 火薬類の安全な移転体制の確保
第8節 林野火災対策	市、森林組合	(1) 林野火災予防思想の普及、啓発 (2) 林野パトロール (3) 森林施業計画等による予防施設の整備 (4) 林道網の整備 (5) 防火用水の整備 (6) 予防機材等の整備 (7) 林野所有（管理）者に対する指導
第9節 地下街等の保安対策	地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安、監督部、県、県警察、市	1 地下街等の実態調査の実施
	地下街等の所有者・管理者・占有者	2 (1) 防火避難施設の点検整備 2 (2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備 2 (3) 非常用通信設備の整備充実 2 (4) 利用者に対する責務
	消防機関（市）	3 (1) 査察の強化 3 (2) ガス事業者との連携強化 3 (3) 消防施設の整備充実
	県警察	4 (1) 情報収集・連絡体制等の整備 4 (2) 保安施設の整備指導 4 (3) 救出救助用資機材の整備
	ガス事業者	5 安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進

第1節 航空災害対策

市における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市は、大規模航空災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市は、大規模航空災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(3) 防災体制の強化

市は、大規模航空災害を想定し、関係防災機関、関係公共団体と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

(2) 保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(3) 乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

(4) 鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第4章「建築物等の安全化」第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(5) 広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 市における措置

(1) 救急救助用資機材の整備

市は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 情報通信手段の確保及び運用・管理

市は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

(3) 防災体制の強化

市は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

◆ 附属資料第2－5「救助用施設・設備等」

第3節 道路災害対策

市における措置

(1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

市は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

(3) 道路の防災対策

市は道路の防災対策について、第5章「建築物等の安全化」第1節「交通・ライフライン関係施設対策」により実施する。

(4) 救急救助用資機材の確保

市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の確保に努める。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

市は、応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。なお、具体的には次の事前措置を講ずる。

ア 応急復旧作業に関する関係業者等との協定

災害復旧用道路を確保するため、民間協力の一環として、応急復旧作業を担当してもらう関係業者等との協定の締結に努める。

イ 復旧資機材の把握

協定業者の民間が所有する復旧資材、機械及び作業要員について、保有場所や常時保有量等を協定締結時に調査し、実態把握に努める。また、激甚な大規模災害が発生した場合には、市内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、災害応援に関する協定に基づく近隣市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

◆ 附属資料第2－5「救助用施設・設備等」

第4節 放射性物質及び原子力災害予防対策

1 事業者における措置

事業者は、関係法令を遵守するとともに、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（事業者、市）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

豊田市消防本部は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

4 被ばく医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、事業者等は、あらかじめ専門医を置く独立行政法人放射線医学総合研究所（千葉市稲毛区）等の県外の被ばく医療機関の把握に努めるものとする。

5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

◆附属資料第1－15「放射性物質保有事業所」

6 原子力事業者と連携

県は、中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、「4原子力事業者」という。）と連携して、他の防災関係機関に適宜情報提供を行う。

（1）原子力事業者との通報・連絡体制の整備

県は、近隣県にある原子力発電所等を持つ原子力事業者との通報・連絡体制の整備に努める。

（2）県と4原子力事業者との情報交換等の実施

県と4原子力事業者は、情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、情報交換等を適宜実施し、相互の連携強化を図るものとする。

第5節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策

1 市における措置

（1）消防危険物（消防法第2条）

ア 危険物施設の査察

消防法第10条第1項に定める危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びに管理の状況等について、豊田市火災予防査察規模に基づき、定期及び特別査察を計画的に行う。

（ア）定期査察は、年間の定期査察計画に基づき行う。

（イ）特別査察は、消防長が必要と認めた場合に行う。

イ 未然防止

危険物施設の関係者は、危険物による災害を未然に防止するため、危険物施設の位置、構造及び設備並びに管理の状況等について定期的に点検し、災害発生が予想される状況の早期発見に努める。

（2）毒物劇物等化学薬品類

ア 予防査察の実施

法令に定める保安上の基準に従って適切に維持管理されているか否かについて予防査察を定期又は随時実施し、必要がある場合は事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

危険物施設による災害の未然防止を図るため、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育を行い、また、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等の発行、講習会の開催及び民間協力団体の協力等により効果的に行う。

(1) 各種行事による普及

危険物施設の従業員に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため、火災予防運動、危険物安全週間等各種諸行事において防災に関する映画、講演・講習会、懇談会等を開催し、防災知識の普及に努める。

(2) P R 冊子等による普及

危険物施設の従業員に対し、防火推進パンフレット、ポスター等を配布し、防火に関する知識の普及に努める。

(3) 民間協力団体による普及

豊田市防火危険物安全協会を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

(4) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

3 関係調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに可能な限り相互に協力してこれを行い検査結果の交換に努めるものとする。

- ◆ 附属資料第1－12「石油類等大量保有事業所」
- ◆ 附属資料第1－13「煙火製造所」
- ◆ 附属資料第1－14「液化石油ガス保有事業所」
- ◆ 附属資料第1－15「放射性物質保有事業所」

第6節 高圧ガス保安対策

1 高圧ガス施設における措置

高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。

2 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力して、これを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

- ◆ 附属資料第1－14「液化石油ガス保有事業所」

第7節 火薬類保安対策

1 市における措置

市は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。

2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、またあらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

3 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

◆ 附属資料第1－13「煙火製造所」

第8節 林野火災対策

市及び森林組合における措置

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起する。また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 林野パトロール等

林野火災の未然防止を図るため、森林組合職員等関係者との連携に努める。特に林野火災の多発時期にはパトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

(3) 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ、被害の防止を図る。

(4) 林道網の整備

合理的な林業経営を図る重要な基盤施設であるとともに林野火災の初期消火作業が十分発揮でき、また、防火線としての役割も加味した林道網の整備を図る。

(5) 防火用水の整備

各種事業の工作物と自然水を防火用として活用できるよう整備を図る。

(6) 予防機材等の整備

林野火災の発生の危険性が高い地域に予防機材、初期消火機材等の配備を図る。

(7) 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期

における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法（昭和26年法律第249号）及び豊田市火入れ条例（昭和60年条例第3号）に基づいて実施し、消防機関及び隣地所有者との連絡を十分にとり、安全を期するよう指導する。

◆ 附属資料第2-2-(6)「林野火災対策用資機材」

第9節 地下街等の保安対策

1 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県（防災安全局、建築局）、県警察及び市における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

（1）防火避難施設の点検整備

- ア 耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- イ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ウ 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

（2）防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク 照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ケ その他防災上必要な事項

（3）非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

（4）利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3 消防機関（市町村）における措置

（1）査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4 県警察における措置

(1) 情報収集・連絡体制等の整備

消防機関等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

消防機関と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救出救助用資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

5 ガス事業者における措置

安全型器機・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

(1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。

(2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。

(3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。

(4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。

6 関係調整事項

(1) 地下街等における災害を想定し、管理者、消防機関、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。

(2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

(3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第5章 建築物等の安全化

■ 基本方針

○災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 交通関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者等	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置
第3節 文化財保護対策	市	1 (1) 査察 1 (2) 文化財防火デー 1 (3) 警備体制の確立 1 (4) 条例に基づく補助 1 (5) 民間協力の確立
	県、市	2 応急協力体制
第4節 防災建造物整備対策	市	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 特殊建築物の予防査察 1 (3) 窓ガラス等外装材落下防止対策
	県、市、国立私立各学校等管理者	2 (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 2 (2) 文教施設・設備等の点検及び整備 2 (3) 危険物の災害予防

第1節 交通関係施設対策

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

市及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 山間地域の道路の土砂崩れ等災害防止対策

山間地域の道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石防止工などの対策を実施する。

(3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占用者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の変形等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することもあると考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水の恐れがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の恐れがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。

又、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。

又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

- （１）主要施設の強風に対する安全構造化
主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。
- （２）河川区域内施設の洪水に対する安全構造化
取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。
- （３）浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置
浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。
- （４）緊急遮断弁の設置
災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。
- （５）洪水汚染の防止措置
洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。
- （６）濁度上昇に対応できる体制整備
表流水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。
- （７）自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道事業者（市）は、次の対策を実施する。

- （１）主要施設の強風に対する安全構造化
主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- （２）災害対策用資器材の確保
可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- （３）自家発電設備等の整備
商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

6 一般通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

- （１）施設の防災構造化
災害の恐れのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。
- （２）重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化
主要区間、主要地域及び県民の生活上、福祉上重要な施設、設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。
- （３）施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善をすすめる。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

1 市における措置

(1) 査察

市消防本部（署）の担当職員が、消防法令に基づき査察を行う。

(2) 文化財防火デー

毎年1月26日を「文化財防火デー」に定め、市民に対し文化財愛護思想の高揚と啓発を図る。

(3) 警備体制の確立

文化財所有社寺に対する防火管理者制度の確立及び防火管理者の選任を指導し、防火面に対しての警備体制の確立を図る。

(4) 条例に基づく補助

豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）に基づき、次の措置をとる場合には予算の範囲内で補助を行い、文化財の保護を図る。

ア 文化財の管理又は修理に要する経費

イ 文化財の保存に要する経費

ウ 文化財の管理のために必要な標識等の施設の設置

(5) 民間協力の確立

文化財所有社寺等の周辺住民による自警組織の結成について指導する。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定及び市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者台帳

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳（非常災害時以外は非公表）を文化財課と文化財課足

助分室に配備し、大規模災害時に備える。

- (3) 文化財保護指導委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

緊急避難用保管場所として、郷土資料館、豊田市棒の手会館等を提供するなど、文化財の安全確保に努めるとともに、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建築物整備対策

1 市における措置

- (1) 公共建築物の不燃化

市営住宅、学校等の公共建築物の不燃化を推進する。

- (2) 特殊建築物の予防査察

病院、百貨店、ホテル等については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、現場査察を実施し、構造上及び防災上支障があるものには、指導及び指示を行う。

- (3) 窓ガラス等外装材落下防止対策

都市の高密度化に伴い、市内の中高層建築物は近年極めて多くなってきている。これら建築物の中には、地震・台風の場合に窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらす危険性の高いものが多い。市としては、新築建築物について、建築基準法に基づく指導を継続して行うほか、パンフレットを配布して、市民の意識の高揚を図るなど落下物防止対策を推進する。

2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立・私立学校管理者における措置

- (1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

- (2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇

所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

■ 基本方針

○都市計画マスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	市	(1) 都市計画マスタープランの策定 (2) 防災街区整備方針の策定
第2節 防災上重要な都市施設の整備	市	(1) 都市における道路、橋梁等の整備 (2) 都市における公園、緑地等の整備 (3) 都市における水道施設の整備
第3節 建築物の不燃化の促進	市	(1) 防火・準防火地域の指定 (2) 建築物の不燃化
第4節 市街地の面的な整備・改善	市、土地区画整理組合等	(1) 市街地開発事業等の推進 (2) 災害対策等に関する土地利用規制

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

市における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

豊田市都市計画マスタープランにおいて、都市防災の方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を策定し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

市における措置

(1) 都市における道路、橋梁等の整備

ア 道路

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難

や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

イ 橋梁等

道路の整備に併せて、必要に応じ、橋梁の新設、拡幅及び改築を図る。

◆ 附属資料第1－10「道路の現況及び注意箇所等」

(2) 都市における公園、緑地等の整備

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の耐震不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが必要である。

市は、県広域緑地計画及び「豊田市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び都市公園等の整備等を積極的に進めていく。過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持つ都市公園等は、量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、都市内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものである。

また、住民の健康で安全な生活環境の確保を目的とした良好な自然環境を有する緑地等は、都市緑地法に定める手法等により、積極的に保全していく。

(3) 都市における水道施設の整備

水道が生活用水確保のための唯一の手段となり、水道の給水制限、断水が市民生活や都市経済に与える影響は極めて重大なものとなっている。災害時に市民が必要とする最低限の飲料水を確保するため被災時の給水拠点となる配水池等の増設、配水池等への緊急遮断弁の設置を推進するとともに、強度が低下している老朽管の更新を進める。

◆ 附属資料第2－6「給水施設・設備」

第3節 建築物の不燃化の促進

市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、災害発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、建築物の防火性能や内装についての各種の措置の徹底

を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

- ア 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物は、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、耐火建築物又は準耐火建築物とする。また、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- イ 不特定多数の人の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物又は、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善 市及び土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を促進する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

イ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれがある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

◆ 附属資料第1－5「急傾斜地崩壊危険区域」

◆ 附属資料第1－16「宅地造成工事規制区域」

第7章 中山間地等における孤立対策

■ 基本方針

- 脆弱な地質構造の山間部においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。
- 孤立するおそれのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を図る必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 孤立危険地域の把握	市	市内の孤立危険地域の把握
第2節 孤立への備え	市	(1) 孤立集落と外部との通信の確保 (2) 物資供給、救助活動体制の整備 (3) 孤立に強い集落づくり (4) 孤立危険地域等の広報・啓発

第1節 孤立危険地域の把握

市における措置

市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある孤立危険地域をあらかじめ把握しておくこととする。

第2節 孤立への備え

市における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

- ア 市は、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図ることとする。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図ることとする。
- イ 市は、集落と市の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じた適切な通信手段の確保に努めることとする。
- ウ 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難場所等の防災関連施設における耐震性を確保することとする。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保することとする。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

- ア 市は、集落が長期間孤立した場合には医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制について検討することとする。
- イ 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、市地域防災計画において明示するよう努めることとする。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップし

ておくこととする。

- ウ 市は、孤立するおそれのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努めることとする。

(3) 孤立に強い集落づくり

- ア 市は、孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努めることとする。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図ることとする。

- イ 市は、集落の人口に応じて避難施設を確保・整備することとする。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施することとする。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

市は、住民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努めることとする。

第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■ 基本方針

○風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画及び災害時受援計画や各対策分野における計画及びマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
防災施設・設備 及び災害用資機材の整備	市	(1) 防災施設等の整備 (2) 防災用拠点施設の整備促進 (3) 公的機関の業務継続性の確保 (4) 応急活動のためのマニュアルの作成等 (5) 人材の育成等 (6) 防災中枢機能の充実 (7) 防災関係機関相互の連携 (8) 浸水対策用資機材の整備強化 (9) 防災用拠点施設の屋上番号標示 (10) 防災情報システムの整備 (11) 救助・救急に係る施設・設備等 (12) 水防施設・設備の整備促進 (13) 気象等観測施設・設備の整備促進 (14) 無線通信等による災害予防体制の充実 (15) 救助施設・設備等の整備促進 (16) 市有施設の自衛消防体制の整備 (17) 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 (18) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策 (19) 災害廃棄物処理に係る事前対策 (20) 罹災証明書の発行体制の整備

防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

市における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

災害時において、各地区の災害応急活動の拠点施設となる交流館及び支所の防災上の機能強化を図るための整備を促進する。そのひとつとして、各交流館に防災倉庫を整備し、食料、飲料水及び生活必需品を備蓄する。さらに、市内に地区防災倉庫を整備し、防災用資機材を備蓄する。また、避難所についても、

防災倉庫を整備し食料、飲料水、自家用発電機等の備蓄に努める。

また、防災用拠点施設となる交流館や支所には、自家発電設備等の非常用電源設備を整備する。

道の駅「どんぐりの里いなぶ」については、国道153号に面するという立地状況から、防災活動拠点として整備する。

- ◆ 附属資料第2-5-(5)「防災倉庫一覧」
- ◆ 附属資料第2-5-(6)「防災倉庫資機材一覧」
- ◆ 附属資料第5-3「緊急時ヘリポート可能箇所一覧」

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

ウ 市は、大規模災害が発生した場合における業務継続計画の実効性を高めるため災害時受援計画を策定し、次の事項に留意しつつ、災害応急対策に必要な人的・物的資源を効果的に受け入れる体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部における受援に関する体制の整備
- ② 人的・物的資源に関する応援・受援の体系
- ③ 応援機関の活動拠点の確保
- ④ 支援を要する業務の選定
- ⑤ 各業務における個別の受入体制及び受入手順の整備

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の

割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

ア 市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

イ 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて

同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

◆ 附属資料第2-4-(2)「水防倉庫一覧」

◆ 附属資料第2-4-(3)「水防倉庫備蓄資機材一覧」

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

ヘリコプター等からの災害応急活動が効果的に実施できるように、市役所本庁舎をはじめ防災拠点施設等の屋上にヘリコプター用の番号表示を行っていくものとする。

(10) 防災情報システムの整備

地図情報システムに、建物の位置、形状、また必要な物については当該建物の規模、構造、性能、数量又は建設年数、その他属性に関する情報を入力し、広域応援受入れ時の効果的な運用展開、道路等被害情報の管理、消火活動等の支援活動、被災者の救出救助及び安否確認、倒壊家屋等の被害調査活動、仮設住宅建設候補地の検索など災害対策活動に必要な防災関連情報の整備に努めるものとする。

また、県防災行政無線を活用する防災情報システムにより、県、県内市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。

(11) 救助・救急に係る施設・設備

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災報知器、その他の消防施設、設備の整備、改善及び管理を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。特に、危険物施設、高層建築物、林野火災等における特殊火災に対処するため、救助工作車、大型水槽車、消火薬剤等の増強及び消防機械の整備を図る。

◆ 附属資料第2-2-(3)「消防水利の現況」

(12) 水防施設・設備の整備促進

水防上特に重要な箇所、注意を要する区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な木杭、土のう、シャベル、掛矢、照明器具等の水防資機材の備蓄及び更新を定期的に行うとともに、これらの水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、統合、管理に努める。

特に、洪水時の効果的な水防活動拠点となる矢作川豊田防災ステーションは、ヘリポート、資機材、排水ポンプ車等を配備し、緊急対応に備えるとともに、日ごろから水防意識の啓発の場として活用する。

◆ 附属資料第2-4「水防施設・設備等」

(13) 気象等観測施設・設備の整備促進

気象・水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

(注) 気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁へ届けることを義務づけ

ている。

◆ 附属資料第2－1「気象観測施設・設備」

(14) 無線通信等による災害予防体制の充実

市の防災関係機関との連絡手段として、県及び近隣市町村には、県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）が設置され、市内各地区の防災拠点施設には、防災行政無線及び衛星携帯電話が設置されている。

市民への情報伝達手段としては、防災行政無線（同報系）がある。その他に、防災ラジオ、一斉ファックス、市広報車（スピーカーを常設した公用車の配備、消防署・消防団等）、CATV（ひまわりネットワーク）、コミュニティFMラジオ（エフエムとよた）、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式SNS）、などにより多角的に補完されている。

市は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。また、万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源設備を耐震性があり、かつ浸水する可能性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施するとともに、情報伝達手段の多角化を進める。

また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

◆ 附属資料第2－3「通信施設・設備等」

(15) 救助・救急に係る施設・設備等の整備促進

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、災害時にその機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善、点検に努める。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

市は、県又は関係機関が所有する防災消防ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプター利用について県又は関係機関とあらかじめ協議する。

◆ 附属資料第2－5－(1)「救助用資機材の保有状況（消防署）」

◆ 附属資料第2－5－(2)「高度救助用資機材の保有状況（消防署）」

◆ 附属資料第2－5－(3)「救出用資機材・集団救急事故資機材の保有状況」

◆ 附属資料第4「建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達」

(16) 市有施設の自衛消防体制の整備

建築物の災害対策は、広範囲にわたり、多くの法的規制がなされている。これら法的規制のうち、消防法及び消防施行令に定める防火対象物については、

消防計画の作成が義務付けられ、これらにより、災害発生時には応急活動がなされることになっている。

しかしながら、大規模災害発生時においては、火災の多発や道路障害による消防力の投入が著しく困難になり、消火栓の使用不能等により消防用水利が不足する等が想定される。このため、当該施設が自ら自衛する防災体制を整備する必要があるので、市は防災上重要な建築物又はその敷地内に、自衛防災体制並びに地域消防力を補充する消防水利及び消火用機器の整備を図る。

(17) 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

ア 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

イ 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

ウ 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

◆ 附属資料第3「必需物資の備蓄及び調達」

◆ 附属資料第9-2-(18)「災害救助物資の緊急調達に関する協定（キングパン協業組合）」

◆ 附属資料第9-2-(19)「災害救助物資の緊急調達に関する協定（豊田製パン株式会社）」

(18) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する

(19) 災害廃棄物処理に係る事前対策

ア 豊田市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、平成 28 年 7 月に策定した豊田市災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等に取り組むものとする。

◆ 附属資料第 2 - 7 - (3) 「災害廃棄物一次仮置場（候補地）一覧」

イ 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び N P O ・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

(20) 罹災証明書の発行体制の整備

ア 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第9章 避難行動の促進対策

■ 基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報や避難情報の 情報伝達体制の整備	市	1 情報伝達手段の多重化・多様化の確保
	市、ライフ ライン事業者	2 Ｌアラートで発信する災害関連情報等の多様化
第2節 緊急避難場所及び避難 路の指定等	市	1 緊急避難場所の指定 2 避難路の選定
第3節 避難情報の判断・伝達 マニュアルの作成	市	(1) マニュアルの作成 (2) 判断基準の設定に係る助言 (3) 事前準備
第4節 避難誘導等に係る計画 の策定	市、防災上 重要な施設 の管理者	避難計画の作成
第5節 避難に関する意識啓発	市、名古屋 地方気象台	(1) 緊急避難場所等の広報 (2) 避難のための知識の普及

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）、

IP 通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。
また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 市及びライフライン事業者における措置

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

市における措置

1 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難地を選定する。

(1) 広域避難地の選定

市は、市民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難地を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

- ア 広域避難地は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地等が適当と考えられる。
- イ 広域避難地における避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m²以上とする。
- ウ 広域避難地は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- エ 広域避難地内の木造建築物の割合は、総面積の 2 %未満であり、かつ、散在していなければならない。
- オ 広域避難地は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- カ 広域避難地は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率 5 %程度疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れている所とする。

(2) 自主避難場所の確保

自治区は、指定避難場所が開設されていない場合や、災害の状況などにより、指定避難場所へ安全に避難できない場合に地域住民が自主的に避難する場所と

して、公園、広場、自治区集会所等を自主避難場所として選定及び確保し、管理及び運営を行う。

(3) 標識の設置等

市は、広域避難地、指定避難場所、自主避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

また市は、自主避難場所表示看板の配布希望があった自治区に対して看板を配布し、自治区が設置及び管理を行う。

◆ 附属資料第2-5-(4)「避難場等一覧」

2 避難路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - (ア) 気象予警報及び気象情報
 - (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - (ウ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- ウ 「避難情報に関する作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること。
 - (ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - (イ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）
- オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確

にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める

カ 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

（ア）避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

（イ）土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

（2）判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

（3）判断のための助言を求めるための事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

（1）市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

ア 避難情報を行う基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、日用必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

（ア）緊急避難場所や避難所の秩序保持

（イ）避難者に対する災害情報の伝達

（ウ）避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

（ア）広報車による周知

- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通ずる広報
- (2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項
学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
 - イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び緊急避難所等の選定等について定める。
 - ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域のある市町村は、市地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

市地域防災計画で具体的に定めるに内容については、第2章第4節、第3章第2節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第10章 第2節 要配慮者支援対策 （3）避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

市及び名古屋地方気象台における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所や洪水時の浸水想定区域及び浸水深等を示した洪水ハザードマップ、防災マップ、広報誌等を活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

特に要配慮者に対しては、早めの避難行動を促すため、福祉団体等の関係機関と連携し、周知徹底に努めるものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 緊急避難場所、避難所への経路
- エ 緊急避難場所、避難所の区分

オ その他必要な事項

- ・ 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと
- ・ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における知識

- (ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
- (イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
- (ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
- (エ) 市町村長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市長は、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難場所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より支援体制の構築に努めるものとする。また、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者への対応を強化するため、「豊田市避難行動要支援者 避難支援計画（行動マニュアル）」を策定し、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市町村、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、公共交通機関の運行状況によっては「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。
- 市は、内閣府が作成した「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を踏まえ、要配慮者に配慮した避難所機能の充実及び福祉避難所の整備に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難所の指定・整備	市	(1) 避難所等の収容施設の整備 (2) 避難所における必要面積の確保 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (4) 避難所の運営体制の整備
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	(1) 社会福祉施設等における対策 (2) 在宅の要配慮者対策 (3) 避難行動要支援者対策

区 分	機関名	主な措置
		(4) 外国人等に対する対策 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策
第3節 帰宅困難者対策	市	帰宅困難者対策

第1節 避難所の指定・整備等

市における措置

(1) 避難所の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等収容施設の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備する。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、現在の指定避難場所としている学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を、今後、災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 市は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースもあらかじめ考慮する。

1人当たりの必要占有面積

1㎡/人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3㎡/人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 要配慮者の避難状況等により、地区交流館及び旧町村支所を福祉避難所として別途提供する。また、介護等の専門的な支援が必要な要配慮者に対応するため、福祉サービス事業者等との連携強化を図り、協定施設の確保に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理も管理諸室、病院など医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する。
- キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、災害用便槽（マンホールトイレ）、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、「避難所運営マニュアル」を平成30年4月に作成した。また、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営

体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。また、「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、福祉避難所の適切な運営体制の構築に努める。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

◆ 附属資料第9-2-(7)「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」

第2節 要配慮者支援対策

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急通報システム等の整備

市は、災害時等における要介護認定又は要支援認定を受けているひとり暮らし高齢者（呼吸器系・循環器系等の疾患により医師が必要と認めた者）及び重度障がい者の安全確保を図るため、平成3年度より導入している緊急通報システムを継続することにより、地域の支援体制作りに努める。

イ 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、ボランティア組織及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。特に、大規模な災害が発生した場合には、警察、消防等の防災関係機関による救出・救護活動が大幅に制約されることが予想されるため、要配慮者に対し、地域住民や自主防災組織等を中心とした住民相互の連携による地域全体のバックアップ体制を図り、救出・救護体制の確立を推進する必要がある。このため、市は、より一層の防災知識の普及、啓発に努め、住民全体で災害に取り組む土壌の育成を推進するとともに、自治区等を中心とした自主防災組織の育成に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者自身の対応能力の向上及び地域の支援体制強化を図るため、地域住民や自主防災会等と連携し、要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

エ 生活物資等の整備

市は、要配慮者に配慮した食糧及び生活必需品の備蓄を推進する。

オ 人にやさしい施設づくり

市は、要配慮者に配慮した避難施設、歩道、通路等の整備を促進する。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。

(ア) 避難支援等関係者となる者

市は、避難行動要支援者のうち、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。

避難支援等関係者は、自治区、自主防災会、民生委員、児童委員、地域包括支援センター、消防団、豊田警察署・足助警察署とする。

(イ) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

在宅で生活し、下記のいずれかに該当する者とする。

- a 介護保険における要介護3～5の認定者
 - b ひとり暮らし高齢者等登録者
 - c 豊田市在宅重度心身障がい者手当の受給者
 - d 身体障がい者手帳において、視覚・聴覚・下肢・体幹のいずれかが1級～2級の者
 - e 上記に準ずるもので登録を希望する者（老夫婦世帯、老々介護世帯など）
- なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(ウ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿作成に必要な個人情報は、以下の事項とし、情報管理主管課より必要な情報を取得する。また、必要に応じて、関係都道府県知事その他の者に対して、名簿作成に必要な情報の提供を求める。

- a 氏名
- b 住所又は居所
- c 生年月日
- d 性別
- e 電話番号その他連絡先
- f 緊急連絡先
- g 避難支援を必要とする理由

(エ) 名簿の更新に関する事項

市は、転入や介護認定、障がい者手帳の取得等により、新たに避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合、及び避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合は、該当する者の情報を名簿から削除する。

名簿は、最新の情報に更新したものを、年1回、避難支援等関係者へ送付する。

(オ) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿を提供する際には、避難支援等関係者に対し、個人情報の保護に十分配慮し、名簿記載の情報を適切に管理する旨の説明等を行い、情報の漏えい防止を図る。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ウ)個別避難計画と地区防災計画の整合

市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する対策

市は、豊田市国際交流協会を始め関係機関と連携して、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

◆ 附属資料第1-17-(1)「要配慮者利用施設」

イ 洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設等で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当

該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(オ) 市町村長の助言・勧告

市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺や工場等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

市は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことが

できるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第11章 広域応援・受援体制の整備

■ 基本方針

○市は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 広域応援・受援体制の整備	市	(1) 応援要請手続きの整備 (2) 応援協定の締結等 (3) 公共的団体等との協力体制の確立 (4) 応援要請・受入体制の整備 (5) 関係機関との合同訓練及び情報交換 (6) 受援体制の整備 (7) 訓練、検証等
第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	市	(1) 緊急消防援助隊 (2) 広域航空消防応援 (3) 広域消防相互応援協定
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	市	(1) 災害時の円滑な受援供給体制の整備 (2) 訓練・検証等
第4節 防災活動拠点の確保等	市	(1) 防災活動拠点の確保等

第1節 広域応援・受援体制の整備

市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

大規模災害時には、市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣市町

村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが一層重要である。

また、豊田市防災基本条例の理念に則り、市域を越えた広域で被害を受けた際には、内陸部に位置することや高規格道路等の交通の便の良い立地条件を生かして、本市が、他の地方公共団体の支援のための拠点としての役割を担えるよう体制を整備する。

市は、既に愛知県内広域消防相互応援協定をはじめ、西三河地区消防相互応援協定、中核市災害時相互応援に関する協定、榊原公ゆかり都市災害時相互応援に関する協定、東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定、広域幹線道路ネットワーク都市災害時相互応援に関する協定及び西三河災害時相互応援協定など広域的な災害応援協定を締結しているが、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、今後とも大規模な災害を想定し、災対法第8条、第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

◆ 附属資料第9－1「市町村間における応援協定等」

（3）公共的団体等との協力体制の確立

公共的団体等に対して、災害時において市の実施する応急対策等に積極的な協力が得られるよう体制の整備を図る。

◆ 附属資料第9－2「市及び関係団体間における協力協定」

（4）応援要請・受入体制の整備

災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続き、要請内容等、他市町村からの応援部隊の受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

（5）関係機関との合同訓練及び情報交換

各種訓練開催時において、応援協定等を締結している関係機関の協力を得て、応援要請に基づく実動訓練を実施し、災害時の応援が円滑に行われるよう連携

の強化に努める。また、応援協定を締結している関係機関と平常時から連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うなど、協力体制の確立に努める。

(6) 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(7) 訓練、検証等

県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

◆附属資料第2-2-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

◆附属資料第2-2-(11)「救援物資等受入施設一覧」

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域消防相互応援協定

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」、「西三河地区消防相互応援協定」等に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

◆ 附属資料第9-1「市町村間における応援協定等」

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

（２）訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画・マニュアル等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等 市における措置

（１）防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

■ 基本方針

- 市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 防災訓練の実施	市	1（1）基礎訓練 1（2）総合防災訓練 1（3）広域応援・受入訓練 1（4）防災訓練の指導協力 1（5）住民組織、事業所等による防災訓練 1（6）訓練の検証 1（7）図上訓練等
	県、市、国立私立各学校等管理者	2（1）計画の策定及び周知徹底 2（2）訓練の実施 2（3）訓練の反省
第2節 防災のための意識啓発・広報	市、名古屋地方 気象台	（1）防災意識の啓発 （2）防災に関する知識の普及 （3）家庭内備蓄等の推進 （4）報道媒体の活用及び協力要請 （5）過去の災害教訓の伝承
第3節 防災のための教育	県、市、国立私立各学校等管理者	1（1）児童生徒等に対する安全教育 1（2）関係職員の専門的知識のかん養及び技能の向上 1（3）防災思想の普及 1（4）登下校（登降園）の安全確保
	市	2 市職員に対する防災教育
	防災関係機関	3 防災教育の実施

第1節 防災訓練の実施

1 市及びその他防災関係機関における措置

市は防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 通信連絡訓練

災害発生時に迅速かつ的確に気象予警報、対策通報、被害情報等を各種機関相互に通報できるよう、情報の収集及び伝達の方領、さらには内部処理の方法、通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

イ 非常招集訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、各種災害を想定し、必要な職員及び人員の動員配備並びに情報の伝達、非常連絡等活動体制の訓練を実施する。

ウ 避難訓練

市及びその他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、地下空間からの避難訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

また、災害時に住民を安全な場所へ避難させるための勧告又は指示による誘導等を行う訓練を、単独又は他の訓練と併せて実施する。

エ 各種救助訓練

孤立者、負傷者、要配慮者等の救出、救助、医療、物資の輸送、給水、炊き出し等を行う訓練を、単独又は他の訓練と併せて実施する。

オ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、最も訓練の効果のある時期に観測、通報、動員、輸送、水防工法、樋門、角落しの操作、危険区域居住者の避難、立退き等を実施する。

(2) 総合防災訓練（市民防災総合演習）

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難

行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(3) 広域応援・受入訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県及び他の地方公共団体・事業者・各種団体と連携し、広域的な応援・受入れを行う防災訓練を実施する。

(4) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(5) 住民組織、事業所等による防災訓練

住民組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性を認識し、非常時に有効な実践的訓練を行うものとする。なお、訓練の際は、防災関係に従事する市職員、消防職員、消防団員及び消防防災専門指導員を派遣し、指導にあたる。

(6) 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部において応急対策活動に従事する地区対策班員及び避難所運営班員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

2 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立・私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、県（防災局）や市（防災関係部局等）の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報 市及び名古屋地方気象台等における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項のア、オ～キについて解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 正確な情報の入手
- ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- オ 警報等や避難情報の意味と内容
- カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- サ 要配慮者の避難支援及び避難所での支援方法に関すること
- シ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する知識の普及

市は、防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、市は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

加えて、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

（3）家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

さらに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

なお、家庭における飲料水等の備蓄の目安は、次のとおりである。

ア 飲料水

1人1日3リットルを目安とし、3日分の家族分を市販の備蓄用飲料水等により各家庭で備蓄するよう啓発する。

イ 生活用水

調理、トイレ、洗面及び清掃等に使用する生活水の確保を平素より風呂水の汲み置き又はポリタンク等による備蓄に努めるよう啓発する。

ウ 応急給水用容器

応急給水用容器として各家庭でポリ容器などを備蓄するよう啓発する。

（4）報道媒体の活用及び協力要請

市は、発災時における混乱及び被害を最小限に食い止めるため、平常時から災害に関する教育、キャンペーン番組等を積極的に編成し、市民の災害についての予防、応急措置、避難等防災に関する知識の向上に努める。また、記者クラブ加盟各社等の報道機関に対して必要な資料を提供し、災害対策に係る報道の協力を要請する。

通信事業者は、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

（5）過去の災害教訓の伝承

市は、市民、自治区及び自主防災組織が、過去の災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承を後世へ引き継ぐよう、その重要性について啓発を行う。

また、市は教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ

意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 県（教育委員会）、市（教育委員会）及び国立・私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

（1）児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（こども園を含む。以下同じ）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、市消防本部防災学習センターの見学など学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

（2）関係職員の専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵(かん)養及び技能の向上を図る。

（3）防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

（4）登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

（ア）通学路については、警察署、建設事務所等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

（イ）平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

（ウ）異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

（エ）児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認しておく。

- (オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。
- (カ) 特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

- (ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。
- (イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- (ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

市職員が一丸となって積極的に防災対策を推進するため、また、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどを、研修会等を通じて教育する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第13章 防災に関する調査研究の推進

■ 基本方針

○災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繫を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
防災に関する調査研究の推進	市	1 (1) 危険地域の把握 1 (2) 危険地区の被害想定 1 (3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の活用 1 (4) 地籍調査 2 調査研究成果の活用

防災に関する調査研究の推進

1 市における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、災害発生への恐れのある次の地域について広範囲に調査し、その実態を把握する。

ア 水害危険地域

地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況、池沼の貯水量等

イ 地すべり危険地域

地形、地質、降雨量、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況等

ウ かけ崩れ危険地域

土質、地形の勾配状況、飽和雨量、立木の状況等

エ 火災危険地域

地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、危険物施設の配置、構造及び取扱品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の活用

市は、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防

災アセスメントを積極的に実施する。また、防災カルテ（平成 29 年 8 月公表）の成果を活用して、コミュニティレベル（集落単位、自治区単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

（4）地籍調査

市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■ 基本方針

- 市は、災対法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として、災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部員会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請	
市	○市災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請	
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 災害対策本部の 設置・運営	市	1（1）災害対策本部の設置 1（2）災害対策本部の組織・運営 1（3）非常配備体制 1（4）現地災害対策本部 1（5）業務継続計画が発動された場合の体制
	防災関係機関	2 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備
第2節 職員の派遣要 請・受入れ	市	（1）職員の派遣 （2）応援の要求 （3）職員の受入体制の構築 （4）被災市町村への市職員の派遣
第3節 災害救助法の適 用	市	（1）救助の実施 （2）県が行う救助の補助

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

（1）災害対策本部の設置

市長は、災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合に、応急対策の推進を図るため、速やかに災害対策本部を設置する。

ア 災害対策本部の設置及び廃止時期

（ア）災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。

設 置 基 準
・ 次の警報・注意報のいずれかが発表され、災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報 ⑤矢作川はん濫注意情報 ⑥大雪特別警報 ⑦大雨特別警報 ⑧暴風特別警報 ⑨暴風雪特別警報 ・ 市域に、相当規模の災害が発生するおそれがある時、又は相当規模の災害が発生した時

（イ）災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、予想された災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長（市長）が認めた時に廃止するものとする。

イ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置し、又は廃止した時は、県及び関係機関等に対してその旨を通知し、必要に応じて災害応急対策に係る措置について指示、報告等を行う。

通知又は公表先	連絡担当課	通知又は公表方法
庁内各課	地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	庁内放送、庁内LAN、電話、口頭その他迅速な方法
出先機関	各主管部担当課	庁内LAN、電話、FAX、市防災行政無線、衛星携帯電話、口頭その他迅速な方法
県知事	地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
市消防本部、県豊田警察署・足助警察署	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法

通知又は公表先	連絡担当課	通知又は公表方法
指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関	〃	〃
隣接市町村	〃	県防災行政無線、電話、FAX、文書その他迅速な方法
自治区	地域振興部地域支援課 （災害対策本部事務局自治区対策班）	電話、FAX、市防災行政無線その他迅速な方法
一般市民	市民部各課 （広報・被害調査対策部） 地域振興部防災対策課 （災害対策本部事務局）	市防災行政無線、防災ラジオ、広報車、有線放送、CATV、コミュニティFM、ホームページ、緊急メールとよた、市公式SNS、緊急速報メール
報道機関	経営戦略部市政発信課 （危機管理対策部報道班）	文書、FAX、メール、電話、口頭

（2）災害対策本部の組織・運営

ア 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災対法並びに豊田市災害対策本部条例及び豊田市災害対策本部運営要綱に定めるところにより、市の各部局は、それぞれ対策部、対策班を編成し、災害情報の収集、伝達、応急措置、被災者の救難・救助等災害の発生の防御、又は拡大の防止に努める。

イ 災害対策本部の事務を行う場所

市役所南庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置する。なお、市役所が被災し災害対策本部を設置できない場合には、市民文化会館を充てる。

ウ 災害対策本部の標示の掲出等

災害対策本部を設置した場合は、市役所南庁舎4階災害対策本部室に「豊田市災害対策本部」の看板を掲示する。

エ 初動体制の強化

市は、休日又は勤務時間外における災害発生に備え、災害対策本部の初動体制の強化に努める。

- ◆ 附属資料第11-4「豊田市災害対策本部条例」
- ◆ 附属資料第11-5「豊田市災害対策本部運営要綱」
- ◆ 附属資料第8-1-(1)「豊田市災害対策本部機構」
- ◆ 附属資料第8-1-(2)「豊田市災害対策本部機構事務分掌」

（3）非常配備体制

ア 配備区分

市は、次の基準により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な

動員の確保に努める。

ただし、水道施設、下水道施設、清掃施設その他施設管理の必要から、別に参集配備基準を定めている場合は、当該参集配備基準の定めによる。

なお、各配備体制における各対策部・対策班の配備人員は、「豊田市災害対策本部（風水害・突発災害用）配備基準表」のとおりである。

非常配備基準（風水害・突発災害用）

区 分	配 備 要 件
準 備 体 制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合 2 災害対策本部事務局長が必要と認めた場合（竜巻注意情報発表、河川水位の上昇時、大雪警報発表など）
第1非常配備体制	1 大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報又は大雪特別警報が発表された場合 2 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき。 （1）突発的な災害等が発生した場合 （2）小規模な災害の発生が予想される場合
第2非常配備体制	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 矢作川はん濫注意情報（洪水注意報）が発表された場合 3 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき （1）台風による暴風警報が発表され、災害の発生が予想される場合 （2）局地的に災害が発生した場合又は発生が予想される場合
第3非常配備体制	1 大雨特別警報、暴風特別警報又は暴風雪特別警報が発表された場合 2 次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき （1）広域的に災害の発生が予想される場合 （2）矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合
第4非常配備体制	次の場合で、災害対策本部長が必要と認めたとき 1 広域的に災害が発生した場合 2 市域全域にわたる甚大な災害の発生が予想される場合

イ 伝達方法

（ア）平常勤務時の伝達系統及び方法

名古屋地方気象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、本部事務局長（地域振興部市民安全室長）は、必要に応じて災害対策本部長の指示により配備体制を決定し、各対策部連絡担当等にこれを伝達するとともに、該当する職員に対して、庁内放送等により徹底させる。

（イ）休日又は勤務時間外における伝達

a 非常連絡

防災対策課職員は、非常配備に該当する気象予警報の発表を知ったとき、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には、直ちに本部事務

局長に連絡する。本部事務局長は、必要に応じて災害対策本部長、副本部長（副市長等）に報告をし、配備体制の指示を受け、各対策部長等に伝達する。

b 各職員に対する連絡

各職員に対する連絡は、災害対策本部各対策部の班長等から行うこととし、各対策部の班長等は、該当職員の動員ができるよう措置しておく。

(ウ) 消防団に対する連絡

消防団に対する連絡は、災害対策本部消防対策部（現地災害対策本部）から消防団長、副団長に行うとともに、該当地域を管轄する方面隊長又は分団長に行うものとする（分団長不在の場合には、部長に連絡を行う）。なお、連絡を受けた方面隊長又は分団長は、該当消防団員の動員ができるよう措置しておく。

ウ 職員の非常登庁

職員は勤務時間外又は休日等において登庁の指示を受けた時、又は災害の発生あるいは災害発生のおそれがある情報を知った時は、直ちに指定参集場所に参加する。

エ 職員の応援

本部長は、災害応急対策を総合的に実施するため、災害時の状況及び応急措置の推移により、各対策部・対策班の業務の実態に応じて、所属の職員を他の部班に応援させる。

オ 参集場所

(ア) 指定参集場所

職員は、所属長等から非常招集の呼び出しがあった時は、次表に掲げる指定参集場所に速やかに参集する。

指 定 参 集 場 所		
区 分		参 集 場 所
別 途 選 任 職 員	・ 情報受理班員、情報収集班員、情報集計班員 ・ 地域情報総括班員 ・ 自治区対策班員	市役所（災害対策本部室）
	地区対策班員	交流館（21 箇所）・支所（6 箇所）
	避難所運営班員	指定避難場所（115 箇所） ※内緊急避難場所 地 震 109 箇所 風水害 106 箇所
上記以外の職員		それぞれの勤務場所

（イ）臨時参集場所

あらかじめ決められている指定参集場所に参加できない場合は、次表に定める臨時参集場所に参加し、次の要領により初期の応急対策活動を実施する。なお、指定参集場所へのルートが確保された場合は、速やかに指定参集場所へ参加する。

- a 災害対策本部（情報管理室又は所属する対策班長）との通信連絡
- b 臨時参集場所周辺の被害情報の収集及び偵察
- c 応急対策活動の実施
- d 地区対策活動の支援
- e 指定避難所、緊急避難場所運営活動の支援

臨時参集場所	
区 分	参 集 場 所
消防職員	最寄りの署、分署又は出張所
消防職員以外の職員	市役所、勤務公署又は交流館
上記臨時参集場所への参加も不可能な職員	最寄りの指定避難所、緊急避難場所

カ 参加方法

職員の参加にあたっては、通常の通勤方法又は通勤手段によるものとするが、これによりがたいと認められる場合は、その他の方法又は手段（徒歩、自転車等）により参加する。

キ 参加途上における留意点

職員は、次の点に留意して参加する。

- （ア）指定参集場所又は臨時参集場所への参加を最優先とする。その途上において、被災者等から救急救助その他の災害対策活動を要請された場合にも、事情を説明して参加に努める。
- （イ）その途上において、次の必要が生じた場合は、積極的に付近住民の協力を得て参加に努める。
 - a 路上障害物の排除への協力その他の役務提供
 - b 自転車その他物品等の借上げ
 - c その他
- （ウ）参加にあたっては、その途上における被害状況の把握に努め、災害対策本部関係各部その他関係機関等へ通報する。

（4）現地災害対策本部

大規模災害の発生に伴う消火活動及び救急救助活動については、豊田市現地災害対策本部運営要綱の定めるところにより、現地災害対策本部を設置して実施する。

ア 現地災害対策本部設置及び廃止の基準

現地災害対策本部は、局地的な災害が発生して住民避難が必要な場合、又は集中的に災害応急対策活動を実施する必要がある場合で、本部長が必要と認めた場合に設置する。本部長は、現地における災害応急対策活動がおおむ

ね完了したと判断した場合に廃止する。

イ 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、原則として災害地を管轄するコミュニティセンター及び支所に設置する。なお、コミュニティセンター及び支所が被災した場合には、交流館等に設置する。

ウ 現地災害対策本部長等

（ア）現地災害対策本部長は、防災担当副市長をもって充て、現地災害対策本部を統轄し指揮管理する。

（イ）現地副本部長は、建設部副部長及び支所長をもって充て、現地災害対策本部長を補佐する。現地災害対策本部長に事故がある場合又は不在の場合は、その職務を執行する。

（ウ）現地災害対策本部職員は、被害の程度、対応の必要性等から判断し、本部長が指名するものとする。

エ 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、次の所掌事務を実施する。

（ア）被害状況、被災地の対応状況、広域的支援状況等を把握し、これらの情報を本部及び関係機関に伝達

（イ）本部から委任された災害応急対策活動

（ウ）現地災害対策本部が管轄する地区対策班及び避難所運営班への活動支援

（エ）職員派遣要請及び国、県に対する要望事項の把握

（オ）その他現地本部の役割を果たすための必要な事務

◆ 附属資料第11－6「豊田市現地災害対策本部運営要綱」

（5）業務継続計画が発動された場合の体制

豊田市業務継続計画が発動された場合は、業務継続計画に定める執行体制とするとともに、豊田市災害時受援計画に定める受援体制を構築する。

2 防災関係機関における措置

（1）組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

（2）勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

（3）惨事ストレス対策

ア 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第2節 職員の派遣要請・受入れ

市における措置

（1）職員の派遣

- ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。
- イ 市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてのあつせんを求めることができる。また、市長は知事に対し地方自治法（昭和22年法律第67号）による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。これらの場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

（2）応援の要求

- ア 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めた時は、他の市町村長に対し応援を求めることができる。
- イ 市長は、応急措置を実施するために必要があると認めた時は、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求することができる。この場合の知事に対する要求は、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

（3）職員の受入体制の構築

市は、応援を受け入れるに当たって、連絡窓口を設置し、要請先である県・他の地方公共団体・事業者・各種団体等との情報共有を緊密に行う。また、応援要員や救援物資等を速やかに受け入れるための施設の確保等、必要な準備を行う。

（4）被災市町村への市町村職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用

市における措置

（1）救助の実施

市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

（2）県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

■ 基本方針

- 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。
- 災害応急対策責任者（災対法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。
- 市長は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。
- 高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
気象台	○特別警報・警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○土砂災害計画情報の発表・伝達		
中部地方整備局	○洪水予報の発表・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達		
県	○洪水予報の発表・伝達 ○水位情報の周知 ○水防警報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 ○土砂災害緊急情報の発表・伝達 ○警報等の市町村等への伝達	○立退き指示等の代行	
市	○伝達された情報等の住民等への周知徹底	○立退きの指示 ○避難行動要支援者の安否確認 避難誘導	
報道機関	○迅速な警報の放送		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の 発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達
	中部地方整備局	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 4 水防警報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達
	県	2 (2) 洪水予報の発表・伝達 3 水位情報の周知 4 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害警戒情報の発表・伝達 6 土砂災害緊急情報の発表・伝達 7 警報・注意報等の出先機関及び市町村への伝達
	西日本電信電話株式会社	8 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知
	日本放送協会名古屋放送局	9 迅速な警報の放送
	市	10 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知
	その他防災関係機関	11 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置
第2節 避難情報	市	1 (1) 避難情報の発令 1 (2) 避難情報の区分 1 (3) 知事等への助言の要請 1 (4) 避難のための準備情報 1 (5) 避難情報の内容 1 (6) 避難の措置と周知 1 (7) 伝達方法 1 (8) 知事への報告 1 (9) 警戒区域の設定 1 (10) 他市町村又は県に対する応援要求
第3節 住民等の避難 誘導等	市	1 住民等の避難誘導等 2 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 2 (2) 避難行動要支援者の避難支援
第4節 広域避難	市	1 広域避難に係る協議
	県	1 広域避難に係る協議 2 居住者等の運送

第1節 気象警報等の発表、伝達

1 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・警報（該当する警戒レベル相当情報含む。ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・西日本電信電話株式会社・日本放送協会・国土交通省機関に通知しなければ

ならない。

同地方気象台は、気象業務法に基づく情報及び同法施行令に定める注意報等（ただし、航空機、鉄道、電気事業等の利用に適合するものを除く。以下「注意報等」とする。）を発表・切り替え・解除した場合は、消防庁・県・第四管区海上保安本部・日本放送協会・国土交通省機関に伝達する。

また、同地方気象台は、報道機関及び警報・注意報等により措置の必要があると認める機関に対しては、専用通信施設及び公衆通信施設により、警報・注意報等を伝達する。

2 洪水予報（中部地方整備局、県（建設局）及び名古屋地方気象台等における措置）

- （1）中部地方整備局及び名古屋地方気象台・岐阜地方気象台は、木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。
- （2）名古屋地方気象台及び県は、新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））は、共同して洪水予報を発表し、関係機関に連絡する。

3 水位情報の周知（県（建設局）における措置）

県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川（上流）、五条川（下流）、青木川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が氾濫危険水位（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）※（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を関係機関に通知するとともに、県民に周知する。（平成29年6月1日からの運用について記載）

※ただし、五条川（下流）においては避難判断水位。

4 水防警報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

- （1）中部地方整備局は、木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。
- （2）県は、新川、矢作古川、天白川、日光川、八田川、境川、逢妻川、愛知県沿岸について、洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとみとめられたときは、水防警報を発表し、関係機関に連絡する。

5 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県（建設局）における措置）

名古屋地方気象台及び県は、市町村ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、共同して土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を発表し、関係機関に連絡する。

また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市町村や住民に提供する。

6 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県（建設局）における措置）

中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、重大な土砂災害の切迫した危険があると認めるときは、その結果を土砂災害緊急情報として関係市町村へ通知するとともに、県民に周知する。

7 県（防災安全局）における措置

県は、警報・注意報等を専用通信施設により、県の出先機関及び市町村に伝達する。

8 西日本電信電話株式会社における措置

西日本電信電話株式会社は、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。

9 日本放送協会名古屋放送局における措置

日本放送協会名古屋放送局は、警報を直ちに放送する。

10 市における措置

市は、地域防災計画の定めるところにより、必要事項を住民及び所在の官公署へ周知する。

11 その他の防災関係機関における措置

その他の機関は、法令及び自らの防災計画等により、必要な措置を執る。

12 気象警報等の伝達系統

次の気象警報等の伝達は、図1～8のとおり行う。

（1）気象・水象に関する特別警報・警報等…図1

（2）洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報…図2のア

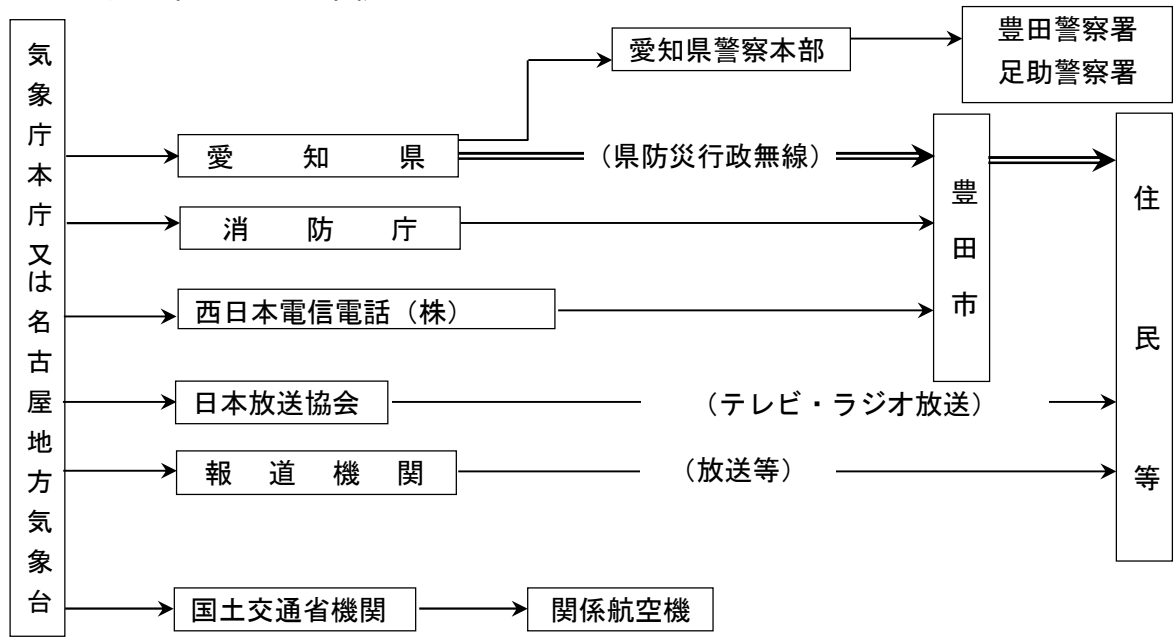
イ 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報…図2のイ

（3）水防警報

ア 国土交通大臣の発表する水防警報…図3のア

- イ 知事の発表する水防警報…図3のイ
- (4) 水位周知河川の水位情報
(避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)…図4
- (5) 土砂災害警戒情報…図5
- (6) 土砂災害緊急情報
 - ア 大規模な土砂災害(河道閉塞による土石流、湛水など)…図6のア
 - イ 大規模な土砂災害(地すべり)…図6のイ
- (7) 火災気象通報…図7
- (8) 火災警報…図8

図1 気象警報等の伝達系統図



※気象庁から西日本電信電話（株）には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

図2 洪水予報

ア 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報・矢作川

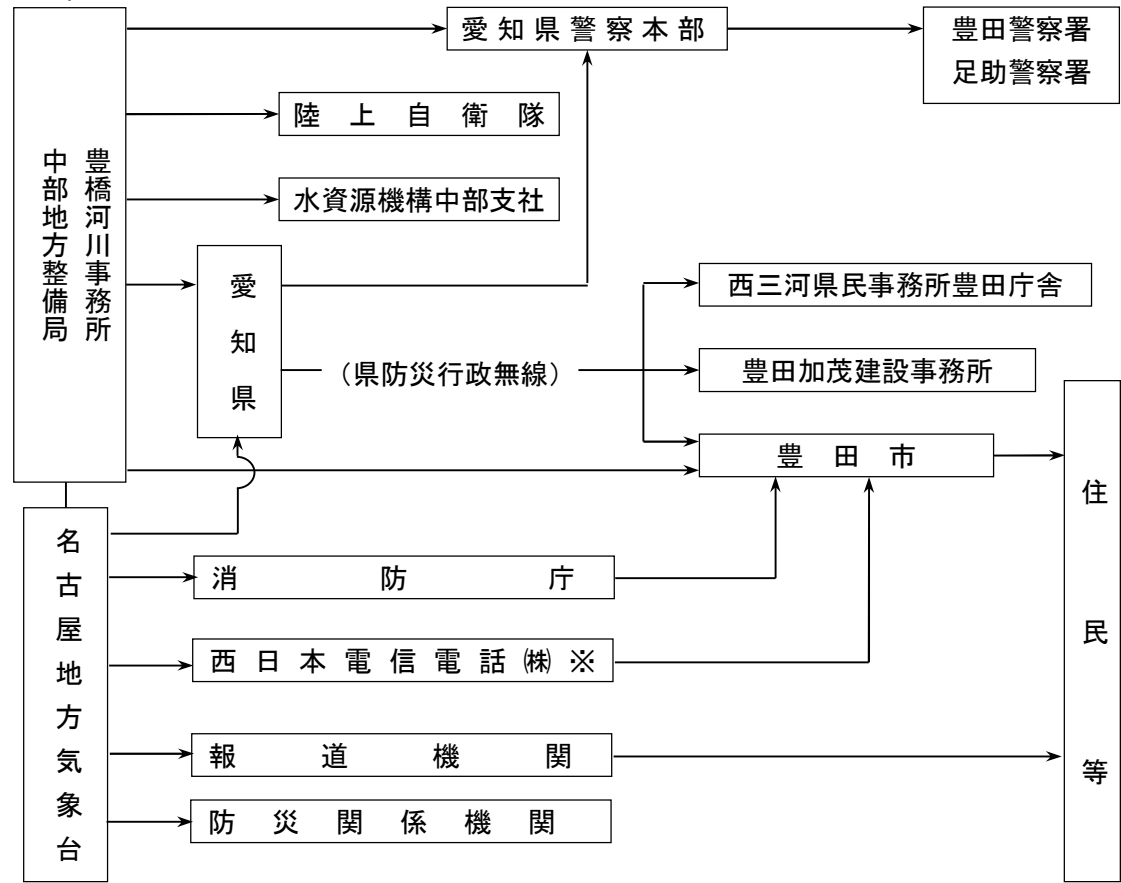


図4 水位周知河川の水位情報
(避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）

- 知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）、氾濫発生（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））
- ・籠川・逢妻女川

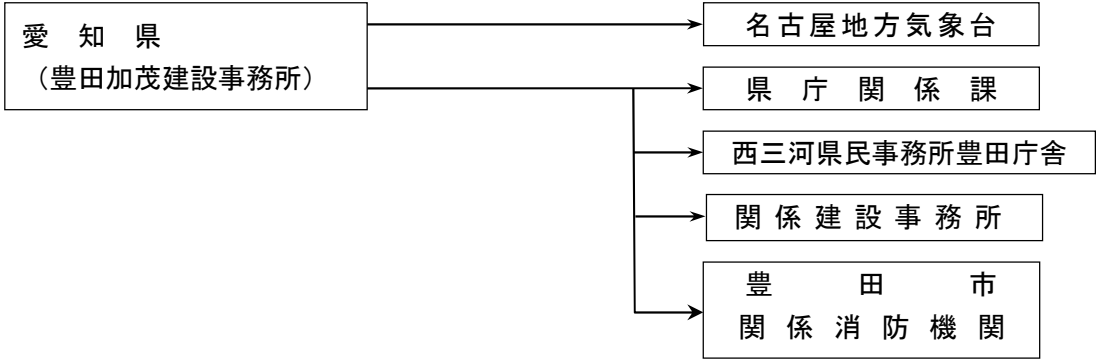
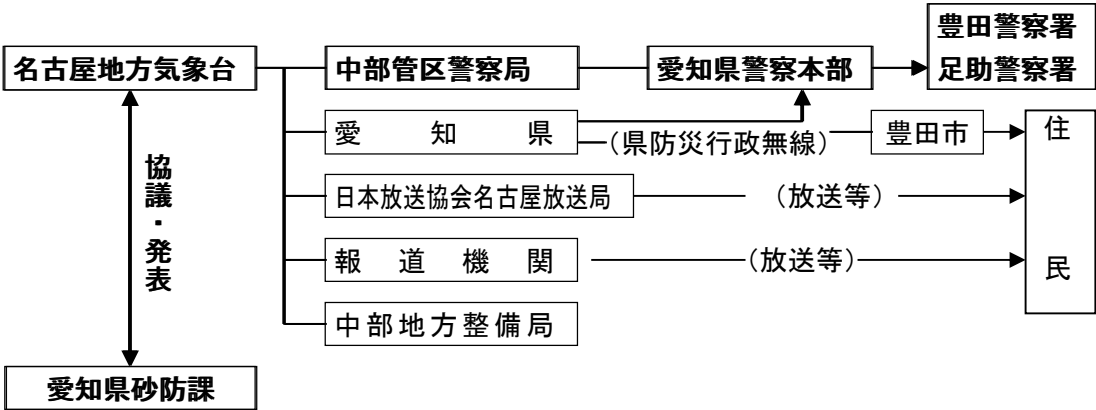


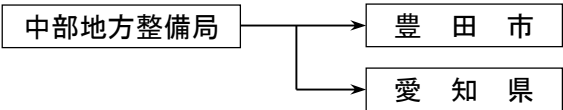
図5 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）



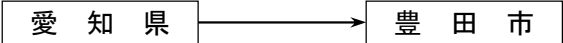
（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

図6 土砂災害緊急情報

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）

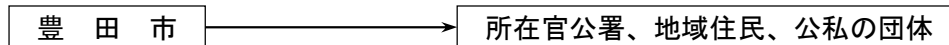


（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

図7 火災気象通報



図8 火災警報



13 異常現象の通報

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報するものとする。

なお、警察官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに通報するものとする。

市長は異常現象を承知したときは、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

第2節 避難情報

1 市における措置

（1）避難情報

避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

速やかに立ち退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示を基本とする。

避難指示を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。

また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。

ア 〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ 〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

また、当該災害の発生により、市長が避難のための立退き勧告等の事務を全部又は大部分実施できない時は、災対法第 60 条第 6 項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施するものとする。

なお、市長が立退きを指示することができない時、又は市長から要求があった時は警察官が、また警察官が現場にいない時は自衛官が、市民に対し避難の指示をすることができる。

ウ 【警戒レベル3】高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において【警戒レベル3】高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 避難指示の基準の一般的明示

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 矢作川氾濫警戒情報（洪水警報）が発せられ、高橋観測点の水位が危険水位を超えるおそれがある時。2 土砂災害警戒情報が発表された時。3 籠川、逢妻男川、逢妻女川、巴川の出動水位を超え、さらに水位が上昇するおそれがある時。4 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられた時。5 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険がある時。6 火災が拡大するおそれがある時。7 ガス等の流出拡散により広域的に人命危険が予想される時。8 地すべり、がけ崩れ、土石流等により危険が切迫している時。9 その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められる時。 |
|--|

(3) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台（気象防災アドバイザー等）又は知事に対し助言を求めることができる。

(4) 避難のための準備情報

市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して高齢者等避難を呼びかけるとともに、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者については、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の措置を指示することができる。

◆ 附属資料第 10－6 「河川情報に基づく災害対策活動基準」

(5) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合には、次の内容を必要に応じ、明示して実施する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示の理由
- オ その他の必要な事項

(6) 避難の措置と周知

避難の指示をした場合は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除した時も同様とする。

ア 避難先への連絡

指定避難所など避難先に対し、速やかに連絡し、開設準備等を求める。

イ 警察、消防機関等への連絡

避難者の誘導、整理のため、警察等の関係機関に指示の内容を伝えるとともに、協力を求める。

ウ 近隣市町村への連絡

避難者が、近隣市町村内へ避難する場合には、近隣市町村にその旨を連絡し、協力を求める。

エ 人口や面積の規模が大きいしであるため、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(7) 伝達方法

避難の指示を決定した場合は、防災行政無線、防災ラジオ、一斉ファックス、広報車、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等、災害の状況及び地域の実情に応じ、対象地域の住民に伝達広報を行い、周知徹底を図る。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(8) 知事への報告

市長は、避難の指示を行った時は、速やかに県西三河県民事務所長を通じて知事に報告する。

(9) 警戒区域の設定

市民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、災害応急対策の第一次的かつ総合的責任者である市長は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。また、当該災害の発生により、市長が警戒区域の設定等の事務を全部又は大部分実施できない時は、災対法第73条第1項の規定に基づき、知事が市長に代わってその事務を実施する。

なお、市長若しくは市長の職権を行う者が現場にいない時、又はこれらの者から要求があった時は、警察官又は自衛官が警戒区域の設定等を行うことができる。

(10) 他市町村又は県に対する応援要求

自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合には、他市町村又は県に対して避難者の誘導及び移送の実施、又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

第3節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

避難誘導は、人命の安全を第一に考え、混乱を避け、安全かつ円滑に行うよう努めるとともに、要支援者の避難にも十分配慮する。

(1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行う。

(4) 避難者の確認

ア 避難の指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官等の協力を得て巡回を行い、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出する。

イ 避難の指示に従わない者に対しては極力説得し、説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要がある時は、警察官に連絡するなど、必要な措置をとる。

(5) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や防災ラジオ、広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあつてはその障がい区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、市が生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するとともに、可能な範囲で避難支援を行うよう協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

(2) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、名簿提供の機会等を通じて、避難支援等関係者の安全確保に関する説明を行う。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(2) 県における措置

県は、県域を越える避難について、市町村から要求があった場合は、避難先

都道府県と協議を行う。県は、市町村から求められたときは、広域避難に関する事項について助言を行う。

2 居住者等の運送

(1) 県における措置

県は、災害が発生するおそれがある場合であって、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を要請することができる。要請にあつては、次の内容を示すものとする。

- ア 運送すべき人
- イ 運送すべき場所
- ウ 期日

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

■ 基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。
- 市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県	○県災害	○市町村へ職員派遣 ○災害状況の収集伝達 ○国への報告 - 対策本部設置の通知 ○災害広報の実施 ○相談窓口等の開設	
市		○被害状況等の情報収集及び県等への報告 ○即報基準に該当する災害の報告 ○住民への災害広報 ○相談窓口等の開設	
報道機関		○災害広報の依頼に	対する協力

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 被害状況等の 収集・伝達	市	1（1）被害情報の収集 1（2）行方不明者の情報収集 1（3）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 1（4）火災・災害即報要領に基づく報告 1（5）被災者台帳の作成

区 分	機関名	主な措置
第2節 通信手段の確保	市、防災関係機関	通信手段の確保
第3節 広報	各防災関係機関 (県・市町村を含む)	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力
	各機関(各防災関係 機関を含む)	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動 への協力 3 (2) 住民への災害広報

第1節 被害状況等の収集・伝達

1 市の措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、県の火災・災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意す

る。)

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

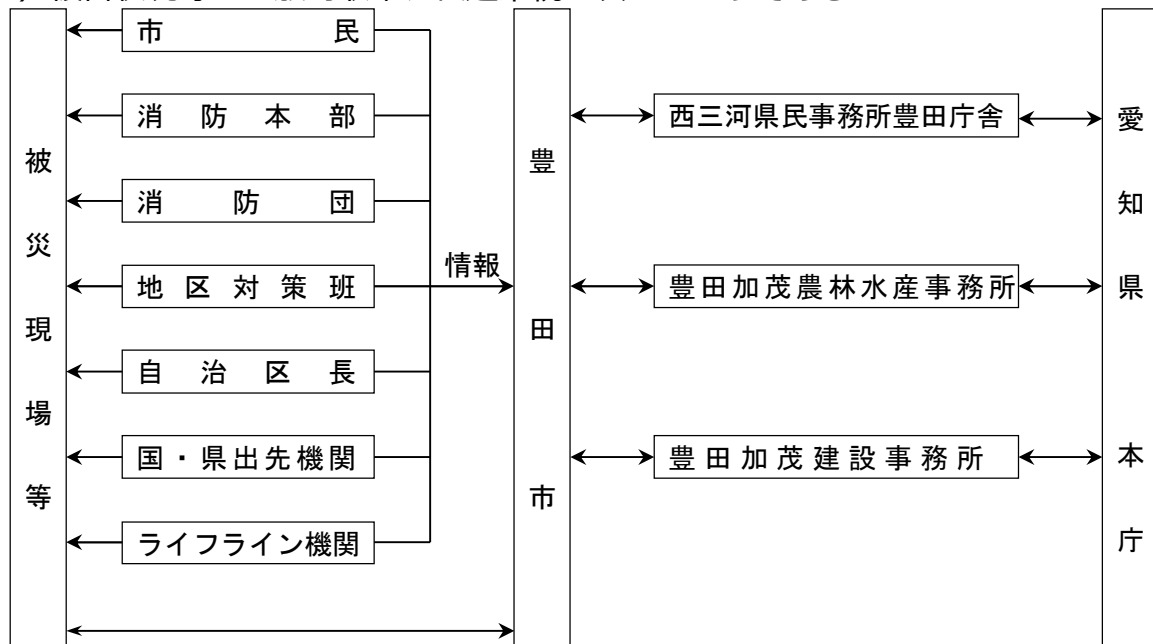
イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(5) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

(1) 被害状況等の一般的収集、伝達系統は次のとおりである。



(2) 市は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

- なお、被害状況の収集は、おおむね次の要領で実施する。
- ア 各対策部による被害調査の実施
 - イ 当番消防署員による消防署及び分署等周辺の偵察行動
 - ウ 消防団員による担当区域等の偵察行動

- エ 県豊田警察署・足助警察署を介して地元警察機関からの情報収集
- オ 地区対策班及び自治区長等からの情報収集
- カ 職員の参集途上における被害状況の収集
- キ 市民からの通報

- (3) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

3 重要な災害情報の収集伝達

- (1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

- (2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

- (3) 安否情報

市、県は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

- (4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

◆ 附属資料第11－15「防災機関及び連絡窓口」

4 その他の情報の収集伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害にかかる情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況（全般）	様式1～3によること
人、住家被害等	人的被害	様式4によること
	避難状況、救護所開設状況	様式5によること
公共施設被害	河川・貯水池・ため池等、砂防被害	様式6によること
	道路被害	（確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。）
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

- ◆ 附属資料第10－6「予警報等の種類と発表基準」
- ◆ 附属資料第11－15「防災機関及び連絡窓口」
- ◆ 附属資料第12「連絡先・様式一覧」

5 報告の方法

- （1）被害状況等の報告は、一般電話又は県防災行政無線のうち、最も迅速、確実な手段を使うものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則、県防災行政無線により報告するものとする。
- （2）（1）の手段が途絶した場合は、市防災行政無線、N T T西日本株式会社所属無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を複合的に利用するものとする。
- （3）すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

- ◆ 附属資料第11－15「防災機関及び連絡窓口」
- ◆ 附属資料第12－1－（3）「伝達要領」

6 被害状況の照会・共有

- （1）市は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- （2）全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

市及び防災関係機関における措置

- （1）市防災行政無線

市関係課、出先機関、防災関係機関、主要医療機関、指定避難場所及び消防

団等に防災行政無線（移動系）を配置している。災害時にはこれらの無線設備又は有線を有効に活用し、通信連絡にあたる。

（２）消防無線

市消防本部を基地局とし、各署及び消防車両に陸上移動局を設置している。災害時に被災地域等には、各無線局を活用し円滑な情報の受・伝達を行う。

（３）県防災行政無線網及び防災相互通信用無線局

市は、防災対策に関する通信を周辺市町村等と相互に行うため、県の防災行政無線網を活用するとともに、市関係課等に設置されている防災相互通信用無線局を活用して、広域的かつ円滑な情報の受・伝達を行う。

（４）非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は、通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- （ア）人命の救助に関するもの。
- （イ）災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- （ウ）緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- （エ）秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- （オ）遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- （カ）電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- （キ）鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- （ク）中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- （ケ）電力設備の修理復旧に関するもの。
- （コ）知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっ

ては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(5) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話の登録

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する別に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

イ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

(6) 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、協定に基づき、ひまわりネットワーク株式会社及びエフエムとよた株式会社に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼するとともに、他の放送事業者に対しては知事を通して依頼する。

(7) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

◆ 附属資料第2-3「通信施設・設備等」

◆ 附属資料第9-2-(13)「災害時の放送に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社）」

◆ 附属資料第9-2-(14)「災害緊急放送に関する協定（エフエムとよた株式会社）」

第3節 広報

1 防災関係機関の措置

- (1) 各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
- (2) 各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 報道機関の措置

報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

3 各機関の措置

- (1) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
- (2) 各機関は、次の広報手段を有効に組み合わせて、住民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ 防災行政無線
 - ウ 防災ラジオ
 - エ コミュニティFMやケーブルテレビの放送（ひまわりネットワーク、エフエムとよた）
 - オ Web サイト掲載
 - カ 一斉ファックス及び携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式SNS）による情報提供
 - キ 広報紙等の配布
 - ク 広報車の巡回
 - ケ 掲示板への貼紙
 - コ その他広報手段

◆ 附属資料第2－3「通信施設・設備等」

4 広報内容

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報
 - エ その他の情報
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害の発生状況
 - イ 地域住民のとるべき措置
 - ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
 - エ 医療・救護所の開設状況

オ 道路情報

カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

ア 公共交通機関の状況

イ ライフライン施設の状況

ウ 食糧、水、その他生活必需品等の供給状況

エ 公共土木施設等の状況

オ ボランティアに関する状況

カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報

キ 被災者相談窓口の開設状況

ク その他必要事項

(4) 広報活動の実施方法

ア 報道機関への発表

(ア) 各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

(イ) 外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達について、可能な限り多言語による情報提供も併せて行う。

イ 広報車、航空機等

各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

ウ 多様な情報手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

エ 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関係記事又は番組を編成して報道する。

(ア) 災害関係記事又は番組

(イ) 災害関係の情報

(ウ) 災害対策のための解説、キャンペーン、記事又は番組

(エ) 関係機関の告知事項

◆ 附属資料第9-2-(13)「災害時の放送に関する協定（ひまわりネットワーク株式会社）」

◆ 附属資料第9-2-(14)「災害緊急放送に関する協定（エフエムとよた株式会社）」

第4章 応援協力・派遣要請

■ 基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 陸上自衛隊第10師団は、知事等の要請を受け、まず東海地方所在部隊をもって人命救助を第一義とする緊急救援活動を行い、引き続きその他の部隊を集中し、組織的救援活動を行う。状況により、中部方面隊区域内諸隊の増援を受ける。航空自衛隊及び海上自衛隊もこれに準じた処置を講ずる。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		○広域応援要請 ○他市町村への応援内容指示 ○緊急消防援助隊の要請 ○海上保安庁への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○広域ボランティアセンターの設置	
市		○知事・他市町村に対する応援要求 ○県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請 ○緊急消防援助隊の要請 ○県に対する海上保安庁の応援要請 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請 ○豊田市災害ボランティア支援センターの設置	
県公安委員会		○警察災害派遣隊等の援助の要求	
自衛隊		○災害派遣	→
防災関係機関		○相互の応援要請 ○資料・調査成果の交換 ○災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請	→ 請依頼

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 応援協力	市	1（1）知事に対する応援要求等 1（2）他の市町村長に対する応援要求
	防災関係機関	2（1）防災関係機関相互における応援要求又は応急措置の要請 2（2）災害対策上必要な資料又は調査の成果に係る相互交換

区 分	機関名	主な措置
第2節 応援部隊等による広域応援等	市	1 (1) 緊急消防援助隊等への応援の要請 1 (2) 海上保安庁への応援要請の依頼 2 応援要員の受入体制
第3節 自衛隊の災害派遣	自衛隊	1 災害派遣
	市	2 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼
第4節 ボランティアの受入	市	1 豊田市災害ボランティア支援センターの開設及び運営 3 ボランティア団体との連携
第5節 防災活動拠点の確保	市	1 防災活動拠点の確保

第1節 応援協力

1 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災対法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要がある時は、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合の知事に対する要請は西三河方面本部（豊田加茂駐在）へ行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他応援に関し必要な事項

(2) 他の市長に対する応援要求（災対法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

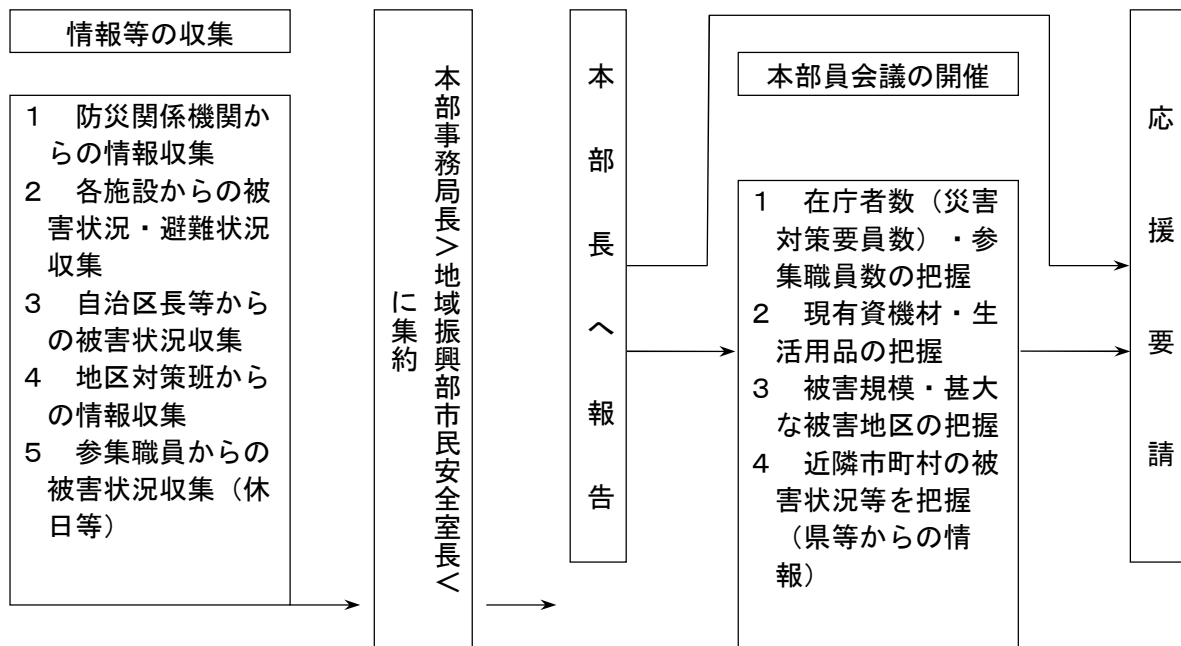
また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

このため、災害時における応急対策の万全を図るため隣接の市町村と平素から協力態勢を確立しておくとともに、遠隔市町村との相互応援協定を締結することにより一層の相互連携体制の充実強化を推進する。

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

応援要請決定フロー



2 防災関係機関における措置

- （1）防災関係機関相互においては、あらかじめ定められた手続等に基づき、応援要求又は応急措置の要請を行う。
- （2）防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、豊田市内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、市の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

- （1）国、県及び他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災対法施行令第18条）
- （2）指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 市の措置

- （1）緊急消防援助隊等への応援要請

- ア 市は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

(2) 海上保安庁への応援要請の依頼

ア 市長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

イ 依頼は要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

また、知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

2 応援要員の受入体制

(1) 活動支援措置

ア 広域応援の受入れにあたっては、直ちに活動拠点に災害対策本部から準備のための要員を派遣し、次のような活動支援を講ずる。

(ア) 被害状況、対策活動状況等の情報提供

(イ) 対策活動方針、業務内容、実施手順、指揮命令系統等の活動体制の周知

(ウ) 必要な活動拠点（執務場所や待機場所）、設備、装備、機材、燃料等の提供

(エ) 現地案内及び現地指揮（原則として広域応援の場合には、災害対策本部が指揮権を有する。）

(オ) 応援要員に対する生活支援（食糧、飲料水その他生活物資の確保、宿泊施設の提供、相談窓口の設置等）

(カ) その他連絡調整

イ 広域応援体制が十分整った段階では、災害対策本部は、広域応援活動に支障をきたすことのないよう、後方支援活動に徹する。

(2) 宿泊施設の確保

広域応援の宿泊施設としては、あらかじめ協定締結などにより確保した市内の民間施設などを利用する。なお、必要に応じて、市内の高等学校、大学、企業の福利厚生施設やその他公共公益施設の所有者又は管理者の協力を求め、協定締結などの方法により、施設の確保に努める。

◆ 附属資料第9－2－(16)「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」

(3) 交通輸送手段の確保

車両を伴わない広域応援の要員に対して、次により宿泊施設と活動現場を巡回する定期輸送ルートを確保する。

ア 市有バス等の利用

イ 公社、協会等の保有するバス等の活用

ウ 名古屋鉄道（自動車営業関係）その他の旅客運送事業者の保有するバス等

の借上げ又は委託

第3節 自衛隊の災害派遣

1 自衛隊における措置

- (1) 大規模な災害が発生した際には、発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。
- (2) 陸上自衛隊第10師団長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請者から人命財産の保護のための災害派遣の要請を受けた場合には、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。
- (3) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たないで部隊等を派遣した後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
- (4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び連絡先

連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊第10特科連隊	(加入電話) 0533-86-3151
	課業時間内：内線 238 (第3科)
	課業時間外：内線 302 (当直室)
	(防災行政無線) 8-8240-31 (作戦室)
	32 (当直)
	33 (第3科)
	(衛星電話) 9-同上

(5) 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被害者に対し応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

項 目	内 容
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

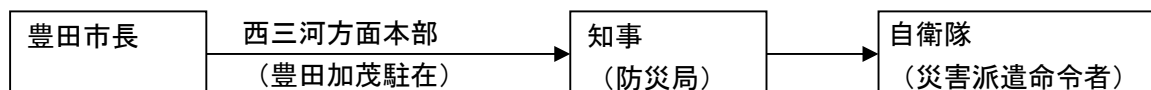
2 市における措置

- (1) 自衛隊の派遣要請をする基準は、災害が発生し、若しくは発生しようとしているときで、市民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な応急対策の実施が市において不可能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる時とする。

この場合において、市長は、その旨及び市内の災害の状況を陸上自衛隊第10特科連隊（豊川駐屯地）に対して必要に応じ通知する。

- (2) 市長は、自衛隊の災害派遣を依頼する場合には、災害派遣要請依頼書（様式1）により、県西三河県民事務所長を通じ、知事に対してその旨を申し出る。
- (3) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (4) 市長は、災対法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を直接陸上自衛隊第10特科連隊（豊川駐屯地）に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (5) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

3 災害派遣要請等手続系統



(注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、西三河方面本部（豊田加茂駐在）へも連絡する。

- ◆ 附属資料第12-2-(1)「災害派遣の活動範囲」
- ◆ 附属資料第12-2-(2)「災害派遣依頼の手続き」

4 災害派遣部隊の受入れ

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣も含む。）した時は、受入れ体制を整備する。災害対策本部と自衛隊との連絡を密にする必要があると認めた時は、自衛隊幹部の派遣を要請し、自衛隊連絡幹部室を災害対策本部内に設置する。
- (2) 市長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努める。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - (ア) 事前の準備
 - a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。
 - (イ) 受入時の準備
 - a 着陸点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
 - b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 - d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
 - e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 - f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

◆ 附属資料第5－3「緊急時ヘリポート可能箇所一覧」

◆ 附属資料第5－4「愛知県防災ヘリコプター場外離着陸場（市内）」

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

- イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費
- エ 県等が管理する有料道路の通行料

（２）負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

1 市及び社会福祉協議会における措置

（１）豊田市災害ボランティア支援センターの開設

市は、社会福祉協議会と協力して、豊田市災害ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）を豊田市民文化会館又は豊田市福祉センターに開設する。

また、市内 7 箇所の支所等に、必要に応じ豊田市災害ボランティア地区支援センター（以下「地区支援センター」という。）を開設する。

（２）支援センターの運営

社会福祉協議会は、コーディネーターの自主性を尊重して、支援センターを運営する。

市は、支援センター及び地区支援センターに職員を派遣し、必要な情報や資機材の提供等の支援を行う。

（３）支援センターの実施業務

支援センターにおいては、次のような業務を実施する。

- ア 被災者ニーズ（ボランティアの派遣要望場所、人員数、種別又は内容等）の把握
- イ ボランティアの受入れ及び登録
- ウ ボランティアコーディネーターの派遣要請
- エ ボランティアの派遣要請の受付及び派遣
- オ ボランティアに対する情報（被災地の状況、被災者ニーズ等）の提供
- カ その他必要な活動

◆ 附属資料第9-2-(17)「豊田市災害ボランティア支援センター等に関する協定書」

2 コーディネーターの役割

- （１）支援センターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- （２）コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

- ◆ 附属資料第6－1「愛知県登録防災ボランティアグループ」
- ◆ 附属資料第6－2「ボランティアの受け入れ体制の整備」

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

県及び市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

第5節 防災活動拠点の確保等

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

2 防災活動拠点

- (1) 広域応援の受入れにあたって、人員、車両等の集結する場所及び応援活動を円滑に実施する上での活動拠点については、当該広域応援を要請する活動内容との関連を考慮して、次表のとおり指定する。

広域応援の集結場所及び活動拠点

区 分	施 設 名 等	所 在 地
自 衛 隊 関 係	豊田市運動公園	高町東山4-97
警 察 関 係	豊田スタジアム	千石町7-2
消 防 関 係	消防本部	長興寺5-17-1
水 道 関 係	豊田市運動公園 柳川瀬公園	高町東山4-97 畝部東町柳川瀬1-1
下 水 道 関 係	畝部浄化センター	畝部西町高正6-1
清 掃 関 係	豊田市清掃事業所	渡刈町大明神39-3
そ の 他	活動内容に応じ、災害対策本部において適切な施設を指定する。	

◆ 附属資料第2－5－(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

(2) これらの活動拠点については、平素より次の対策を講ずる。

- ア 消防用設備及び十分な活動空間の確保
- イ 無線設備等通信手段の装備
- ウ 食糧及び飲料水の確保、トイレ対策等の応援要員の生活対策
- エ 自動車燃料その他応援活動に必要な資機材（応急給水活動のために必要な水中ポンプ等）の確保又は備蓄等

第5章 救出・救助対策

■ 基本方針

- 市長は、豊田警察署・足助警察署との緊密な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、防災ヘリコプターを活用する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		○救出活動 ○他市町村又は県への応援要求 ○広域的な消防隊の応援要請 ○防災ヘリコプターの応援要請	
県警察		○救出救助活動 ○各種情報の収集・伝達	
県		○自衛隊への応援要求 ○他市町村への応援指示 ○防災ヘリコプターの出動調整 ○航空機の運用調整	
中部地方整備局、 高速道路会社		○救出・救助活動拠点の確保	
関係機関		○応援要求への協力 ○避難救出活動への協力 ○航空機の運用調整への協力	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 救出・救助活動	市	1（1）救出対象者 1（2）被害状況の早期把握 1（3）現地災害対策本部の開設 1（4）救出方法 1（5）関係機関との連携 1（6）医療機関への搬送等
	消防団	2 救出救助活動
	市民、自主防災 組織等	3 救助活動、連絡
	中部地方整備 局、高速道路会 社	4 救出・救助活動拠点の確保
第2節 航空機の活用	市	（1）要請の基準 （2）要請方法 （3）受入れ態勢

第1節 救出・救助活動

1 市における措置

(1) 救出対象者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 被害状況の早期把握

住民からの 119 番通報、かけこみ通報又は参集職員、消防団員等からの情報等を総合し、被害の状況を早期に把握する。

(3) 現地災害対策本部の開設

被害状況から本部長が必要と認めた場合には、現地災害対策本部を開設し、消防部隊、消防団、応援部隊を最も効果的、機動的かつ弾力的に運用、展開して救急救助活動を遂行する。

(4) 救出方法

ア 火災の際、火中に取り残された者の救出

援護注水のもとに、被災建物の状況に応じ、消防の有する人員、施設、救助用資機材を最も有効に活用し、救出の万全を期して行う。

イ 倒壊家屋等における救出

倒壊物による被災者の負傷、山津波、がけ崩れ等による埋没事故に際しては、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車その他消防機関の有する人員、施設、救助用資機材を最大限に活用して迅速に行う。

ウ 浸水地帯における救出

水害に際し、流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合は、舟艇、救命ボート等により被災者の救出を迅速に行う。

(5) 関係機関との連携

人命救助活動や行方不明者の搜索は、豊田警察署・足助警察署と密接な連携のもとに実施するとともに、救助・救急活動は、医療機関と連携して緊急性の高い傷病者を優先して実施する。また、延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要としている場合は、災害救助現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(6) 医療機関への搬送等

災害により負傷し、応急救護を必要としている場合は、速やかに医療機関又は救護所へ搬送する。

また、災害救助現場に応急救護を行う必要のある者が多数いる場合には、豊田加茂医師会等へ医療救護班の派遣を依頼する。

(7) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合は、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、配備された救助資機材を使用して、建物倒壊等からの要救助者の救出活動を行う。なお、防災行政無線・消防無線等

を使用して、速やかに災害対策本部等に救出活動状況、被害状況等を報告する。

3 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等は、建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見した時は、自らに危険が及ばない範囲で、配備された救助資機材を使用して緊急救助活動を実施するとともに、速やかに警察、消防機関などに連絡する。

4 中部地方整備局及び高速道路会社における措置

(1) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。

(2) 高速道路のサービスエリア等の使用

高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救出・救助活動への支援を行うものとする。

5 応援協力

市は、自ら救出の実施が困難な場合には、他市町村又は県に対して救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

- ◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(2)「西三河地区消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(3)「愛知県下高速道路における消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(4)「豊田市・瀬戸市消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(5)「豊田市・尾三消防組合消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(6)「豊田市・日進市消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(7)「豊田市・三好町消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(8)「豊田市・土岐市消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(9)「豊田市・恵那市消防本部消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(10)「豊田市・瑞浪市消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(11)「豊田市・南信州広域連合消防相互応援協定」

6 合同調整所の設置

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市長への委任が想定されているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 航空機の活用

市における措置

（1）要請の基準

市は、次のいずれかに該当する場合には、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれのある場合
- イ 市の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

（2）要請方法

市は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により、次の事項について速報を行ってから防災航空隊緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

（3）受入れ態勢

市は、防災ヘリコプターの出動を要請した時は、県防災局消防保安課防災航空グループと緊密な連携を図るとともに、必要に応じて次の受入れ態勢をとる。

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

◆ 附属資料第9－1－(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

付属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

■ 基本方針

- 災害により、緊急を要する傷病者又は助産の処置を要する者等が多数発生した場合の医療救護活動が迅速かつ円滑に機能するために、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会等の医療機関との協力体制の確立に努める。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、り災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣 ○医薬品等の確保 ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○地域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	○防疫組織の編成 ○防疫活動
市		○応急救護所の設置等、地域の医療 ○保健医療調整会議への参画 ○DPATの派遣要請 ○保健活動及び心のケア ○DHEATの派遣及び派遣要請	- の体制確保 ○防疫組織の編成 ○防疫活動
豊田加茂医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院		○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入	

機関名	事 前	被害発生中	事 後
D M A T 指定医療機関		○ D M A T の活動	→
日本赤十字社 愛知県支部		○ 保健医療調整本部への参画 ○ 医療救護活動の実施	→
県医師会		○ 保健医療調整本部への参画 ○ 愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 ○ 医療救護活動の実施 ○ J M A T の派遣調整	→ → → →

- ・ D M A T (Disaster Medical Assistance Team) : 災害派遣医療チーム
- ・ S C U (Staging Care Unit) : 広域医療搬送拠点(臨時医療施設)
- ・ J M A T (Japan Medical Assistance Team) 日本医師会災害医療チーム
- ・ D P A T (Disaster Psychiatric Assistance Team) : 災害派遣精神医療チーム

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 医療救護	市	1 (1) 応急救護所の設置等、地域の医療体制確保 1 (2) 保健医療調整会議への参画
	豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	2 (1) 保健医療調整会議への参画 2 (2) 臨機応急な医療活動 2 (3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 2 (4) 精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)
第2節 防疫・保健衛生	市	1 防疫・保健衛生活動の実施

第1節 医療救護

1 市における措置

- (1) 市は、豊田市医療救護計画に基づき必要に応じ医療救護本部を設置し、豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会等と協力して、地域の医療体制確保に努めるとともに、避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。
- (2) 市は、保健医療調整会議に参画して、医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医療品供給等の支援を要請する。

2 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置

- (1) 豊田加茂医師会、豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会、トヨタ記念病院、豊田厚生病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 初期においては、豊田加茂医師会、後方医療機関及び災害拠点病院等が連携

し、臨機応急な医療活動に努める。

- (3) 災害拠点病院は、豊田加茂医師会の医療活動を支援するとともに、応急救護所、被災地からの重傷患者等の受入の拠点及び広域搬送の拠点となる。
- (4) 要請を受けた医療救護関係機関は、これに積極的に協力する。
- (5) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の一時的避難に対応する。

◆ 附属資料第9-2-(4)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂医師会)」

◆ 附属資料第9-2-(5)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂歯科医師会)」

◆ 附属資料第9-2-(6)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂薬剤師会)」

3 医療救護班の編成・派遣等

- (1) 被災地の状況に応じ、交流館等に応急救護所を設置し、医療救護班を派遣し、患者のトリアージ、応急処置を行う。
- (2) 避難が長期化する場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- (3) 豊田加茂医師会、日赤、災害拠点病院、国、国立病院機構、県の医療救護班で十分な医療救護活動ができない場合には、県内の公的・自治体病院、その他の医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。
- (4) 市独自で十分な医療救護活動が実施できない場合には、県等へ医療救護班の派遣、被災地からの搬送患者の受入れを要請する。

4 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として自治区・自主防災会又は応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市、災害拠点病院又は医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ重症患者を搬送する場合には、ドクターヘリを利用する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びS C Uへ搬送する場合については、必要に応じ、県にヘリコプター等による空輸を要請する。

5 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、豊田加茂薬剤師会から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 豊田加茂薬剤師会は、市の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。

◆ 附属資料第9-2-(6)「災害時の医療救護活動に関する協定(豊田加茂薬剤師会)」

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 防疫・保健衛生

1 市における措置

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

ア 市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。

イ 浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。

(2) 防疫活動

ア 生活環境に対する措置

市は、次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。

(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒

(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除

(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒

イ 患者等に対する措置

(ア) 市は、被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

ウ 避難所に対する措置

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレや災害用便槽（マンホールトイレ）を早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

(3) 予防教育及び広報活動

市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

(4) 器具器材の整備

市の防疫用器具器材の保有状況を把握する。

(5) 臨時予防接種の実施

市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。

(6) 応援体制

ア 市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。

イ 市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。

(7) 食品衛生指導

市は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取り扱い等について指導する。

(8) 栄養指導等

ア 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(9) 健康管理

ア 市は、必要に応じ、保健師等専門職による巡回健康相談を行う。

イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(10) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等での保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

(ア) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

(イ) ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子供たちへの健康支援活動

(ア) 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(イ) 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(11) 避難所の生活衛生管理

市は、避難者の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(12) 被災地域における動物の保護

ア 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

イ 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(13) 自宅療養者等の避難確保

ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

2 災害時健康危機管理の全体調整

(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市町村の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。

3 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 市は、自ら防疫活動の実施が困難な場合「防疫活動等に関する協定書」に基づき、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会へ防疫活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(3) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(4) 市は、県より応援の要求を受けた場合、これに積極的に協力する。

(5) 市は、保健師等の派遣について、必要に応じて県に対して応援を要請する。

(6) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A Tの派遣要請を行う。

(7) 県は、市からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。

(8) 県は、D P A Tの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に

対し、D P A Tの派遣を要請するものとする。

- (9) 県は必要に応じて、保健所設置市に対してD H E A Tの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国、他の都道府県及び救助実施市に対し、D H E A Tの派遣を要請するものとする。

◆ 附属資料第9－2－(39)「防疫活動等に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコントロール協会）」

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

■ 基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災対法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。
- 市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県警察		○交通規制等の実施	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施	共有 →
中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施	共有 →
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求	
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保	報共有 →
市		○道路被害情報の収集 ○緊急輸送道路等の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請	→

機関名	事前	被害発生中	事後
中部運輸局		○関係事業者に対する輸送力確保措置の指 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせ	導 ん

※ 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 道路交通規制等	県警察 （豊田警察署・足助警察署）	1（1）緊急交通路の確保 1（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類 1（3）交通規制の実施 1（4）強制排除措置 1（5）緊急通行車両の確認等 1（6）交通情報の収集及び提供
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはいない場合の措置
第2節 道路施設対策	中部地方整備局	1（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1（2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1（3）緊急災害派遣隊による活動支援 1（4）情報の提供 1（5）応急対策の実施
	中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社	2・4・5（1）道路情報の収集及び関係機関との情報共有 2・4・5（2）一般通行者に対する情報提供 2・4・5（3）関係機関との情報交換 2・4・5（4）応急復旧対策の実施
	県	3（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 3（2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 3（3）二次災害防止のための交通規制 3（4）情報の提供
	市	6（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 6（2）道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路の機能確保 6（3）二次災害防止のための交通規制 6（4）情報の提供
第3節 鉄道施設対策	鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社）	（1）災害対策本部の設置 （2）緊急対応措置の実施 （3）応急復旧活動の実施
第4節 緊急輸送手段の確保	輸送機関（鉄軌道事業者、自動車運送事業者等）	1 災害輸送の実施

区 分	機関名	主な措置
	市	2（1）輸送手段 2（2）車両の確保

第1節 道路交通規制等

1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

（1）緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

（2）緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

（3）交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行	

分類	態様
	を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

（４）強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等（本節において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

（５）緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長（豊田警察署・足助警察署）に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 警察との相互連絡

道路管理者等は、道路、橋梁等交通施設の被害状況及び交通の混乱状況を発見し、又はこれらの状況につき通報を受けた場合には、速やかに通報するなど、相互に密接な連絡をとり、応急工事、交通規制等の適切な処置がとられるよう配慮する。

(2) 交通規制時の相互協力

ア 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関は相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずる。

(3) 道路占用施設設置者との相互協力

道路管理者及び上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、相互に通報しあい、直ちに応急措置がとられるように協力する。

第2節 道路施設対策

1 中部地方整備局における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 道路施設の被災状況及び交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所等においては、速やかに巡視を実施するものとする。
- イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。
- ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。
- エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- オ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。

(4) 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、道路情報提供システム、ビーコン等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。また、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。さらには、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

(5) 応急資機材等の確保

所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。

2 中日本高速道路株式会社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

ア 災害が発生した場合において、的確かつ迅速な応急復旧を行うため災害点検を実施し、被災状況及び交通状況の把握に努める。

種類	実施期間	点検内容
状況把握点検	災害発生直後	速やかな被災者援助と交通確保に資するため、道路の損傷状況、利用者の被害状況、沿道、沿線の状況等を点検するもの
応急復旧点検	状況把握点検実施後直ちに	上下線分離の道路については最低上下各1車線又は片側2車線を、非分離の道路については最低1車線を速やかに確保するため、どのような応急復旧が必要か点検するもの

(2) 一般通行者に対する情報提供

ア 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止め情報等を各種情報板、ハイウェイラジオ等を通じて的確な提供をするとともに、必要に応じインターチェンジにて強制流出、あるいは安全確認された休憩施設等に避難誘導を行う。

イ 一般通行者に対する混乱を最小限にとどめるため、関係機関と協議調整の上、広域的な情報提供を積極的に実施し、高速道路ネットワークを利用した有効的なう回路情報の提供を行う。

ウ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定することが可能な場合、事前に通行規制見込みの可能性について周知を図るものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用することとする。また、降雨予測の変化に応じて適宜内容の見直しを行うものとする。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口と的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回道路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ あらかじめ定められた協力業者により必要な資機材、人員の確保を行い、被害箇所において速やかに通行可能な復旧作業を実施する。

ウ 緊急輸送道路として指定を受けた道路が通行不能になった場合は、緊急通行車両等の通行のため、特に暫定的復旧措置を迅速に行い、最低1車線の確保を行う。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し

車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

3 県（建設局）における措置

（1）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。
- イ 状況に応じ、防災ヘリコプターの活用、職員による被害状況調査を実施し、的確な被害情報の把握に努める。
- ウ 道路情報システムを活用し、他道路管理者と情報共有を行い、迅速かつ的確な被害情報の把握に努める。

（2）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- ウ ア～イの復旧作業については、原則として防災安全協定に基づき地元協定業者に発注して実施する。被災により地元協定業者での対応ができない場合は、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）へ出動を要請する。
- エ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- オ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- カ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。
- キ 応急工事の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施につき応援を要求する。
- ク 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

（3）二次災害防止のための交通規制

道路の被害状況に応じ、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のため通行止め等の措置を適切に行う。

（4）情報の提供

災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の確保状況、う回路等の情報について、道路情報板、道路情報システム等により迅速かつ的確に道路利用者、防災機関等に対して情報提供を行う。

4 愛知県道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。
- イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。
- ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者への情報提供は、道路情報板、道路パトロールカーの放送設備等で行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。
- ウ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

(5) 放置車両や立ち往生車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

5 名古屋高速道路公社における措置

(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 被害状況及び交通状況の把握、復旧検討のための点検を行う。

点検時期	内容	点検者	点検の目的
発災直後	緊急点検	交通管理隊、公社職員、 常駐維持業者	路上の障害物、路下の状況、応急対策方法検討の為の点検
緊急点検後	詳細点検	災害時協力協定締結の専門業者	構造物の被害程度、応急復旧方法検討の為の点検

イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。

ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 一般通行者に対する情報提供

一般通行者の安全を確保するため、災害の発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器及び車載情報板による情報提供を実施し、避難誘導を行う。

(3) 関係機関との情報交換

防災関係機関により定められた連絡窓口との的確な情報交換を行い、緊急車両の通行状況、う回路情報等の状況把握に努める。

(4) 応急復旧対策の実施

ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、土嚢積み、排水などを行い早急に通行可能となるよう応急対策を実施する。

ウ 災害時協力協定を締結している協力業者の応援を受け、緊急輸送道路の機能確保を優先に早急な応急復旧作業を実施する。

エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。

6 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

建設対策部は、速やかに被害調査班を編成し、市指定緊急輸送道路及び緊急啓開道路を中心に道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。状況に応じて、土木建設事業者の協力を求めて、被害調査を実施する。この場合、当該事業者又はその関係団体に対して、防災行政無線を配備し、通信連絡を確保するものとする。また、地区対策班その他災害対策本部各部から

関係情報を収集するとともに、自治区長等から防災行政無線等を活用して情報収集を行うものとする。

(2) 道路、橋梁等の応急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

ア 道路、橋梁等の被害の状況（倒木、落石、土砂崩れ、道路冠水、道路陥没等）を把握し、豊田市災害対策協定業者にて緊急復旧に努める。

イ 被害情報収集と平行し、豊田市災害対策協定業者に協力を求めて、緊急道路啓開及び応急措置を実施するものとする。

(ア) 緊急道路啓開

a 消防活動等の緊急対策活動の状況等を考慮し、より緊急性の高いものから重点的に道路上の障害物を除去する。

b 障害物は、原則として当該道路区域外への除去は行わないものとし、2車線の道路については1車線分を、4車線の道路については最低2車線分のスペースを確保する。

c 自動車を除去する場合は、原則として警察官の立会いを求めて行うものとする。

(イ) 応急措置

a 道路の亀裂陥没等の被害で軽微なものについては、応急修繕を実施し、通行可能な状態を確保する。

b 被害状況からみて、通行不可能あるいは危険であると判断される場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第46条の規定に基づき、通行禁止等の措置をとるものとする。

(ウ) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(エ) 緊急復旧の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

(3) 二次災害防止のための交通規制

市内に大規模な災害が発生し、救援物資等の輸送路確保のため、広範囲に交通規制を行う必要がある場合は、県、中部地方整備局等他の道路施設管理者とも協議の上、県警察（豊田警察署・足助警察署）に対し、交通規制の実施を要請するものとする。

ア 第一次交通規制

発災直後の緊急措置として、国・県指定緊急輸送道路をはじめとする幹線道路について、緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の全方向への通行を禁止する。

イ 第二次通行規制

被害状況に応じ、第一次交通規制を解除して、路線別、車種、用途別又は時間別の車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 情報の提供

交通規制を行ったときは、当該対象、区域、期間等を広報車、有線放送を使

用し、また報道機関を通じて地域住民、運転車等に周知を図るとともに、関係機関に連絡するものとする。

◆ 附属資料第1-11「緊急輸送道路及び交通規制路線」

第3節 鉄道施設対策

鉄道事業者（名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社）における措置

（1）列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

（2）鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

（3）仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

（4）他の鉄道事業者に対する要員・資器材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資器材の確保につき、応援を要求する。

（5）県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第4節 緊急輸送手段の確保

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

（1）輸送手段

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度、現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法により実施するものとする。

ア 自動車による輸送

貨物自動車、乗合自動車等、用途や道路事情等に応じた車両による輸送を行うものとする。

イ 鉄道による輸送

道路等の被害により、自動車による輸送が不可能なとき、又は他市等遠隔地において物資を確保したときで、鉄道による輸送が適当と認めるときは、名古屋鉄道株式会社、愛知環状鉄道株式会社及び愛知高速交通株式会社に配車等を依頼し、鉄道による輸送を行うものとする。

ウ 舟艇等による輸送

浸水地域の避難者の収容その他物資等の輸送は、舟艇等による輸送を行うものとする。

エ ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶したとき、又は輸送の急を要するときで、ヘリコプターによる空中輸送が適当と認めるときは、市長は、知事あるいは自衛隊などへの出動要請依頼を行い、空中輸送を行うものとする。

オ 人などによる輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力輸送を行うものとする。

(2) 車両の確保

ア 市公用車両の運用

市災害対策本部は、各部局の公用車両の集中管理を行い、適正かつ合理的な運用を図るものとする。

イ 関係業者等からの調達

市公用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに公共的団体、民間輸送事業者等の所有する車両、自家用車両等の提供を受け、又は借上げて確保に努めるものとする。

なお、市内輸送事業者等に対しては、あらかじめ災害時の車両借上げについて協議しておくものとする。

ウ 他市町村又は県からの調達あつせん

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

(ア) 輸送区間及び借上げ期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

(1) 応急（復旧）対策作業に従事する者

(2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者

(3) 食糧、飲料水等、その他生活必需物資

(4) 医薬品、衛生機材等

(5) 応急（復旧）対策用資材及び機材

(6) その他必要な人員及び物資、機材

4 緊急通行車両の事前届出

(1) 緊急通行車両の確認及び事前申請

県公安委員会が災対法第 76 条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合には、県又は県公安委員会において緊急通行車両の確認申請を行うものとする。

また、緊急輸送を行う計画のある車両を保有する場合には、県公安委員会（豊田警察署・足助警察署）へ輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の

内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び「緊急通行車両等事前届出書」2通を提出し、緊急通行車両の事前申請を行うものとする。

（2）緊急通行車両確認証明書及び事前届出済証の交付範囲

前項の「緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲」と同じである。

（3）緊急通行車両確認の申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会の緊急通行車両等確認事務担当部に提出するものとする。

（4）緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると認定されたときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章が交付される。

◆ 附属資料第5－1「事前申請による緊急車両一覧」

第8章 水害防除対策

■ 基本方針

- 災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対する措置を実施する。
- 洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。
- 洪水、高潮等による木材の流出から安全を確保するため、流木の防止措置を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
水防管理者等	○水防活動	→	
市及び関係団体		○農地等のポンプ排水 →	○農作物等の応急措置
公共貯木場管理者・貯木木材所有者等	○木材、筏の混乱、流散の防止 ○流木の除去	→	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 水防	水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者及びため池管理者	(水防活動) 1 水防計画
第2節 防災営農	市、土地改良区	(農地及び農業用施設に対する応急措置) 1 (1) ポンプ排水による農地のたん水排除 1 (2) 土俵積等による排水機の浸水防止 1 (3) ため池の堤防決壊防止 1 (4) 用排水路の決壊防止
	市、農業協同組合	(農作物に対する応急措置) 2 (1) 災害対策技術の指導 2 (2) 種子粃の確保 2 (3) 病虫害の防除 2 (4) 凍霜害防除
	市、畜産関係団体	(家畜に対する応急措置) 3 (1) 家畜の管理指導 3 (2) 家畜の防疫 3 (3) 飼料の確保
	市、森林組合	(林産物に対する応急措置) 4 (1) 災害対策技術指導 4 (2) 風倒木の処理指導 4 (3) 森林病虫害等の防除 4 (4) 凍霜害防除

区 分	機関名	主な措置
第3節 流木の防止	貯木木材所有者・占有者	(流木に対する措置) 1 自己木材の流木の防止
	市	2 河川流域内、たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置

第1節 水防

(水防活動)

水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者及びため池管理者における措置

水防法及び災対法の趣旨に基づき、洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、市内の各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及び水閘門の操作、水防のための消防団の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難、立退きに関する計画を整備する。

なお、詳細については、別に定める「豊田市水防計画」による。

- ◆ 附属資料第2－4「水防施設・設備等」
- ◆ 附属資料第1－3「重要水防箇所」
- ◆ 附属資料第9－1－(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

第2節 防災営農

(農地及び農業用施設に対する応急措置)

1 市及び土地改良区における措置

(1) ポンプ排水による農地のたん水排除

市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地にたん水した場合は、ポンプ排水による、たん水排除を行い、できる限り被害が拡大しないように努める。
ポンプ排水を行うにあたっては、排水河川の状況を十分把握する。

(2) 土俵積等による排水機の浸水防止

市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれのあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）によりたん水の排除に努める。

(3) ため池の堤防決壊防止

市及び土地改良区は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位の低下に努める。

なお、堤防決壊防止のための応急工事の実施にあたっては、関係機関と相互に連絡を密にして行う。

(4) 用排水路の決壊防止

市及び土地改良区は、樋門等の操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努める。

（農作物に対する応急措置）

2 市及び農業協同組合における措置

（1）災害対策技術の指導

市は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、県、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

（2）種子粃の確保

市は、被害の状況に応じ、国、県に協力を要請するとともに、市域内外非被災農家等へ依頼して種子粃を収集し、被害地ごとにこれを割り当て配布する。

（3）病虫害の防除

市は、病虫害の異常発生又はそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、県、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指示指導する。

（4）凍霜害防除

県から霜に関する注意報の連絡があった場合には、農業協同組合等を経由して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、注意喚起期間は原則として毎年3月10日から5月31日までである。

（家畜に対する応急措置）

3 市及び畜産関係団体における措置

（1）家畜の管理指導

市は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

（2）家畜の防疫

市は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、県、家畜防疫員の協力を得て、畜舎等の消毒を行い、必要があると認めたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は、家畜等の移動を制限する等の措置をとる。

（3）飼料の確保

被災時に、緊急を要する飼料は、国、県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社保有分及び非被災地の農業畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保する。

（林産物に対する応急措置）

4 市及び森林組合における措置

（1）災害対策技術指導

市は、県、森林組合の協力を得て種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林に対する措置等林産物につき技術指導を行う。

（2）風倒木の処理指導

市は、風倒木の円滑な搬出等について、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

（3）森林病虫害等の防除

市は、森林病虫害等を防除するため、県、森林組合の協力を得て森林所有者

に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(4) 凍霜害防除

2 (4) に準ずる。

5 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

- ア 市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて、県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼する。
- イ 市及び土地改良区は、ダム、ため池、用排水路について応急工事の実施が困難な場合、他市町村、土地改良区へ応急工事实施のための要員、資機材の確保につき、又は県へ資機材の確保につき応援を要求する。
- ウ 市は応援の要求を受けた場合はこれに積極的に協力する。

第3節 流木の防止

(流木に対する措置)

1 貯木木材所有者・占有者における措置

木材の所有者・占有者は、洪水が予想される時期においては、自己の木材が流木とならないよう適切な措置をとるとともに、それが流木となった場合には、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

2 市における措置

河川区域内、たん水又は浸水地域に漂流する流木については、市は、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

3 応援協力関係

市は、流木の除去活動の実施が困難である場合、県を通じて自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■ 基本方針

- 市は、要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
市	○避難所の開設・運営 ○避難行動要支援者の名簿提供	○他市町村・県への応援要求	→
	○要配慮者の安否確認・避難誘導 ○避難所・在宅等における福祉 ○外国人への情報提供 ○福祉避難所の設置	ニーズの把握と福祉人材の確保	→
県	○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	呼びかけ ○帰宅困難者に対する情報提供 ○帰宅困難者の救助・避難所等 対策の実施	→
	○情報収集・支援体制の整備 ○多言語による情報発信 ○事業者等に対する一斉帰宅の抑制	○他市町村への応援指示 ○広域調整・市町村支援	→
事業所等		○帰宅困難者に対する情報提供 ○安否確認や交通情報等の収集 及び従業員等の一斉帰宅の抑制	→

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 避難所の開設・運営	市	1（1）指定避難所の開設予定場所 1（2）指定避難所開設の広報 1（3）要配慮者の保護 1（4）指定避難所の管理 1（5）他市町村又は県に対する応援要求 2（1）避難所運営マニュアルに基づく避難所運営 2（2）避難者の把握 2（3）避難所が危険になった場合の対応 2（4）避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 2（5）避難所運営における女性の参画等

区 分	機関名	主な措置
		2（6）避難者への情報提供 2（7）要配慮者へ支援 2（8）物資の配給等避難者への生活支援 2（9）避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 2（10）避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 2（11）ペットの取扱 2（12）公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 3 広域一時滞在に係る協議等
第2節 要配慮者支援 対策	市	1（1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1（2）避難行動要支援者の避難支援 1（3）障がい者に対する情報提供 1（4）避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1（5）福祉避難所の設置等 1（6）福祉サービスの継続支援 1（7）県に対する広域的な応援要請 1（8）外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
第3節 帰宅困難者対策	市	1（1）帰宅困難者の集中による混乱発生抑止のための広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等 1（2）（3）帰宅困難者に対する情報提供 1（4）救助対策、避難所等対策の実施
	事業者、学校等	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制

第1節 避難所の開設・運営

1 市における措置

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、避難者を一時的滞在させるための施設として、指定避難所を必要に応じて開設する。また、指定避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

（1）指定避難所の開設予定場所

指定避難所の開設予定場所は、附属資料編に掲載のとおりである。

なお、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合等には、民間施設管理者や関係機関への協力要請、また必要に応じて、野外にテント等を設置し対応する。

（2）指定避難所開設の広報

避難所を開設した時は速やかに防災行政無線、防災ラジオ、一斉ファックス、広報車、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等により開設場所を避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護する。

（3）要配慮者の保護

補装具の装着や交換、おむつの交換や授乳など、配慮が必要な避難者に対応するため、必要スペースの確保に努める。また、重度障がい者や要介護高齢者など、指定避難所での共同生活が難しく、介護支援が必要な避難者に対しては、福祉避難所または協定施設へ移送し、より効果的な支援が受けられるよう保護する。

（4）指定避難所の管理

- ア 指定避難所の開設を決定した場合、災害対策本部は担当の避難所運営班員を速やかに指定避難所へ直行させ、避難者の受入れを行うとともに避難所の管理を行う。
- イ 指定避難所を開設し、避難者を収容した時は、避難状況及び必要物資（食糧・飲料水・医薬品・寝具等）の品目・数量等を調査、把握し、地区対策班を通じ、災害対策本部へ報告する。
- ウ 避難生活の長期化に際しては、指定避難所の運営は、避難者の自力再建を原則とし、避難所運営班員はそれらの活動をサポートする役割を担う。
- エ 市は、避難者に対し、災害情報及び応急対策実施状況を伝達、周知するとともに、各種相談業務を行う。
- オ 避難生活の長期化に際しては、指定避難所が学校である場合は、避難者と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

（5）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要求する。

◆ 附属資料第2-5-(4)「避難場所等一覧」

2 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、国が策定する「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえつつ、次の点に留意する。

（1）避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

市が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

（2）避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(3) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

(4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

(5) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 避難者への情報提供

常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

(7) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉避難所及び協定施設への移送、保健師などによる支援を行うこと。

(8) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

(9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。

(10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協

力が得られるよう努めること。

(11) ペットの取扱

避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「同行避難時のペット飼養マニュアル」に基づき対応をすること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難場所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、愛知県が締結している「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

(13) 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

また、避難所等を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 要配慮者支援対策

1 市における措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章第3節住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

(2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章第3節住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

(3) 障がい者に対する情報提供

障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

(4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

(5) 福祉避難所の設置等

要配慮者の被災状況に応じて、福祉避難所及び協定施設への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

(7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市町国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

◆ 附属資料第9-2-(7)「災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定」

◆ 附属資料第9-2-(34)「災害時における被災要保護児童の受入れに関する協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 帰宅困難者対策

1 市における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

- (3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

■ 基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。
- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
市		○水・食料・生活必需品等の供給 ○他市町村・県への応援要求	→ →
県		○水・食料等の調達あつせん ○応援活動の実施	→ →

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 給水	市	1（1）被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1（2）断水が生じた場合の措置 1（3）応急給水に係る医療施設等への優先的配慮
第2節 食品の供給	市	1（1）炊出しその他による食品の供給 1（2）他市町村又は県への応援要求 1（3）米穀の原料調達
第3節 生活必需品の供給	市	1（1）生活必需品供給対象者 1（2）必要量・品目の把握 1（3）生活必需品の確保 1（4）救援物資の受入れ 1（5）生活必需品の供給 1（6）応援協力

第1節 給水

1 市における措置

- （1）被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- （2）断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- （3）応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

2 応急給水

（1）給水対象者

災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、飲料水が得られない被災者

とする。

(2) 応急給水量

応急給水量は、水道施設の応急復旧の進捗に合わせて、順次増加していく。

(3) 応急給水用資機材の整備

給水車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋、水質検査用器具（残塩計、PH計）、配管用資材等の資機材を整備する。

(4) 給水の方法

災害時拠点給水施設における「拠点給水」あるいは給水車で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は、災害の程度、内容等により臨機に対応する。

(5) 応急給水場所（災害指定給水場所）

被災者及び断水世帯への応急給水場所は、指定避難所を「災害指定給水場所」として指定する。なお、応急給水の方法及び給水場所は、表のとおりである。

水 源	給水方法	給 水 場 所
配水池	運 搬 給 水	災害指定給水場所、断水地域の広場等
水道水	給水栓の設置	災害時拠点給水施設、県営水道応急給水支援設備、市水道応急給水支援設備

（注）災害指定給水場所は、地震災害時の指定避難所とする。

(6) 広報

断水した場合等には、市民に対し応急対策の実施状況、復旧の見通し等について広報車、防災行政無線、防災ラジオ、一斉ファックス、CATV、コミュニティFMラジオ、ホームページ、携帯電話（緊急メールとよた、緊急速報メール、市公式 SNS）等により広報を実施する。なお、応急給水実施の広報については、給水方法、給水場所、時間帯その他必要事項の周知を図る。

- ◆ 附属資料第2-6-(1)「応急給水用資機材一覧」
- ◆ 附属資料第2-6-(4)「災害拠点給水施設一覧」
- ◆ 附属資料第2-6-(5)「愛知県営水道災害時支援施設」

3 応援体制

(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

(2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

- ◆ 附属資料第2-6-(3)「災害時緊急連絡管接続箇所一覧」
- ◆ 附属資料第9-1-(15)「水道災害相互応援に関する覚書〔豊田市・日本水道協会愛知県支部・愛知県〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(16)「災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書〔豊田市・知立市〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(17)「災害時等、緊急連絡管の使用に関する協定書〔豊田市・愛知県中部水道企業団〕」
- ◆ 附属資料第9-1-(18)「緊急連絡管の取扱いに関する協定書〔豊田市・刈谷

市〕」

◆ 附属資料第9-1-(19)「緊急連絡管に関する協定書〔豊田市・安城市〕」

◆ 附属資料第9-1-(20)「水道緊急管の取扱いに関する協定書〔岡崎市・豊田市〕」

4 非常用水源の確保

非常用水源として次の水源等を利用して、飲料水等の確保を図り給水を行う。

(1) 利用可能な水道水源等の利用

非被災の利用可能な水道水源又は水道施設から路上配管等により応急給水する。

(2) 水道用貯留施設の利用

浄水池、配水池、受水池等を利用して応急給水する。

(3) 井戸の利用

浅井戸及び深井戸については、井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等に十分に注意して応急給水する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 食品の供給

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給す

る。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

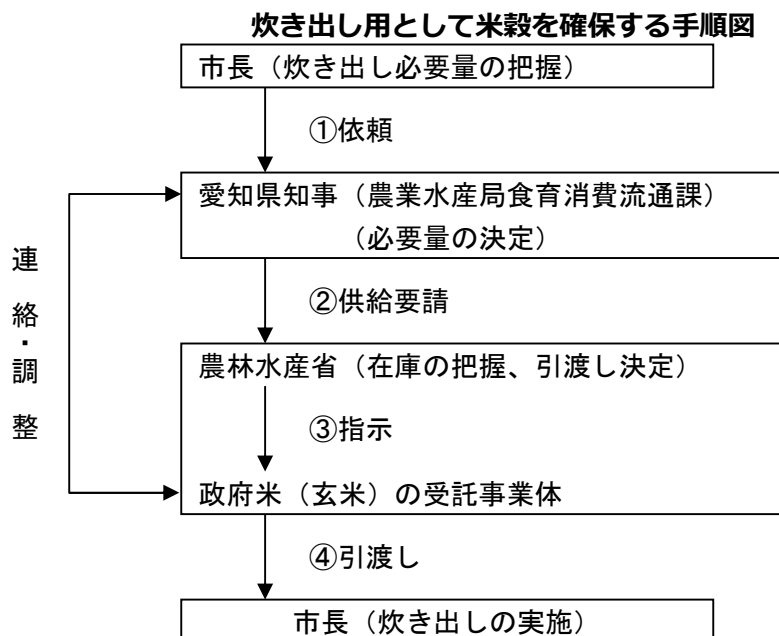
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。



エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 副食品、調味料の調達あっせん

市は、広域かつ重大な被害により副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、調達あっせん措置を県に要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 生活必需品の供給

1 市における措置

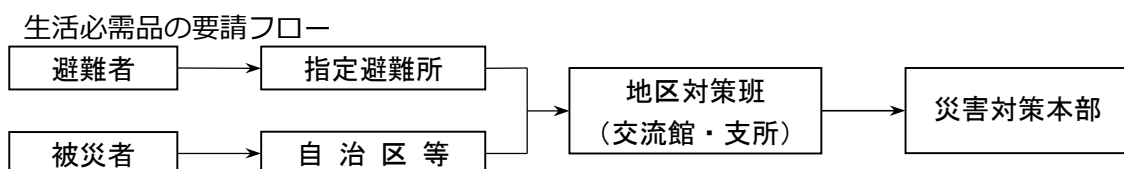
市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、（6）アの応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

（1）生活必需品供給対象者

災害のため、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

（2）必要量・品目の把握

指定避難所における必要品目及び必要数量については、災害対策本部の避難所運営班員によって把握され、地区対策班（21 交流館・6 支所）に対して供給要請される。各地区対策班は、上記のほか、自治区や自主防災組織などの地域住民からの情報をとりまとめて、災害対策本部に対して供給要請を行う。



（3）生活必需品の確保

ア 備蓄物資の供給

地区防災倉庫及び交流館防災倉庫に生活必需物資（食糧、粉ミルク、ほ乳ビン、乳幼児用バスタオル、乳幼児用・成人用紙おむつ、生理用品、その他生活雑貨品）を備蓄し、必要に応じ放出する。なお、備蓄物資については、高機能、高性能の製品が開発されることも踏まえ、逐次備蓄物資の見直しを図っていくこととする。この場合、高齢者や乳幼児等の要配慮者について十分に配慮する。

イ 協定に基づく緊急調達

備蓄物資では不足が生じた場合又は災害発生後2日目以降については、「災害救助物資の緊急調達に関する協定」に基づき、大規模小売店等から必要な生活必需品を緊急調達する。なお、緊急調達をした場合は、次の3拠点

を緊急調達物資の受入れ場所として開設する。

(ア) 指定避難所

(イ) 集配拠点（「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」に基づく倉庫等、市内主要公共施設、運輸倉庫業者等が保有する倉庫等）

(ウ) 市役所又は支所・出張所、交流館（地区対策班）

◆ 附属資料第3-1-(2)「生活必需品等の備蓄」

◆ 附属資料第9-2-(15)「災害救助物資の緊急調達に関する協定」

◆ 附属資料第9-2-(16)「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」

(4) 救援物資の受入れ

ア 集配拠点の確保

全国各地から送られてくる救援物資を分散して受入れ、効率的に配分できるよう、次の施設を所有者又は管理者の協力を得て、集配拠点として整備する。

(ア) 「災害救助活動のための施設の利用に関する協定」に基づく倉庫等

(イ) 救援物資等受入候補施設

(ウ) 運輸倉庫業者等が保有する倉庫等

◆ 附属資料第2-5-(11)「救援物資等受入候補施設一覧」

イ 仕分け要員の確保

集配拠点における仕分け作業については、他市町村の応援職員、各種ボランティア、自治区等の地域住民等の協力を得て実施する。

(5) 生活必需品の供給

ア 輸送車両の確保

各避難所への輸送は、公用車を優先活用して行うものとする。輸送車両が不足する場合は、輸送事業者（宅配業者など）の協力を求めて行う。

イ 生活必需品の供給方法

(ア) 地区防災倉庫に備蓄している生活必需品については、災害対策本部地区対策班、避難所運営班員及び必要に応じて自治区や自主防災会等の地域住民の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

(イ) 緊急調達物資及び救援物資については、公用車を優先活用し、必要に応じて輸送事業者等の協力を得て、各避難所等へ輸送する。

(6) 応援協力

ア 市は、自ら生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

イ 応援の要請を受けた機関は、積極的に協力する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実

施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

■ 基本方針

- 市は、被災後、関係機関と連携して人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある環境汚染事故の発生状況の把握に努める。
- 当該事故が発生している場合には、汚染状況の把握や、必要に応じて被害の拡大防止に努める。
- 被災の状況に応じ、有害物質による環境汚染の状況について調査し、関係機関へ情報を提供する。
- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期
県警察	○地域安全活動の強化			
県	○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援 ○連絡調整及び支援・	提供 依頼 協力		
市	○環境汚染事故の把握 ○関係機関への情報の提供 ○環境調査 ○人員・資機材等の応援 ○連絡調整及び支援・協 ○警戒区域の設定及び避	提供 依頼 力 難措置		

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 環境汚染防止対策	市	(1) 環境汚染事故の把握 (2) 関係機関への情報提供及び事業者への指導 (3) 環境調査 (4) 警戒区域の設定及び避難措置
第2節 地域安全対策	県警察 (豊田警察署・ 足助警察署)	1 (1) 社会秩序の維持対策 1 (2) 広報、相談活動 1 (3) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請
	市	2 県警察の実施する地域安全活動に対する協力

第1節 環境汚染防止対策 市における措置

(1) 環境汚染事故の把握

関係機関からの情報を通じ、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがあり、速やかな対応が必要となる環境汚染事故の発生状況の把握に努める。

(2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導

環境汚染事故発生時には、関係機関へ情報提供するとともに、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条第3項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第23条第3項及び県民の生活環境の保全等に関する条例第70条第2項の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

(3) 環境調査

被災の状況など必要に応じ、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。

(4) 警戒区域の設定及び避難措置

工場・事業場の損壊等に伴い、有害物質が漏出し、環境汚染が発生した場合、当該地域住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時には、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる。また、必要により、地域住民に対し、避難の勧告又は指示を行う。

第2節 地域安全対策

1 県警察（豊田警察署・足助警察署）における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- ウ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

2 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画

豊田市災害廃棄物処理計画により、迅速に処理を進める。

(2) 災害廃棄物処理

ア 処理方針

災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。

イ 一次仮置場

(ア) 一次仮置場の確保

災害廃棄物の処理には長期間を要する場合があるため、一次仮置場を確保する。一次仮置場として確保してある場所は、附属資料編に掲載のとおりである。なお、大量の廃棄物が発生し、確保してある一次仮置場だけでは不足する場合は、次の選定要件を考慮して、市有地及び民地の借地に対応する。

<選定要件>

- ①一次仮置場における重機による廃棄物の積上げや選別などの作業、及び再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。
- ②災害廃棄物の搬入・搬出作業や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有していること。
- ③一時保管又は処理、処分時の環境保全対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。
- ④一次仮置場での重機による廃棄物の積上げや選別作業時や仮設処理施設の稼働時の騒音、粉塵などの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないような十分な距離を有すること。

◆ 附属資料第2-7-(3)「災害廃棄物一次仮置場一覧」

(イ) 一次仮置場の役割

一時保管場所での処理は、災害廃棄物の効率的な再利用・再資源化を推進していくために、搬入される災害廃棄物の選別作業を中心に、破砕作業等を組み合わせて行う。災害発生直後の初期段階では、分別基準が必ずしも徹底されないことが予想される。よって一次仮置場では、適切な重機を用いて分別基準に従った選別を実施し、必要に応じて仮設の処理施設の設置を検討する。

(ウ) 一次仮置場の管理

一次仮置場に職員を配置、又は業者に委託して火災、不法投棄等の警備にあたる。また、自然発火や粉じん防止のため、散水車等を配備する。

ウ 処理方法

- (ア) 市内の廃棄物処理業団体及び建設業関係団体に協力を依頼し、収集・運搬作業を行う。なお、収集・運搬にあたっては、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に行う。
- (イ) 災害廃棄物については、適正な分別を行い、破碎処理等の中間処理を行った後、可能な限り金属やコンクリート片などのリサイクルに努め、リサイクルが不可能なものに限り、焼却処理によって減容化、減量化した上で最終処分場に搬入し、埋立て処分する。
- (ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(3) ごみ処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握し、それに基づき避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集及び処理見込み量を把握する。

イ 収集方法

- (ア) 通常の収集体制を維持し収集するものとするが、避難所及び一時的に大量発生するごみの収集については、一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者に協力依頼し迅速に収集する。

◆ 附属資料第2-7-(1)「ごみ関係」

- (イ) 災害による家屋の倒壊、がけ崩れ及び道路崩壊等によって慢性的な交通渋滞が発生し、通常の業務時間内のみの作業では収集できない場合には、必要に応じて夜間収集を実施する。
- (ウ) 災害発生後の初期段階において避難所から発生するごみの処理は、指定のごみ袋を利用する。なお、大量にごみ袋が必要な場合は、市指定のごみ袋取り扱い業者に依頼する。

ウ 処理方法

- (ア) 処理施設で焼却処分するが、上水道、下水道、電力等ライフラインの供給停止又は処理施設が被災し、運転不能な場合は、県等と調整し市外の焼却処分場へ搬送する。
- (イ) 交通渋滞等により、早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して臨時集積所を設ける。また、その場合には消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。
- (ウ) 死亡又は漂着した獣畜については、獣医師が死因等の検査を実施し、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に基づき、保健所の環境衛生監視員の立会いのもとに適切な処理を行う。

エ 市民への協力要請

市民に対して、分別の徹底、また必要により市民自らの処理あるいは集積場所への運搬等の協力を求める。

(4) し尿処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握するとともに、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集、処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

緊急を要する地域から、一般廃棄物収集運搬業（し尿）許可業者等に協力を要請して収集、運搬作業を実施する。

◆ 附属資料第2-7-(2)「し尿関係」

ウ 処理方法

し尿処理は、逢妻衛生プラント及び砂川衛生プラントで処理することになるが、被災により処理能力の低下又は処理不能の場合は、農業集落排水処理施設、汚水一時貯留施設等へ投入する。それでもなお処理が困難な場合は、県等と調整し流域下水への投入や市外の処理施設へ搬送する。

◆ 附属資料第2-7-(2)「し尿関係」

エ 災害用便槽の開設・仮設トイレの調査・設置

災害用便槽が設置されている避難所は開設する。災害用便槽の設置がない、または不足している場合は仮設トイレの必要量を調査し、速やかに避難所、被災地域等に設置を図る。また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

オ 公共施設トイレの利用

断水及び下水道の使用不能により水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促す。

カ 市民等への協力要請

水洗トイレを使用している世帯に対しては、断水に対処するため風呂水の汲み置きなど生活用水の確保等を推進するものとする。また、事業所等における仮設トイレ等の備蓄を促進する。

(5) 周辺市町村及び県への応援要請

大規模災害等により、市や一般廃棄物処理業（ごみ・し尿）許可業者の能力ではごみ及びし尿の処理が不可能な場合は、県、他市町村及び関係団体に対し、応援を要請して万全を期する。

◆ 附属資料第2-7「清掃用施設・設備」

◆ 附属資料第9-1-(21)「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」

◆ 附属資料第9-2-(20)「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」

第12章 遺体の取扱い

■ 基本方針

- 周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。
- 遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県			○他市町村への応援指示 ○県警と連携し、県医師会に検案を依頼
市			○遺体の搜索・収容 → ○遺体の処理及び一時保存 → ○遺体の埋火葬 → ○他市町村又は県への応援要請
県警			○検視（調査）の実施 → ○県歯科医師会への応援要請

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 遺体の搜索	市	1（1）遺体の搜索 1（2）検視（調査） 1（3）応援要請
第2節 遺体の処理	市	1（1）遺体の収容及び一時保存 1（2）遺体の検視（調査）及び検案 1（3）遺体の洗浄等 1（4）遺体の身元確認及び引き渡し 1（5）応援要請
	県警察	2 遺体の検視（調査）を実施
第3節 遺体の埋火葬	市	1（1）死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付 1（2）遺体の搬送 1（3）埋火葬 1（4）棺、骨つぼ等の支給 1（5）埋火葬相談窓口の設置 1（6）応援要請

第1節 遺体の搜索・収容

1 市における措置

（1）遺体の搜索

豊田警察署・足助警察署と緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

（2）検視（調査）

遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

（3）応援要求

市では搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第2節 遺体の処理

1 市における措置

（1）遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

（2）遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

（3）遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（4）遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

（5）応援要求

市は遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察（豊田署、足助署）における措置

- （1）遺体発見現場で遺体の検視（調査）を実施する。検視（調査）を行わずに収容された遺体については、市及び豊田加茂歯科医師会と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。
- （2）身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて県歯科医師会に応援を要請する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第3節 遺体の埋火葬

1 市における措置

- （1）死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
- （2）遺体の搬送
遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。
- （3）埋火葬
火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。
- （4）棺、骨つぼ等の支給
棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。
- （5）埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
- （6）応援要求
市では遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

◆ 附属資料第2－8「火葬場」

- ◆ 附属資料第9-2-(8)「災害発生時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」
- ◆ 附属資料第9-2-(9)「災害発生時における棺等葬祭用品の供給に関する協定」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

また、県は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- ◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第13章 ライフライン施設等の応急対策

■ 基本方針

- 被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を、円滑に供給するため、発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
- ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
- 水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確保する。
- 下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県		○応急復旧活動の実施（上水道、工業用水、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立	→
市		○応急復旧活動の実施（上水道、下水道） ○応援の要請 ○応援・受援体制の確立	→
中部電力、 J E R A		○非常災害対策本部の設置 ○情報の収集と伝達 → ○危険防止措置の実施 → ○応急復旧活動の実施 → ○要員、資機材等の確保 ○広報活動の実施 →	→
ガス会社、 L P ガス協 会		○災害対策本部の設置 ○情報の収集 → ○緊急対応措置の実施 → ○応援の要請 ○応急復旧活動の実施 → ○広報活動の実施 →	→
N T T 西日 本		○重要通信の確保及び通信の途絶の解消 →	→
放送事業者		○放送事業の継続 →	→
郵便事業者		○郵便事業の継続 →	→

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、株式会社 J E R A	1 (1) 非常災害対策本部の設置 1 (2) 情報の収集と伝達 1 (3) 危険防止措置の実施 1 (4) 応急復旧活動の実施 1 (5) 要員、資機材等の確保 1 (6) 広報活動の実施 1 (7) 広域運営による応援 1 (8) 電源車等の配備
	県	2 電源車等の配備先の候補案の作成等
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県 L P ガス協会	1 (1) ・ 2 (1) 災害対策本部の設置 1 (2) ・ 2 (2) 情報の収集 1 (3) ・ 2 (3) 緊急対応措置の実施 1 (4) ・ 2 (4) 応援の要請 1 (5) ・ 2 (5) 応急復旧活動の実施 1 (6) ・ 2 (6) 広報活動の実施
第3節 上水道施設対策	市 (上下水道局)	(1) 非常配備体制 (2) 上下水道対策部災害対策会議 (3) 応急復旧活動 (4) 広域応援の要請
第4節 下水道施設対策	市 (上下水道局)	(1) 施設等管理体制及び対策 (2) 応急復旧活動
第5節 通信施設の応急措置	通信事業者、移動通信事業者	1・2 重要通信の確保及び通信の途絶の解消
	市	3 専用通信施設の応急措置
	放送事業者	4 放送事業の継続
第6節 郵便業務の応急措置	日本郵便株式会社	郵便物の送達確保及び窓口業務の維持
第7節 ライフライン施設の応急復旧	県、市ライフライン事業者等	(1) 現地作業調整会議の開催 (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

第1節 電力施設対策

1 中部電力株式会社及び株式会社 J E R A における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・N T T 加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送

電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

- a 火力設備
- b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

- a 人命にかかわる病院
- b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 発電設備

発電所は供給力確保を重点に災害発生後の需給状況、被害状況等を勘案し、また、変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調すると共に、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備（株式会社JERAを除く）

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

2 県（防災安全局、関係局）における措置

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦瓦斯株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

2 一般社団法人愛知県LPガス協会における措置

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県LPガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報の収集

県内5支部のあらかじめ定められた情報ルートを通じ、災害の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的な被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。二次災害のおそれがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行うとともに、安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(4) 応援の要請

被害の状況により、特定の地域に被害が集中した場合は、本部長の指示により他の現地対策本部は相互支援体制に移行する。

必要に応じ、一般社団法人全国LPガス協会に対し、速やかに全国規模で救援隊派遣を要請する。同時に、他地域からの応援要員がその機能を十分発揮できるよう受入体制を整備する。

(5) 応急復旧活動の実施

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

(6) 広報活動の実施

使用再開に当たっての注意、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策 事業管理者（市）における措置

(1) 非常配備体制

災害が発生した場合には「上下水道対策部非常配備編成表」に基づき、非常配備体制を確立し、応急対策にあたるものとする。

なお、時間外に災害が発生するなど、非常配備体制が確立するまでの間は、登庁できた職員のみで臨時体制を組み、次の要領で被害調査活動等を実施し、当面の応急給水計画を立てる。

ア 臨時被害調査班の編成

臨時被害調査班を編成し、主要施設の被害状況を調査する。

イ 優先的に被害調査を実施する施設

被害調査は、次の施設を優先して行う。

(ア) 県水の受水点

- a 豊田配水場
- b 猿投配水場
- c 高岡配水場
- d 西中山送配水場

(イ) 自己水源

- a 中切水源配水場
- b 川田水源送水場
- c 各地区（藤岡・小原・足助・下山・旭・稲武）の水源及び浄水場

ウ 主な被害調査項目

被害調査は、おおむね次の項目について行う。

(ア) 施設の構造物の破損状況

(イ) 施設内の漏水状況

(ウ) 電気の通電状況（商用電源）

エ 断水状況の把握

市民、地区対策班員、避難所運営班員及び自治区長等から寄せられる断水情報を収集し整理する。

(2) 上下水道対策部会議

災害が発生した場合、応急対策を実施するにあたり、上下水道対策部会議を開催し、応急対策に関する事項等を決定する。

ア 各種状況報告に関すること。

イ 市民への広報全般に関すること。

ウ 応急復旧全般に関すること。

エ 応援要請全般に関すること。

オ 応急給水に関すること。

カ その他重要な応急対策に関すること。

(3) 応急復旧活動

水道施設が災害により被害を受け、断水した場合には、消火用水、飲料水及び生活用水等の供給が絶たれ、社会生活に大きな影響を与える。このため、災害復旧にあたっては、被害状況を速やかに把握し、効率的な応急復旧活動を行

う。

ア 被害調査

災害が発生した場合には、次のような項目について被害調査するとともに、自治区長等から自治区ごとの被害状況を収集する。

(ア) 水道施設

水道施設の被害調査のため巡視確認を行う。施設建屋、水源取水井、電気設備、テレメーター設備、自家発電設備、機械設備、緊急遮断弁等、水質関連の滅菌設備、浄水施設、送配水管、弁栓類等施設場内の被害状態及び配水池の貯水量を確認する。以上、確認をした上で、当該施設の稼働不可を判断する。

(イ) 配水管

配水管被害調査のため巡視確認を行う。配水管基本台帳図、系統別配水ブロック割り図に基づき配水幹線、配水管、減圧弁施設、住宅団地配水管、配水支管等の被害漏水を調査する。被害のある箇所では重要箇所においては、災害対策本部に連絡し、仕切り弁を操作して止水をする。漏水箇所においては試験掘を行い、配水管の種類、口径及び破損箇所の必要資材を確認する。

また、配水管より分岐して取り出した一般家庭への給水管の被害状況は、一般市民からの問い合わせ電話や苦情等の電話からの被害情報を集約することにより被害地区を特定するとともに、これらの情報を豊田市管工事業協同組合に提供し、効率的な復旧を行う。

イ 復旧方針

被害調査結果に基づき、給水量の調整及び復旧に必要な作業人員、資材及び建設機械の洗い出しを行う。復旧作業人員については、「上下水道対策部非常配備編成表」により対応する。

(ア) 水道施設

被災施設の機器について、予備設備を常備している以外は施工業者に出動を求めて現地調査を行い、メーカー等に手配、工期費用の見積書を求める。電気及び電話の途絶は施設の稼働に重大な支障をきたすため、優先的に復旧できるよう関係機関に要請する。配水量の確保のため、受水施設の復旧と同時に、県営水道と連絡を取り合い、必要配水量を確定後、送水を要請する。配水管の復旧状況に応じ、連携して通水を行う。

(イ) 配水管

現地の被害状況を調査する。その結果に基づき、道路管理者、東邦ガス、下水道及びN T T等他の埋設管の占有者と協議を行う。止水を行った配水管漏水箇所は計画的に復旧作業を実施する。

また、漏水規模の大きい所では、仮設管の布設等を行い通水する。

なお、通水にあたっては、水道施設の復旧状況を把握したうえで実施する。また、一般家庭の給水管の修理については、被害を受けた市民が豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者に依頼して行うこととなるが、配水管の通水完了箇所から修理復旧を実施する。

◆ 附属資料第2－6－(6)「豊田市上下水道局指定給水装置工事事業者一覧」

ウ 水道水の衛生保持

施設が破壊された時は、破壊箇所から有毒物が混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう市民に広報を行う。

エ 重点地区

水道関連施設の被害状況を「系統別配水ブロック割り図」にプロットし、断水区域を推定し、断水区域における影響人口の多い地域を重点地区とし、優先的に復旧を図るものとする。また、災害指定給水場所（指定避難所）、医療機関及び社会福祉施設等についても重点箇所として早期復旧を図る。

オ 復旧順位

復旧順位については、現状の「系統別配水ブロック割り図」に基づき、それぞれブロックごとに次の順序で復旧する。

- (ア) 取水、浄水及び送配水施設の復旧作業
- (イ) 水道施設の配水池貯水量の確保
- (ウ) 災害拠点給水施設の復旧作業
- (エ) 災害拠点給水施設以外の水道施設復旧作業
- (オ) 配水管の復旧作業

- a 水道施設より流出する配水幹線
- b 配水幹線より分岐する配水管で口径の大きいもの

カ 人員の確保及び復旧資材の調達

復旧作業が上下水道対策部では対応ができない場合には、必要に応じ、災害協定を締結した工事業者、専門業者及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行うものとする。復旧資材については、豊田市管工事業協同組合、製造業者及び公益社団法人日本水道協会に対して協力要請を行う。復旧工事に必要な機械・器具類については、災害協定を締結した工事業者及び公益社団法人日本水道協会に要請し、確保する。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

キ 県への報告

水道施設に被害が生じた場合は、県災害対策部に対して、被害報告を行う。

ク 市民への広報の実施

市民に対し、水道復旧の全体計画並びに各地区の復旧見通しについて、広報車、防災行政無線、一斉ファックス等を利用し、また、CATV、コミュニティFM等報道機関を通じて広報を行う。

(4) 広域応援の要請

応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び公益社団法人日本水道協会に応援要請を行う。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

◆ 附属資料第9－1「市町村間における応援協定等」

第4節 下水道施設対策

事業管理者（市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

（１）施設等管理体制及び対策

ア 下水道施設

（ア）処理施設

下水道処理施設については、運転管理委託会社の職員が点検し、必要により二次災害防止措置及び被害調査を行い、被害調査結果等の情報を上下水道対策部へ報告する。

（イ）管渠

管渠については、上下水道対策部に集合した職員及び管路施設包括的維持管理業務委託会社の職員を複数人の小グループに分け、連絡要員を残す以外は全員で点検に出向き、情報の収集を行う。

（ウ）運転管理委託会社による対策

あらかじめ処理規模の大きい施設順に優先順位をつけておき、災害発生時には受持ち地区の施設に優先順に出向き、必要によっては二次災害防止の応急処置を行うとともに、被害状況を上下水道対策部へ連絡する。

（エ）応援要請

運転管理委託会社の職員だけでは、応急対策活動が困難な場合は、上下水道対策部に応援を要請する。

イ 雨水ポンプ場

雨水ポンプ場は、その運転操作は複雑で特殊技術を要するため、降雨時にポンプ場の運転管理を行っている市職員自らにより、災害時の施設点検、被害調査を行う。

ウ 主要設備の確保

主要設備等で必要がある場合には、下水道施設対応業者に連絡し、被害調査及び復旧にあたる。

◆ 附属資料第2－4－（7）「下水道施設対応業者一覧」

（２）応急復旧活動

ア 災害復旧の各段階とその内容

下水道施設が被害を受けた場合には、社会活動に大きな影響を与えるため、災害復旧にあたっては、施設被害が地域社会に与える影響を的確に把握して、速やかに復旧を行う。

なお、災害復旧は、次の３段階により行うものとする。

第1段階	短時間に施設の被災状況の概略を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、大きな人的災害につながる二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行う。 なお、処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的災害につながる二次災害の未然防止並びに緊急調査における安全確保のための「緊急点検」を行う。
第2段階	施設全体の被災状況の把握と大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等に基づいて応急復旧の必要性を判断する。 応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で「応急復旧」を行う。
第3段階	施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画を考慮して本復旧水準を定めるとともに、地域の将来計画・復興計画を配慮して「本復旧」を行う。

イ 被害調査項目及び応急復旧項目

下水道施設に被害が発生した時は、次の順序により漸次、復旧を図るものとする。

(ア) 処理場・ポンプ場等の基幹施設、重要な基幹管渠

処理場・ポンプ場については、次の順序により復旧を図る。

- a 下水排除（揚水等）
- b 伝染病予防（滅菌）
- c 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）
- d 汚水の高度処理
- e 污泥処理

(イ) その他の幹線管渠

(ウ) 枝線管渠

(エ) 枡、取り付け管等

重要な基幹管渠とは、次に掲げるもの又はこれに準ずるものをいう。

- a ポンプ場及び処理場に直結する幹線管渠
- b 河川、軌道等を横断する管渠で、災害によって被害の拡大を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管渠
- c 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管渠

ウ 協力体制

応急対策要員、応急対策用機械器具及び資材の確保については、建設業協会、指定下水道工事店組織、機器納入メーカー、資材納入メーカー等の民間団体等と協定を締結し、その所在を調査する。

搬入方法についても検討しておくとともに、被災を受けた直後に連絡が十分できない場合に備え、民間団体による緊急調査及び緊急措置についての応援体制を協定に盛り込んでおく。

◆ 附属資料第2-4-(8)「豊田市排水設備工事指定工事店一覧」

工 広報活動

市民に影響を与える時は、広報活動を行い、市民に周知徹底を図るとともに、その協力が求められるように努める。

(3) 応援の要請

応急復旧においても、現状の能力では早期復旧が困難な場合は、県及び他市町村に応援要請を行う。応援要請は、上下水道局の「災害時受援マニュアル」に基づき実施する。

(4) 災害復旧備品の配備

廃止した污水处理施設に災害復旧関連の備品を保管し、緊急時の対応に備える。

◆ 附属資料2-4-(9)「防災用倉庫一覧」

(5) 施設が被災し、処理不能等の場合

一次的対応：既存の他施設や、污水一時貯留施設を活用する。

二次的対応：環境部と連携し、逢妻衛生プラント又は砂川衛生プラントへ搬送する。

三次的対応：環境部及び県と連携し、流域下水道への投入や市外の処理施設へ搬送する。

◆ 附属資料第2-4-(10)「污水处理施設一覧」

◆ 附属資料第2-7-(2)-カ「污水一時貯留施設一覧」

第5節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

- (1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。
- (2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。
- (3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 市における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第6節 郵便業務の応急措置

日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵

便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

- イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第7節 ライフライン施設の応急復旧

県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、市道管理者は、ライフライン施設の重要拠点までの道路啓開に対して協力する。また、その他ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開については、重要拠点までの啓開作業が完了したのちに、可能な限りライフライン事業者と協力して実施する。

第14章 航空災害対策

■ 基本方針

○航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
中部国際空港株式会社、 県（名古屋空港事務所）		○航空機事故発生の通報 ○消火救難、救急医療活動等 → ○空港利用者の避難誘導 → ○愛知県医師会等への医療救護班派遣要請 ○救護所・遺体安置所の設置 ○滑走路等の使用の一時停止措置 →	
大阪航空局 中部空港事務所		○自衛隊への派遣要請 ○他空港との連携	
航空自衛隊		（民間機の場合） ○負傷者の救出、消防活動 → ○愛知県知事の要請に基づく災害応急活動 （自衛隊機の場合） ○航空機事故発生の通報 ○応急活動及び事故現場の復旧 →	
県		○航空機事故発生の通報 ○市町村への消防・救急活動の指示等 ○自衛隊への災害派遣要請 ○DMAT・医療救護班の派遣 →	
市		○航空機事故発生の通報 ○警戒区域の設定 → ○一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 ○救助及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	
県警察		○航空機事故発生の通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
航空災害対策	市	1（１）航空機事故発生 of 通報 1（２）警戒区域 of 設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 1（３）救助及び消防活動 1（４）地元医療機関等で組織した医療班 of 派遣及び医療機関への搬送等 1（５）食料・飲料水等の提供及び資機材 of 確保 1（６）他の市町村に対する応援要請 1（７）県に対する自衛隊 of 災害派遣要請依頼、資機材確保 of 応援要請等

航空災害対策

1 市における措置

（１）航空機事故発生 of 通報

航空機事故 of 発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、別図に掲げる伝達系統により県及び関係機関に通報する。

（２）警戒区域 of 設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（３）救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

（４）地元医療機関等で組織した医療班 of 派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合 of 遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」 of 定めにより実施する。

（５）食料・飲料水等の提供及び資機材 of 確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（６）他の市町村に対する応援要請

災害 of 規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊 of 応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」 of 定めるところにより、消防相互応援を行う。

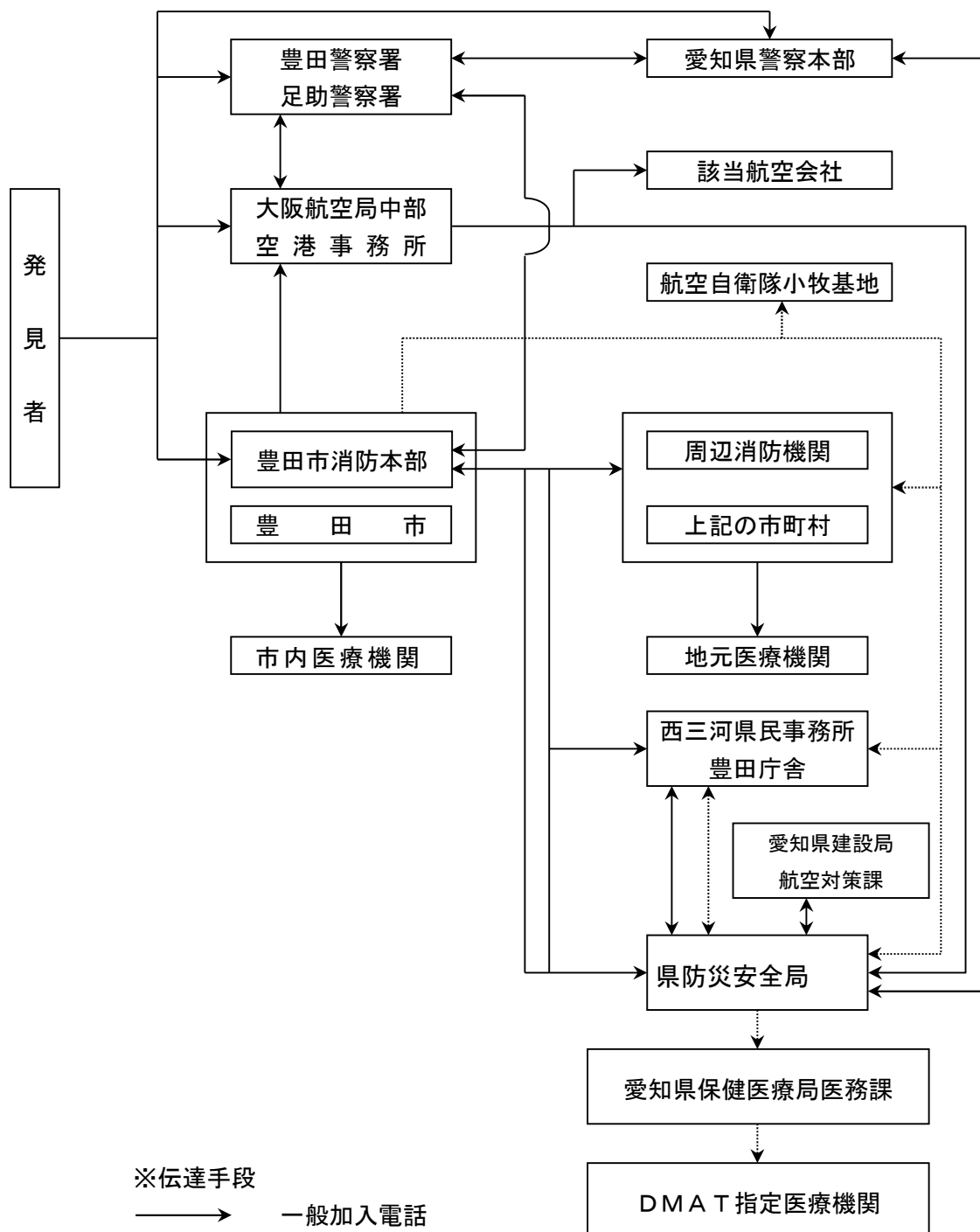
(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 伝達系統

(1) 民間航空機の場合



第15章 鉄道災害対策

■ 基本方針

○鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
鉄 道 事 業 者		○県、中部運輸局又は国土交通省への連絡 ○関係列車の非常停止及び乗客の避難 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○代替交通手段の確保 ○鉄道施設の応急措置 → ○他の鉄道事業者への応援要請	
中 部 運 輸 局		○県及び国土交通省への連絡 ○応急対策の調整 →	
県		○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の消防・救急活動の指示 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○医療救護班の派遣 →	
市		○県への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民等への立入制限 ○救助・救急活動及び消防活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送 ○応援要請	限・退去等の命令
県警察		○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○鉄道事業者等と連携した二次災害防止措置 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
鉄道災害対策	鉄道事業者	1 (1) 中部運輸局又は国土交通省への連絡 1 (2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難 1 (3) 救助・救急活動及び消防活動 1 (4) 代替交通手段の確保 1 (5) 鉄道施設の応急措置 1 (6) 他の鉄道事業者への応援要請
	市	2 (1) 県への連絡 2 (2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令 2 (3) 救助・救急活動及び消防活動 2 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2 (6) 他の市町村に対する応援要請 2 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

鉄道災害対策

1 鉄道事業者における措置

(1) 県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

(2) 関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める（第5章「救出・救助対策」参照）。

(4) 代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

(5) 鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置については、第13章「交通施設の応急対策」により実施する。

(6) 他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

(1) 県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 応援協力関係

(1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

◆ 附属資料第2-5「救助用施設・設備等」

◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定書」

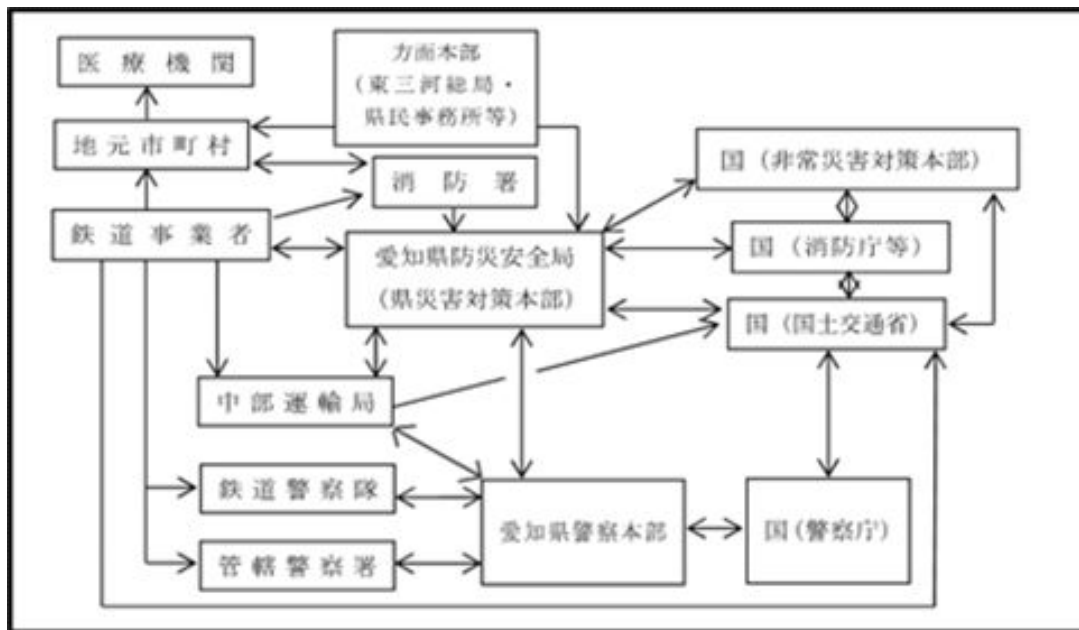
◆ 附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

付属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」

- ◆ 附属資料第9-2-(4)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂医師会）」
- ◆ 附属資料第9-2-(5)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂歯科医師会）」
- ◆ 附属資料第9-2-(6)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂薬剤師会）」

4 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第16章 道路災害対策

■ 基本方針

○トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
道路管理者		○道路パトロールカーによる巡視及び国土交 ○交通規制 ○初期の救助 ○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要請	通省への連絡
中部地方整備局		○危険物の防除活動及び避難誘導活動 ○他の道路管理者への応援要請	
県		○消防庁、国土交通省等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊に対する災害派遣要請 ○他の県等に対する応援要請 ○医療救護班の派遣	
市		○県、国土交通省等関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、 ○救助・救急活動及び消防活動 ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○応援要請	退去命令
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 ○立入禁止区域の設定、避難誘導及び危険物の防除活動 ○遺体の収容、搜索、検視等 ○交通規制 ○関係機関への支援活動	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路	1（1）道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省及び県への連絡 1（2）交通規制 1（3）初期の救助及び消防活動への協力 1（4）危険物の防除活動及び避難誘導活動

区 分	機関名	主な措置
	公社)	1 (5) 他の道路管理者への応援要求
	市	2 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 2 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 2 (3) 救助・救急活動及び消防活動 2 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 2 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 2 (6) 他の市町村に対する応援要請 2 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

道路災害対策

1 道路管理者（中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社）における措置

- (1) 道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び県への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び県に連絡する。
- (2) 交通規制
大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。
- (3) 初期の救助及び消防活動への協力
県、市等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の防除活動及び避難誘導活動
危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

- (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡
大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令
必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

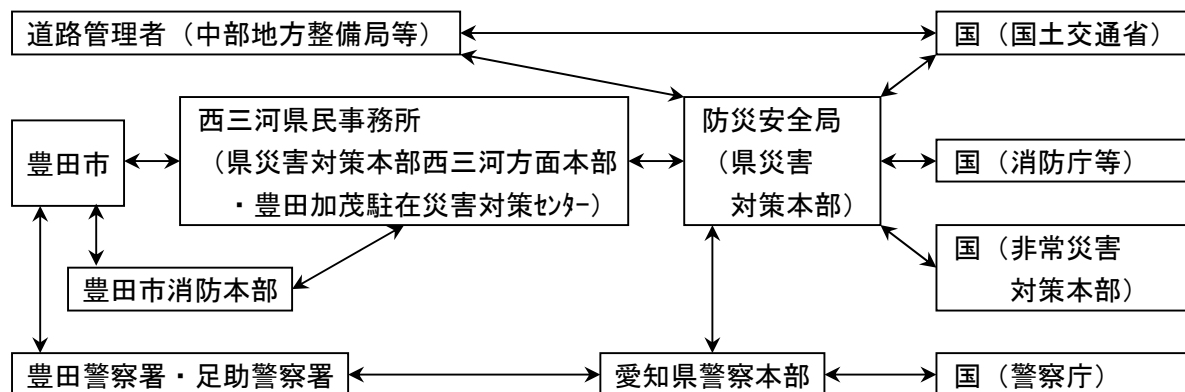
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

(1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

◆ 附属資料第1-11「緊急輸送道路及び交通規制路線」

◆ 附属資料第2-5「救助用施設・設備等」

◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆ 附属資料第9－1－(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」

◆ 附属資料第9－2－(4)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂医師会）」

◆ 附属資料第9－2－(5)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂歯科医師会）」

◆ 附属資料第9－2－(6)「災害時の医療救護活動に関する協定（豊田加茂薬剤師会）」

第17章 放射性物質災害応急対策

■ 基本方針

○放射性物質に係る事故等が発生した場合又は、原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策を実施する。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
事業者		○所轄労働基準監督署等への通報 ○市への通報 ○放射線障害の発生又は拡大防止措置 ○放射線の測定、汚染の防止	
市		○県への通報 ○警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 ○消防活動及び救急救助 ○専門家の派遣要請 ○住民に対する屋内退避、避難勧指示	
県警察		○警察庁等への通報 ○警戒区域の設定及び避難誘導 ○広報活動 ○交通規制	
中部管区 警察局		○警察庁への速報 ○広域交通規制の調整	
県		○消防庁等への通報 ○放射線防護資機材の貸出しのあっせん ○事業者、国及び消防機関と協力したモニタリング ○専門家の派遣要請	
愛知 労働局		○厚生労働省への通報 ○事業者に対する労働者退避等措置の指示	
名古屋地 方气象台		○放射能影響に係る気象情報の県への連絡	

■ 主な機関の措置

区分	機関名	主な措置
第1節 放射性物質災害 発生時の応急対 策	事業者	1（1）事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報 1（2）放射線障害の発生又は拡大防止措置
	市 （消防本部）	2（1）事故等の発生に係る県への通報 2（2）警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置 2（3）消防活動（消火・救助・救急） 2（4）広報活動の実施

区 分	機関名	主な措置
第2節 核燃料物質等の 輸送中の事故に おける応急対策	事業者	1 (1) 事故の概要等に係る市町村等への通報等 1 (2) 放射線の測定、汚染の防止等
	市 (消防本部)	2 (1) 事故の発生に係る県等への連絡 2 (2) 専門的知識を有する職員の派遣要請
	名古屋地方気象台	3 放射能影響に係る気象情報の県への連絡
第3節 県外の原子力発 電所等における 異常時対策	県	防災関係機関等への情報伝達

第1節 放射性物質災害発生時の応急対策

1 事業者における措置

(1) 事故等の発生に係る所轄労働基準監督署等への通報

事故等の発生について、市消防本部、豊田労働基準監督署へ通報するものとする。

通報する事態が生じた場合、地帯なく文部科学省へ届出を行う。

(2) 放射線障害の発生又は拡大防止措置

放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市（消防本部）における措置

(1) 事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

(2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防活動（消火・救助・救急）

放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

(4) 広報活動の実施

県警察と協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。

3 放射線障害に対する医療体制

(1) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる

ものとする。

- (2) 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

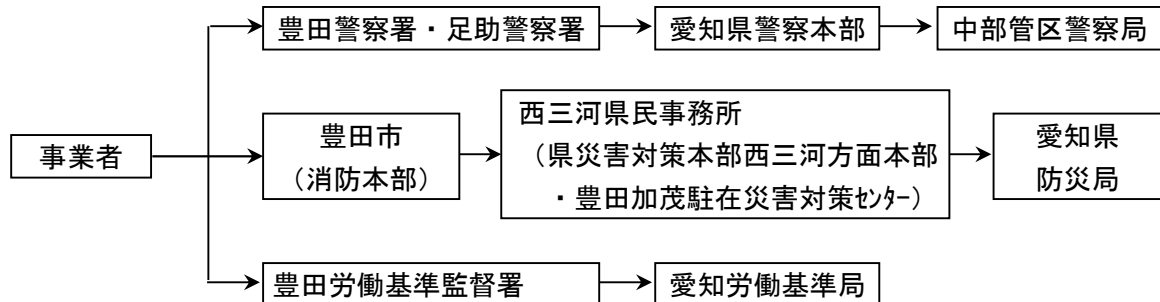
- (3) 放射線被ばく者の診断・治療協力医療機関

ア トヨタ記念病院 豊田市平和町1-1

イ 豊田厚生病院 豊田市浄水町伊保原500-1

4 情報の伝達系統

放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。



第2節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより綿密にしながら、次の対策をとるものとする。

1 事業者における対策

- (1) 事故の概要等に係る市への通報等

事故が発生したときは、事故の概要等について原子力規制庁、市消防本部、県、県警察、消防機関に速やかに通報するとともに、事故現場周辺の放射線量測定等必要な対策を実施し、その状況を市消防本部、県、県警察、消防機関に連絡するものとする。

- (2) 放射線の測定、汚染の防止等

放射線の測定、汚染の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。

2 市（消防本部）における対策

- (1) 事故の発生に係る県等への連絡

事業者等から、事故の概要、放射線量、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。

- (2) 専門的知識を有する職員の派遣要請

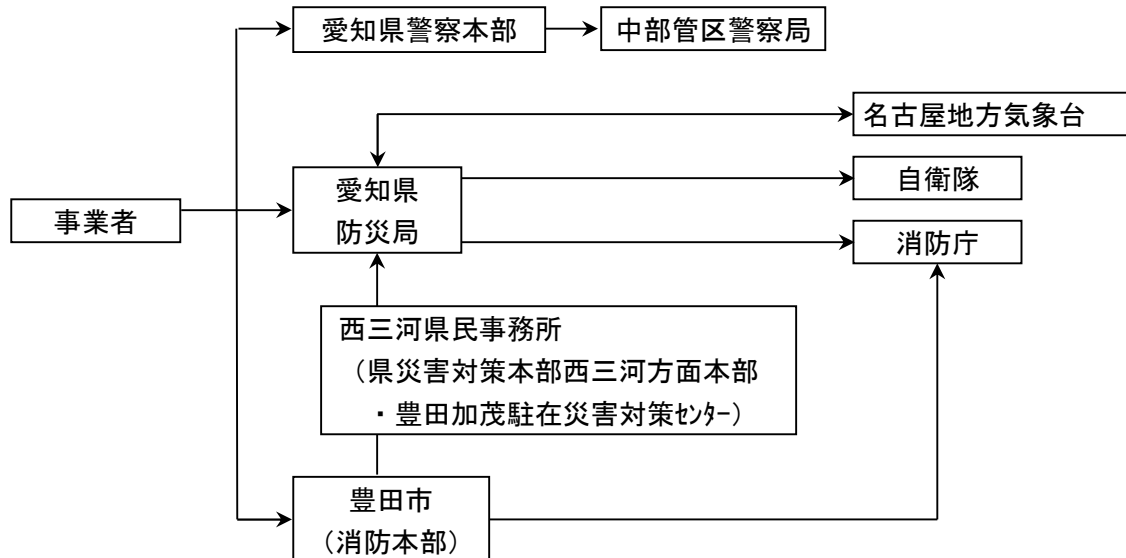
必要に応じて、国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

3 名古屋地方気象台における対策

事故の発生の連絡を受けた場合、放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。

4 情報の伝達系統

原災法第10条に規定する特定事象が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



◆ 附属資料第1-15「放射性物質保有事業所」

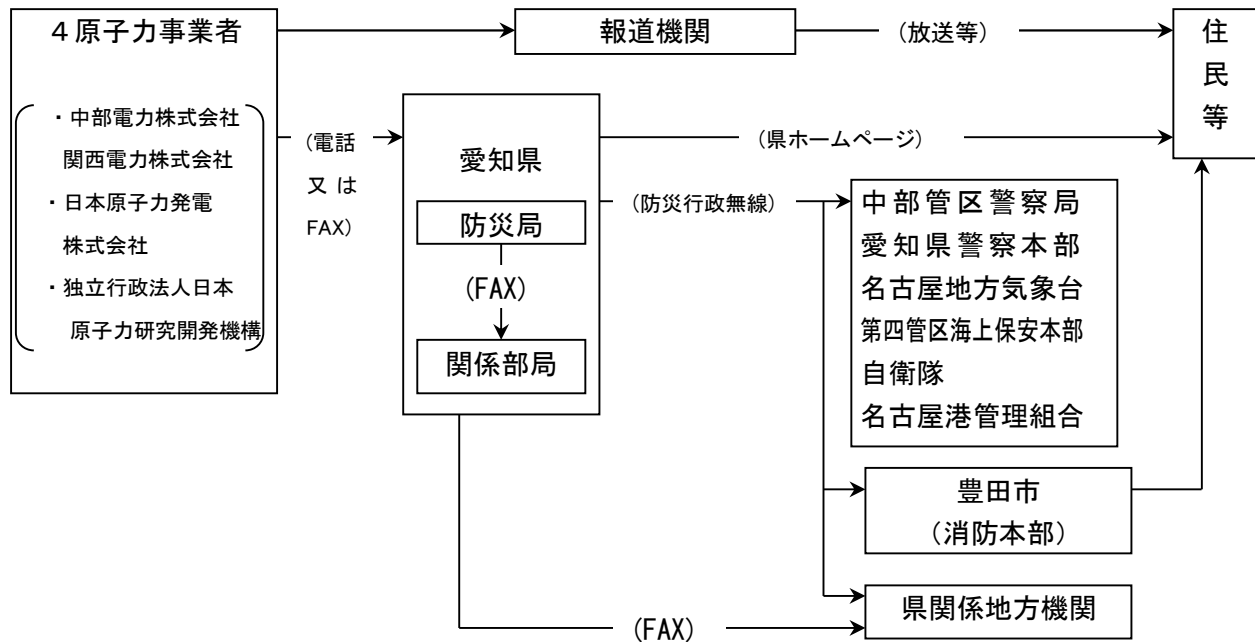
第3節 県外の原子力発電所等における異常時対策

1 県（防災局、環境部）における対策

4 原子力事業者との各合意内容に基づき情報収集を行い、防災関係機関、市町村等へ情報を伝達する。

2 情報の伝達系統

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。



第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

■ 基本方針

○危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
危険物等施設 の所有者 等		○危険物等の安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報 ○初期消火活動 →	
県警察		○県への通報 ○危険物等所有者への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
県		○市町村の実施する消火活動等の指示 ○自衛隊の災害派遣要請	
市		○県への通報 ○危険物所有者等への危害防止措置の指示 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	限、退去等の命令

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 危険物等施設	危険物等施設の 所有者、管理 者、占有者	1（1）危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置 1（2）災害発生に係る消防署等への通報 1（3）自衛消防組織その他の要員による初期消火活動 1（4）消防機関の受け入れ
	市（消防本部）	2（1）災害発生に係る県への通報 2（2）危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示 2（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令 2（4）消防隊の出動による救助及び消火活動 2（5）他市町村に対する応援要請 2（6）県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

区 分	機関名	主な措置
第2節 危険物等積 載車両	危険物等輸送機 関、市（消防本 部）	それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置

第1節 危険物等施設

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

- (1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置
施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (2) 災害発生に係る消防署等への通報
市消防本部、豊田警察署・足助警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認める時は、付近の住民に対し避難するよう警告する。
- (3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動
自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。
- (4) 消防機関の受け入れ
消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

2 市（消防本部）における措置

- (1) 災害発生に係る県への通報
県へ災害発生について、直ちに通報する。
- (2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示
危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。
- (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令
必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 消防隊の出動による救助及び消火活動
消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 危険物等積載車両

危険物等輸送機関及び市（消防本部）における措置

危険物等輸送機関及び市（消防本部）は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

- ◆ 附属資料第1－12「石油類等大量保有事業所」
- ◆ 附属資料第1－13「煙火製造所」
- ◆ 附属資料第9－1－(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

第19章 高圧ガス災害対策

■ 基本方針

○高圧ガス製造施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
高圧ガス施設等の所有者等		○ガスの安全な場所への移動等安全措置 ○消防署等への通報	
県警察		○危険物等施設の場合に準じた措置	
県		○製造業者等への高圧ガス製造施設等の使用 ○高圧ガス容器の所有者等への廃棄命 ○自衛隊の災害派遣要請	停止命令
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が県の措置に準じた命令等を発	するよう措置
市		○危険物等施設に準じた措置	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 高圧ガス施設	高圧ガス施設等の所有者、占有者	1 (1) ガスの安全な場所への移動等安全措置 1 (2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報
	市（消防本部）	2 第19章第1節「危険物等施設」に準じた措置
第2節 高圧ガス積載車両	高圧ガス輸送業者、市（消防本部）	それぞれ石油類等施設に準じた措置

第1節 高圧ガス施設

1 高圧ガス施設等の所有者、占有者における措置

(1) ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る所轄消防署等への通報

豊田市消防本部又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2 市（消防本部）における措置

第19章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

3 応援協力関係

その他の防災機関及び特定事業所等は、市は又は災害発生事業所からの応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送業者及び市における措置

高圧ガス輸送業者及び市は、それぞれ石油類等施設の場合に準じた措置を講ずる。

- ◆ 附属資料第1－14「液化石油ガス保有事業所」
- ◆ 附属資料第9－1－(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

第20章 火薬類災害対策

■ 基本方針

○火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
火薬類施設等の所有者等		○火薬類の安全な場所への移動等安全措置 ○県警察等への通報	
県警察		○県への通報 ○火薬類施設等所有者等への危害防止のための措置等 ○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 ○交通規制 ○関係機関への支援活動	
県		○製造業者等への製造施設等の一時使用停止命令 ○火薬類の所有者等への廃棄命令 ○県警察への通報	等
中部近畿産業保安監督部		○経済産業大臣が製造施設の使用の一時停止命令を発するよう措置	
市		○県への通報 ○火薬類所有者等への危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 ○消防隊の出動による救助及び消火活動 ○応援要請	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 火薬類関係施設	火薬庫又は火薬類の所有者、占有者 市（消防本部）	1（1）火薬類の安全な場所への移動等の安全措置 1（2）災害発生に係る県警察等への通報 2（1）災害発生に係る県への通報 2（2）火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定 2（3）消防隊の出動による救助及び消火活動 2（4）他市町村に対する応援要請 2（5）県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼
第2節 火薬類積載車両	火薬類輸送機関 市（消防本部）	1 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置 2 第1節「火薬類関係施設」に準じた措置

第1節 火薬類関係施設

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

豊田市消防本部、豊田警察署・足助警察署へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認める時は、付近の住民に対し避難するよう警告する。

2 市（消防本部）における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業等は、市又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第2節 火薬類積載車両

1 火薬類輸送機関の措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中部運輸局へも通報する。

2 市（消防本部）における措置

第1節「火薬類関係施設」に準じた措置を講ずる。

- ◆ 附属資料第1－13「煙火製造所」
- ◆ 附属資料第9－1－(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」

第21章 大規模な火事災害対策

■ 基本方針

○大規模な火事（陸上における火事で、林野火災以外のもの）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第19章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第20章「高圧ガス災害対策」及び第21章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害発生中	事 後
市		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○消防ポンプ自動車等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等	
県		○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の ○医療救護班の派遣 →	応援要請
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
大規模な火事災害対策	市（消防本部）	1（1）大規模な火事災害に係る県への連絡 1（2）避難指示等 1（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1（4）消防ポンプ自動車等による消防活動 1（5）県及び他市町村への応援要請 1（6）救助・救急活動 1（7）地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

区 分	機関名	主な措置
		1（8）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1（9）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等
	県	2（1）情報収集及び消防庁等関係機関への連絡 2（2）市町村の実施する消防、救急活動の指示等 2（3）防災ヘリコプターによる応急対策活動 2（4）災害対策本部の設置 2（5）自衛隊に対する災害派遣要請 2（6）他の県等に対する応援要請 2（7）消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請 2（8）医療救護班の派遣
	県警察	3（1）警察用航空機等による情報収集 3（2）救出救助活動 3（3）立入禁止区域の設定及び避難誘導 3（4）遺体の収容、搜索、検視等 3（5）交通規制 3（6）関係機関への支援活動

大規模な火事災害対策

1 市（消防本部）における措置

（1）大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（2）避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限する。

（4）消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

（5）県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

（6）救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 県（防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な火事災害の発生を知ったときは、市から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁等関係機関に連絡する。

(2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに市からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(5) 自衛隊に対する災害派遣要請

市から自衛隊の災害派遣要請の要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(6) 他の県等に対する応援要請

大規模な火事災害が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(7) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な火事災害の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助

活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。

(8) 医療救護班の派遣

大規模な火事災害が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、情報収集に努める。

(2) 救出救助活動

被災者の救出救助活動を実施する。

(3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導

立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を実施する。

(4) 遺体の収容、搜索、見分等

死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、見分等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 交通規制

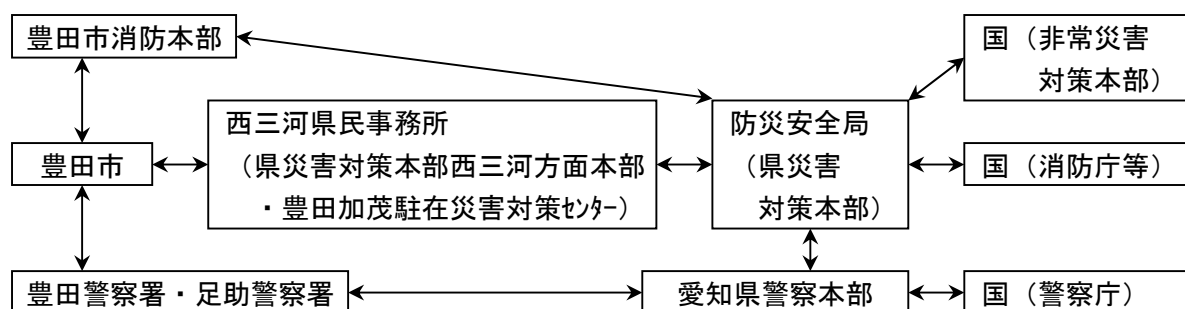
事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

(6) 関係機関への支援活動

関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



5 応援協力関係

(1) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

◆ 附属資料第9-1「協定書・覚書等」

◆ 附属資料第2-2-(1)「消防本部(署)保有の消防力」

◆ 附属資料第2-2-(2)「消防団保有の消防力」

- ◆ 附属資料第2-2-(3)「消防水利の現況」
- ◆ 附属資料第2-2-(4)「化学消火薬剤の備蓄」
- ◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆ 附属資料第9-1-(2)「西三河地区消防相互応援協定書」
- ◆ 附属資料第9-1-(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」

第2章 林野火災対策

■ 基本方針

○火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災（以下「大規模な林野火災」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事前	被害発生中	事後
市		○県への連絡 ○避難指示等 ○警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 ○防火水槽、自然水利等による消防活動 ○応援要請 ○救助・救急活動 → ○医療班の派遣及び医療機関への搬送等 ○県への防災ヘリコプター出動要請	
県		○消防庁等関係機関への連絡 ○市町村の実施する消防、救急活動の指示等 ○防災ヘリコプターによる応急対策活動、空中消火 ○自衛隊への災害派遣要請 ○他県等に対する応援要請 ○消防庁長官に対する緊急消防援助隊等の応援要請 ○医療救護班の派遣 →	
県警察		○警察用航空機等による情報収集 ○救出救助活動 → ○立入禁止区域の設定及び避難誘導 ○遺体の収容、搜索、検視等 → ○交通規制 → ○関係機関への支援活動 →	
中部森林 管理局、 豊田森林 組合		○初期消火活動 → ○消火用資機材の貸与 →	

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
林野火災対策	市	1 (1) 大規模な火事災害に係る県への連絡 1 (2) 避難情報 1 (3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令 1 (4) 防火水槽、自然水利等による消防活動 1 (5) 県及び他市町村への応援要請 1 (6) 救助・救急活動 1 (7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 1 (8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 1 (9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 1 (10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請 1 (11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請
	県	2 (1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡 2 (2) 市町村の実施する消防、救急活動の指示等 2 (3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動 2 (4) 防災ヘリコプターによる空中消火 2 (5) 災害対策本部の設置 2 (6) 自衛隊に対する災害派遣要請 2 (7) 他の県等に対する応援要請 2 (8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請 2 (9) 医療救護班の派遣
	県警察	3 (1) 警察用航空機等による情報収集 3 (2) 救出救助活動 3 (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導 3 (4) 遺体の収容、捜索、検視等 3 (5) 交通規制 3 (6) 関係機関への支援活動
	中部森林管理局、豊田森林組合	4 (1) 初期消火活動 4 (2) 消火用資機材の貸与

林野火災対策

1 市における措置

(1) 大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

(2) 避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰

宅困難者対策」の定めにより実施する。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 防火水槽、自然水利等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。

(5) 県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動を実施する。

(7) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(8) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

(10) 県及び中部森林管理局名古屋事務所に対する林野火災対策用資機材の確保要請

林野火災対策用資機材の確保が困難な場合、県及び中部森林管理局名古屋事務所へその確保の応援を要求する。

(11) 県に対する防災ヘリコプターの出動要請

空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく防災ヘリコプターの出動を要請する（第5章第2節「航空機の活用」参照）。

2 県（農林基盤局、防災安全局、保健医療局）における措置

(1) 情報収集及び消防庁等関係機関への連絡

大規模な林野火災の発生を知ったときは、市町村等から情報収集するとともに自らも防災ヘリコプター（テレビ電送システム）、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局等により、被害状況を偵察する等情報の収集に努め、消防庁及び林野庁等関係機関に連絡する。

(2) 市の実施する消防、救急活動の指示等

市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに当該市町村からの要請により他の市町村に応援を指示する。

(3) 防災ヘリコプターによる応急対策活動

救急救助活動、消防活動等の応急対策活動において、県が自ら防災ヘリコプターの出動を名古屋市消防航空隊と調整するほか、沿岸市町村等からの「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づく要請により防災ヘリコプターを活用する。

(4) 防災ヘリコプターによる空中消火

自衛隊と連携を図りつつ、防災ヘリコプターを積極的に活用し、空中消火の早期実施を行うよう努める。

(5) 災害対策本部の設置

必要に応じて災害対策本部を設置し、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(6) 自衛隊に対する災害派遣要請

林野火災の空中消火の実施又は空中消火資機材、薬剤等の輸送について必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。また、市から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要求を受けたときは、積極的に応援する。

(7) 他の県等に対する応援要請

大規模な林野火災が発生した場合、本県及び県内市町村では、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の県等に応援を要請する。

(8) 消防庁長官に対する緊急消防援助隊、広域航空消防応援等の応援要請

大規模な林野火災の発生に際しては、必要に応じ消防庁長官に対し人命救助活動等にあたる他の都道府県で編成している緊急消防援助隊の応援、ヘリコプターによる広域航空消防応援等の要請を行う。また、市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき援助要請を行う。

(9) 医療救護班の派遣

大規模な林野火災が発生した場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合は医療救護班を現地に派遣する（第6章「医療救護・防疫・保健衛生対策」参照）。

3 県警察における措置

(1) 警察用航空機等による情報収集

警察用航空機等を活用し、情報収集に努める。

(2) 救出救助活動

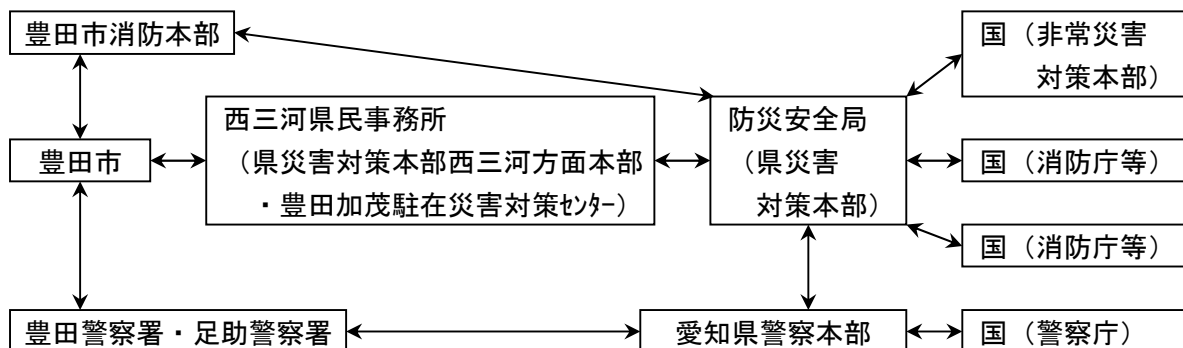
- 被災者の救出救助活動を実施する。
- (3) 立入禁止区域の設定及び避難誘導
立入禁止区域を設定するとともに避難誘導を実施する。
- (4) 遺体の収容、搜索、検視等
死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、検視等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (5) 交通規制
事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。
- (6) 関係機関への支援活動
関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

4 中部森林管理局及び豊田森林組合における措置

- (1) 初期消火活動
自発的な初期消火活動を行うとともに、市（消防機関）に協力するよう努める。
- (2) 消火用資機材の貸与
市や県からの要請により、消火用資機材の貸与を行う。

5 情報の伝達系統

大規模な林野火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



6 応援協力関係

- (1) 市は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。
- ◆ 附属資料第2-2-(1)「消防本部(署)保有の消防力」
 - ◆ 附属資料第2-2-(2)「消防団保有の消防力」
 - ◆ 附属資料第2-2-(3)「消防水利の現況」
 - ◆ 附属資料第2-2-(4)「化学消火薬剤の備蓄」
 - ◆ 附属資料第2-2-(6)「林野火災対策用資機材」
 - ◆ 附属資料第9-1-(1)「愛知県内広域消防相互応援協定」
 - ◆ 附属資料第9-1-(2)「西三河地区消防相互応援協定書」

◆ 附属資料第9－1－(12)「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」

附属資料 「愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約」

第23章 住宅対策

■ 基本方針

- あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 災害救助法が適用された場合は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去等の要請を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

■ 主な機関の措置

機関名	事 前	被害発生中	事 後
県			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定支援本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の支援 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 《応急仮設住宅の設置》 ○応援協力の要請 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ 《住宅の応急修理》 ○応援協力の要請 ○応急修理の実施
市			《被災宅地危険度判定の実施》 ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 ○被災住宅等の調査 《応急仮設住宅の設置》 ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理

機関名	事 前	被害発生中	事 後
			《住宅の応急修理》 ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 ○障害物の除去の実施
住宅供給 公社・都 市再生機 構			《公共賃貸住宅等への一時入居》 ○県からの応援協力の要請 ○提供する住宅の選定・確保 ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 被災住宅の応急危険度判定	市	(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置 (2) 被災宅地危険度判定活動の実施
第2節 被災住宅等の調査	市	被災住宅等の調査
第3節 公共賃貸住宅等への 一時入居	県、市、地方 住 宅 供 給 公 社、都市再 生機構	(1) 提供する住宅の選定・確保 (2) 相談窓口の開設 (3) 一時入居の終了 (4) 使用料等の軽減措置 (5) 応援協力の要請
第4節 応急仮設住宅の設置及び管 理運営	市	(1) 応援協力の要請 (2) 建設用地の確保 (3) 被災者の入居及び管理運営
第5節 住宅の応急修理	市	応急修理に関する補助事務
第6節 障害物の除去	市	(1) 障害物の除去の実施 (2) 他市町村又は県に対する応援要求

第1節 被災住宅の応急危険度判定 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

各市町村の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

市における措置

市は災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1)住家の被害状況
- (2)被災地における住民の動向
- (3)応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4)その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

1 県（建築局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

- (1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

- (2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

- (3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるため、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

- (4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

- (5) 応援協力の要請

被災者数が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 市における措置

- (1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

- (2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として市が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定

し、報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託してこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、市にあっては、県が行う救助の補助として県から受託して、これを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

◆ 附属資料第2-5-(7)「災害復旧用オープンスペース候補地一覧」

第5節 住宅の応急修理

1 市における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の

とりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

◆ 附属資料第9-2-(36)「災害時における民間住宅等の修繕及び応急修理に関する協定書」

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

◆ 附属資料第11-12「災害救助法施行細則」ほか

第6節 障害物の除去

1 市における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象者

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に、土石、竹木等が災害により運び込まれたために、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では障害物の除去ができない者とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

現物給付をもって行い、必要最小限の日常生活が営める状態にする。

※「現物給付」とは、除去するために必要なロープ、スコップその他機械、器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、賃金職員等あるいは技

術者を動員し、障害物の除去を実施して住み得る状態にすることをいう。

カ 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所としては、公共用地で交通及び市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には民有地を借上げて一時集積場所とする。

キ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第24章 学校における対策

■ 基本方針

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、市教育委員会、国立・私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

■ 主な機関の応急活動

機関名	事 前	被害 発生中	事 後
県	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (県立学校) ○応援の要求・指示
市	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (市立学校) ○応援の要求
国立・私立学校設置者（管理者）	○気象警報等の把握・伝達 ○臨時休業等の措置 ○避難の実施		○教育施設の確保 ○教職員の確保 ○広報・周知活動の実施 ○教科書等の給与 (私立学校等) ○応援の要求

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
-----	-----	------

区 分	機関名	主な措置
第1節 気象警報等の伝達、 臨時休業及び避難等 の措置	市	(1) 学校の事前措置 (2) 気象予警報等の情報収集、伝達 (3) 臨時休業等の措置 (4) 避難等
第2節 教育施設及び教職員の 確保	県、市、国立・ 私立学校設置者 (管理者)	1 (1) 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施 1 (2) 教職員の確保
	市	2 他市町村教育委員会に対する応援要求
	私立学校設置者 (管理者)	3 他の私立学校設置者(管理者)、市教育委員会等 に対する応援要求
第3節 応急な教育活動につ いての広報	県、市、国立・ 私立学校設置者 (管理者)	広報・周知活動の実施
第4節 教科書・学用品等の 給与	市	1 (1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与 2 (2) 他市町村又は県に対する応援要請

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

市（教育委員会）における措置

(1) 学校の事前措置

ア 応急教育計画の策定

学校の規模、立地条件等を考慮し、その学校に適した応急教育計画を策定し、教職員及び児童生徒等に対する指導方法などについて常に明確にしておく。

イ 連絡体制の確立

(ア) 非常の際に教職員を招集するための連絡網を充実しておく。

(イ) 保護者への連絡方法を確立しておく。

ウ 防災訓練の実施

災害に備え、日頃から初期消火、避難等の訓練を実施する。

(2) 気象予警報等の情報収集、伝達

市は、災害が発生するおそれがある場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに各学校へ伝達する。

(3) 臨時休業等の措置

ア 登校前の措置

学校長及び園長（以下「学校長等」という。）は、災害の発生が予想される場合、あらかじめ定められた基準により、児童生徒等が登校又は登園する前に休校措置を決定した時は、電話連絡網により保護者に連絡し、周知徹底を図る。

イ 授業開始後の措置

授業開始後に災害が発生し、又は発生が予想される場合には、児童生徒等

を帰宅させる等の措置をとる。

(ア) 情報等の把握

学校長等は、災害に関する情報、その他周辺の被害の状況を把握し、児童生徒等を帰宅させるかどうか決定するものとする。なお、被害の状況を把握するにあたっては、特に通学路について災害対策本部、警察署、消防署等関係機関及び地域の自主防災組織と連携を図り、危険箇所の把握に努める。

(イ) 下校時の危険防止

学校長等は、児童生徒等を帰宅させる場合はその安全確保に留意し、注意事項を十分徹底し、集団下校させる。園児、低学年児童については、教職員が地区別に引率するなど、必要な措置を講ずる。

(ウ) 校内保護

学校長等は、災害の状況により児童生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合、また、保護者が不在の場合等には、校内（園内）に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに災害対策本部に児童生徒等の数その他必要な事項を報告する。

(4) 避難等

ア 避難措置

学校長等は、洪水等で文教施設に危険が及ぶことが予想される場合は、市教育委員会に連絡し、適切な緊急避難の指示を行うとともに、教職員を誘導にあたらせる。

イ 秩序維持の協力

避難所に指定されている学校の学校長は、派遣されてきた市職員、警察官等と連絡を密にし、避難者あるいは児童生徒が混乱しないよう秩序維持に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

1 県（教育委員会）、市及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急な教育施設の確保と応急な教育の実施

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。
また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

(2) 教職員の確保

教職員の被災等により教職員が不足し、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、非常勤講師の配属、教職員の臨時採用等の措置等により、必要な教職員の確保に努め、状況により他市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要求する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

県（教育委員会）、市及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

1 市における措置

(1) 児童・生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した市立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6により、速やかに(7日以内)県教育委員会に報告するものとする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆ 附属資料第11－12「災害救助法施行細則」ほか

第4編 災害復旧・復興

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

■ 基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 復興計画等の策定	市	(1) 市復興計画の策定
第2節 職員の派遣要請	市	1 (1) 国の職員の派遣要請 1 (2) 他市町村の職員の派遣要請 1 (3) 職員派遣のあっせん要求

第1節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域をその区域とする市町村は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

■ 基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 公共施設災害復旧事業	各施設管理者	1 施設の災害復旧実施
第2節 激甚災害の指定	県	1（1）激甚災害の指定に係る調査 1（2）国機関との連絡調整 1（3）指定後の手続き
	市	2（1）激甚災害の指定に係る県調査等への協力 2（2）指定後の関係調書等の提出
第3節 暴力団等への対策	県警察（豊田警察署・足助警察署）	1（1）暴力団等の動向把握 1（2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除 1（3）暴力団排除に関する広報活動等
	市	2（1）復旧・復興事業からの暴力団排除 2（2）公の施設からの暴力団排除

第1節 公共施設災害復旧事業

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧事業の種類

（1）公共土木施設災害復旧事業

ア 河川災害復旧事業

- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2/3

又は1／2を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1 県（防災安全局、関係局）における措置

（1）激甚災害の指定に係る調査

県は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係局で必要な調査を実施する。

関係局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

（2）国機関との連絡調整

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

（3）指定後の手続き

激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係局は負担金等を受けるための手続きその他を実施する。

2 市における措置

（1）激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。

3 激甚災害に係る財政援助措置

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業

- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内・公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業
- （2）農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- （3）中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- （4）その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ク 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 県警察における措置

（1）暴力団等の動向把握

災害発生時には、暴力団等が復旧・復興事業に介入するなどの資金獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹底する。

（2）暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除

暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するなど、暴力団排除活動を徹底

する。

(3) 暴力団排除に関する広報活動等

暴力団等による復旧・復興事業への介入状況等に関する広報を積極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、相談に対して的確な対応を行う。

2 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

■ 基本方針

○市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。
(放射性物質及び原子力災害については、「風水害等災害対策計画編第3編第17章放射性物質災害応急対策」で対応する。)

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
災害廃棄物処理 対策	市	(1) 水害廃棄物処理計画 (2) 災害廃棄物処理 (3) ごみ処理 (4) し尿処理 (5) 周辺市町村及び県への応援要請

災害廃棄物処理対策

市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画

豊田市災害廃棄物処理計画により、迅速に処理を進める。

(2) 災害廃棄物処理

ア 処理方針

災害廃棄物については、可能な限り分別収集処理体制を確保するため、県、周辺自治体、廃棄物処理業団体及び建設業関係団体等の支援・協力を得ながら、迅速かつ効率的な処理体制を確立する。

なお、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

イ 一次仮置場

(ア) 一次仮置場の確保

災害廃棄物の処理には長期間を要する場合があるため、一次仮置場を確保する。一次仮置場として確保してある場所は、附属資料編に掲載のとおりである。なお、大量の廃棄物が発生し、確保してある一次仮置場だけでは不足する場合は、次の選定要件を考慮して、市有地及び民地の借地で対応する。

<選定要件>

- ① 一次仮置場における重機による廃棄物の積上げや選別などの作業、及び再資源化処理などに必要な仮設処理施設の設置が可能な面積を有すること。
- ② 災害廃棄物の搬入・搬出作業や作業用重機の通行が比較的容易な道路を有していること。

- ③ 一時保管又は処理、処分時の環境保全対策が行いやすい地形・地質などの立地条件を有すること。
- ④ 一次仮置場での重機による廃棄物の積上げや選別作業時や仮設処理施設の稼働時の騒音、粉塵などの発生により、近隣住民の生活環境が著しく悪化しないような十分な距離を有すること。

◆ 附属資料第2-7-(3)「災害廃棄物一時保管場所一覧」

(イ) 一次仮置場の役割

一次仮置場での処理は、災害廃棄物の効率的な再利用・再資源化を推進していくために、搬入される災害廃棄物の選別作業を中心に、破碎作業等を組み合わせで行う。災害発生直後の初期段階では、分別基準が必ずしも徹底されないことが予想される。よって一次仮置場では、適切な重機を用いて分別基準に従った選別を実施し、必要に応じて仮設の処理施設の設置を検討する。

(ウ) 一次仮置場の管理

一次仮置場に職員を配置、又は業者に委託して火災、不法投棄等の警備にあたる。また、自然発火や粉塵防止のため、散水車等を配備する。

ウ 処理方法

(ア) 市内の廃棄物処理業団体及び建設業関係団体に協力を依頼し、収集・運搬作業を行う。なお、収集・運搬にあたっては、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に行う。

(イ) 災害廃棄物については、適正な分別を行い、破碎処理等の中間処理を行った後、可能な限り金属やコンクリート片などのリサイクルに努め、リサイクルが不可能なものに限り、焼却処理によって減容化、減量化した上で最終処分場に搬入し、埋立て処分する。

(ウ) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(3) ごみ処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握し、それに基づき避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集及び処理見込み量を把握する。

イ 収集方法

(ア) 通常の収集体制を維持し収集するものとするが、避難所及び一時的に大量発生するごみの収集については、一般廃棄物収集運搬業（ごみ）許可業者に協力依頼し迅速に収集する。

◆ 附属資料第2-7-(1)「ごみ関係」

(イ) 災害による家屋の倒壊、がけ崩れ及び道路崩壊等によって慢性的な交通渋滞が発生し、通常の業務時間内のみの作業では収集できない場合には、必要に応じて夜間収集を実施する。

(ウ) 災害発生後の初期段階において避難所から発生するごみの処理は、指定

のごみ袋を利用する。なお、大量にごみ袋が必要な場合は、市指定のごみ袋取り扱い業者に依頼する。

ウ 処理方法

- (ア) 処理施設で焼却処分するが、上水道、下水道、電力等ライフラインの供給停止又は処理施設が被災し、運転不能な場合は、県等と調整し市外の焼却処分場へ搬送する。
- (イ) 交通渋滞等により、早期に処理が困難な場合には、保健衛生上適当と思われる場所を指定して臨時集積所を設ける。また、その場合には消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、衛生状態を保つ。
- (ウ) 死亡又は漂着した獣畜については、獣医師が死因等の検査を実施し、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）に基づき、保健所の環境衛生監視員の立会いのもとに適切な処理を行う。

エ 市民への協力要請

市民に対して、分別の徹底、また必要により市民自らの処理あるいは集積場所への運搬等の協力を求める。

(4) し尿処理

ア 被害状況等の把握

災害発生後、被災地の状況を的確に把握するとともに、上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集、処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ 収集方法

緊急を要する地域から、一般廃棄物収集運搬業（し尿）許可業者等に協力を要請して収集、運搬作業を実施する。

◆ 附属資料第 2－7－(2)「し尿関係」

ウ 処理方法

し尿処理は、逢妻衛生プラント及び砂川衛生プラントで処理することになるが、被災により処理能力の低下又は処理不能の場合は、農業集落排水処理施設、汚水一時貯留施設等へ投入する。それでもなお処理が困難な場合は、県等と調整し流域下水への投入や市外の処理施設へ搬送する。

◆ 附属資料第 2－7－(2)「し尿関係」

エ 災害用便槽の開設・仮設トイレの調査・設置

災害用便槽が設置されている避難所は開設する。災害用便槽の設置がない、または不足している場合は仮設トイレの必要量を調査し、速やかに避難所、被災地域等に設置を図る。また、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

オ 公共施設トイレの利用

断水及び下水道の使用不能により水洗トイレが使用できない場合については、公共施設の汲み取り式トイレの利用を促す。

カ 市民等への協力要請

水洗トイレを使用している世帯に対しては、断水に対処するため風呂水の汲み置きなど生活水の確保等を推進するものとする。また、事業所等における仮設トイレ等の備蓄を促進する。

(5) 周辺市町村及び県への応援要請

大規模災害等により、市や一般廃棄物処理業（ごみ・し尿）許可業者の能力ではごみ及びし尿の処理が不可能な場合は、県、他市町村及び関係団体に対し、応援を要請して万全を期する。

- ◆ 附属資料第2－7「清掃用施設・設備」
- ◆ 附属資料第9－1－(21)「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」
- ◆ 附属資料第9－2－(20)「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定」

第4章 被災者等の生活再建等の支援

■ 基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）への支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 罹災証明書の交付等	県	1（1）市町村の支援等 1（2）市町村への情報の提供
	市	2（1）罹災証明書の交付 2（2）被災者台帳の作成
	独立行政法人都市再生機構	3 専門的知識を有する職員の被災地への派遣
第2節 被災者への経済的支援等	県	1（1）被災者生活再建支援金の支給 1（2）県税の減免等 1（3）被災者の権利・利益の保全 1（4）義援金の受付、配分 1（5）災害見舞金の支給
	市	2（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 2（2）義援金品の受付、支給 2（3）災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 2（4）災害見舞金の支給 2（5）災害防止事業資金の融資あっせん等 2（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給 2（7）市税等の減免等
	日本赤十字社愛知県支部	3 義援金等の受付、配分
	市社会福祉協議会	4 生活福祉資金の貸付
	生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）	5 被災者生活再建支援金の支給

区 分	機関名	主な措置
	報道機関等	6 義援金品の受付、配分
第3節 金融対策	東海財務局、日本銀名古屋支店	1 (1) 通貨の円滑な供給の確保 1 (2) 金融機関等に対する要請 1 (3) 損傷銀行券等の引換 1 (4) 相談窓口の設置 1 (5) 国庫事務の運営 3 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止
	市	2 国、県、金融機関等に対する要請
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置
	独立行政法人住宅金融支援機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置
第5節 労働者対策	愛知労働局	1 (1) 相談窓口の設置 1 (2) 事業主への監督指導等 1 (3) 労災病院等への要請 1 (4) 労災補償の給付 1 (5) 職業のあっせん 1 (6) 雇用保険求職者給付における基本手当の支給 1 (7) 暴力団等における不正受給の防止
	県	2 (1) 相談窓口の設置 2 (2) 就業促進
第6節 市税及び国民健康保険税等の減免等	市	(1) 市税 (2) 国民健康保険税

第1節 罹災証明書の交付等

1 県（防災安全局）における措置

(1) 市町村の支援等

ア 市町村の支援

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。

なお、市町村から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、被災市町村の調査体制の強化を図る。

イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加

が可能となるような工夫をするよう努める。

また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(2) 市町村への情報の提供

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

2 市における措置

(1) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立する。また必要に応じて協定締結団体に対し応援協力を要請し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者への経済的支援等

1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給

ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。

イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費

に対し、県費補助金を交付する。

(2) 県税の減免等

県は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免等を行う。

(3) 被災者の権利・利益の保全

特定非常災害の被災者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、特定非常災害に指定された災害時には、政令で定める各種免許証の有効期限の延長等の措置が講じられる。

このような場合、県は、手数料等の減免等について、県独自の特例措置を検討するとともに、国の特例措置や県独自の特例措置について広報する。

(4) 義援金の受付、配分

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、県、日本赤十字社愛知県支部等義援金収集团体等で構成する義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、市町村に寄託して配分する。

(5) 災害見舞金の支給

自然災害により死亡（行方不明を含む）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 義援金品の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

ア 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を福祉保健対策部に開設して、寄託される義援金品の受付を行うものとする。ただし、資金管理の事務は会計課の所管とする。

イ 義援金品の配分

市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を、「豊田市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。

（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。

（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

（費用負担：国2／3、県1／3）

（4）災害見舞金の支給

「豊田市災害見舞金支給条例」の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給するものとする。

（5）災害防止事業資金の融資あっせん等

「豊田市災害防止事業資金融資あっせん及び利子補給に関する要綱」の規定に基づき、該当住宅の所有者に対し、宅地かさ上げ工事等の融資のあっせん及び関係金融機関に対する利子補給を行う。

（6）豊田市被災者生活再建支援金の支給

自然災害が発生し、生活基盤に著しい被害を受けた世帯で、被災者生活再建支援法が適用されない場合に、被災者生活再建支援法と同等の支援金を支給する。

（費用負担：県1／2、市1／2）

（7）市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 市社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市に寄託する。

第3節 金融対策

1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置

民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。

（1）通貨の円滑な供給の確保

金融機関の現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保について万全の措置を講じる。

（2）金融機関等に対する要請

機を逸せず必要と認められる範囲内で、民間金融機関等に対し、次に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

ア 預金取扱金融機関への措置

（ア）災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置。

（イ）預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- a 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書等の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。
- b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。

（ウ）手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場

合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置。

(工) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 保険会社及び少額短期保険業者への措置

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り便宜措置を講ずる。

(イ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び少額短期保険業者において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

ウ 証券会社等への措置

(ア) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置。

(イ) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力。

(ウ) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置。

(エ) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(オ) その他、顧客への対応について十分配慮すること。

エ 電子債権記録機関への措置

(ア) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(イ) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞や Web サイトに掲載し、取引者に周知徹底すること。

(3) 損傷銀行券等の引換

損傷銀行券等引換のために必要な措置を講ずる。

(4) 相談窓口の設置

国債を減紛失した顧客に対する相談を受け付ける。

(5) 国庫事務の運営

国庫事務を円滑に運営するために必要な措置を講ずる。

2 市における措置

国、県、民間金融機関等に対して、適切な措置を講ずるよう要請する。

3 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置

災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

第4節 住宅等対策

1 市における措置

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設、修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

(1) 災害公営住宅

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

なお、被害が甚大で市において建設が困難な場合においては、県が公営住宅法に基づき建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 労働者対策

1 愛知労働局（豊田公共職業安定所、豊田労働基準監督署）における措置

（1）相談窓口の設置

通院していた病院が災害等に遭い、治療が受けられなくなった労災被災労働者、賃金が支払われない、又は解雇された労働者、事業活動の停止により賃金及び労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

（2）事業主への監督指導等

ア 危険物・有害物の漏えい等のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場設備の運転の再開時における安全措置について監督指導等を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

イ 応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導等を実施し、安全衛生の確保に努める。

（3）労災病院等への要請

被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院、労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

（4）労災補償の給付

被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

（5）職業のあっせん

ア 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業を始め他県の企業に働きかけ、希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ 被災者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、必要に応じ相談窓口を設置する。

（6）雇用保険求職者給付における基本手当の支給

激甚災害に指定された地域の企業（雇用保険適用事業所）に就労する者で、災害を受け企業が休業するに至ったことにより、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状況にある場合、失業しているものとみなして激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の約4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

（7）暴力団等における不正受給の防止

被災労働者に対する労災補償や雇用保険求職者給付における基本手当の支給等について、暴力団等による不正受給を防止するために県警察と連携して身分確認等を徹底する。

2 県（労働局）における措置

（1）相談窓口の設置

事業所の被災状況を把握するとともに、被災離職者からの相談に対して迅速

に対応できる窓口を設置する。相談に当たっては、愛知労働局等が設置する相談窓口等との連携を図る。

(2) 就業促進

雇用を維持する事業主への支援策や、臨時的な雇用創出策等を検討し、必要に応じて実施する。

また、被災離職者に対する適切な職業訓練を実施して再就職に対する取組を支援する。

**第6節 市税及び国民健康保険税の減免等
市における措置**

(1) 市税

豊田市市税条例、豊田市都市計画税条例及び事業所税条例の規定に基づき、災害により被害を受けた個人の市・県民税、固定資産税、都市計画税、事業所税の納税義務者に対して、減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

(2) 国民健康保険税、一部負担金

豊田市国民健康保険税条例及び豊田市市税条例の規定に基づき、災害により被害を受け、保険税の納付が困難な者に対して、国民健康保険税の減免並びに納期限の延長及び徴収猶予を行う。

また、豊田市国民健康保険一部負担金の免除、減額及び徴収猶予に関する規則の規定に基づき、災害により被害を受け、一部負担金の納付が困難な者に対して、一部負担金の免除等を行う。

(3) 介護保険料、介護保険給付サービス費

豊田市介護保険条例の規定に基づき、災害により被害を受け、保険料及び給付サービス費の納付が困難な者に対して、その減免を行う。

(4) 後期高齢者医療保険料、一部負担金

愛知県後期高齢者医療広域連合条例及び規則の規定に基づき、災害により被害を受け、保険料及び一部負担金の納付が困難な者に対して、その減免を行う。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

■ 基本方針

○被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

■ 主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
第1節 商工業の再建支援	市	支援情報の提供及び相談窓口の設置
第2節 農林水産業の再建支援	市	(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 (2) 金融支援等 (3) 施設復旧

第1節 商工業の再建支援

市における措置

支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第1章 公共施設等災害復旧対策 参照

豊田市地域防災計画

－風水害等災害対策計画－

令和 6 年 1 月一部改訂

編集・発行 豊田市防災会議
事務局／豊田市地域振興部市民安全室防災対策課

〒471-8501

愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地

TEL 0565-34-6750

FAX 0565-34-6048

E メール bousai@city.toyota.aichi.jp
